

天理参考館報

第38号

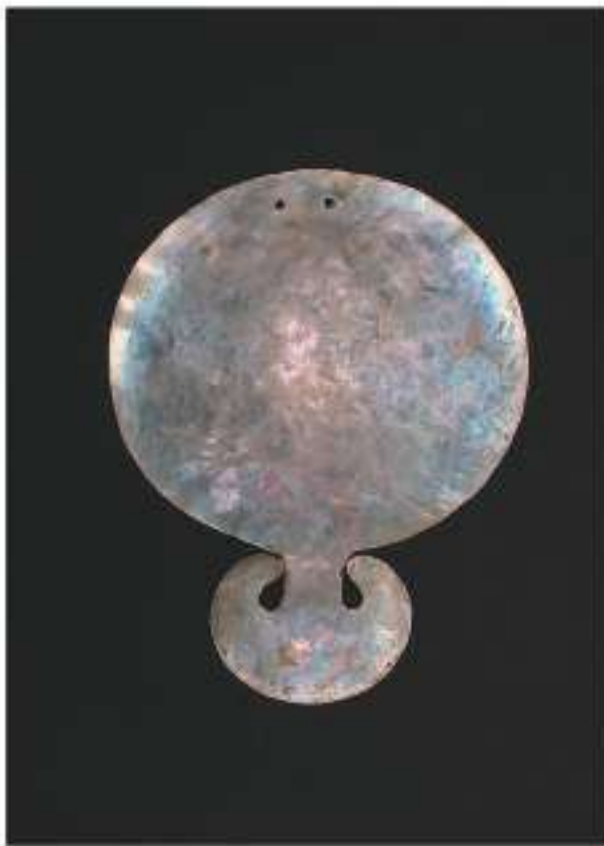
2024 年度



(荒田 恵・青木智史)



1 金製頭飾り（人面形）



2 銀製胸飾り



3 トウミ

目 次

I 論文・研究ノート

天理参考館所蔵古代エジプト供養碑の研究 ―銘文の解釈を通して―	間 舎 裕 生	5
中国大陸の古代熨斗(四) ―簡略化から新型式成立へ, 東晋～南朝時期―	江 介 也	25
天理市城法裏古墳の発掘調査	藤 原 郁 代	35
伝ペルー・ボリビア出土館蔵金属製品の基礎的調査 ―類例調査と蛍光 X 線分析―	荒田 恵・青木 智史	45

II 事業概要

1 展観	65
(1) 企画展・巡回展	65
(2) 天理ギャラリー展	67
(3) その他の展覧会	68
2 調査研究	68
(1) 海外民族室	68
(2) 日本民俗室	68
(3) 交通文化室	68
(4) 考古美術室	68
3 資料収集・保存	69
(1) 収蔵資料概要	69
(2) 新収蔵資料	69
4 普及活動	71
(1) 入館者数	71
(2) トーク・サンコーカン (公開講演会)	71
(3) ワークショップ, 他	71
(4) マンデートーク	72
(5) ミュージアムコンサート「参考館メロディユー」	73
(6) その他のイベント 天理教こどもおちばがえり	73

I 論文・研究ノート



サーサーン朝 バフラーム5世の銀貨 イラン 5世紀 径3cm 4.2g

天理参考館所蔵古代エジプト供養碑の研究

—銘文の解釈を通して—

間 舎 裕 生

1. はじめに

当館が所蔵する古代エジプト関連資料としては、2025年4月の時点でおおよそ380点が登録されている。そのうちのいくつかについては、鈴木まどか（2003）、山花京子（2011）、藤井信之（2018）各氏による論考がすでに発表されているものの、大部分の資料に対する研究は未着手といってよい。それは、常設展示され、レリーフがほぼ完全な状態で残存する資料番号 E11 の供養碑についても同様である（巻頭カラー写真、図1）。本資料の場合、当館へ将来する以前に論考が発表されているものの、以降ほとんど注目されてこなかった。本稿ではこの供養碑に焦点を当て、銘文の解釈を通して、できる限りの歴史的位置づけを試みることを目的とする。

2. 対象資料について

2-1. 資料の詳細

参考館資料番号 E11。幅40.5cm、高さ68.0cm、厚さ8.5cm。石灰岩製。1953年（昭和28）に当館の所蔵となった。「供養碑」とは、古代エジプトにおいて死後の世界での安泰を祈願して、遺族が私人墓の中に設置する石碑であるが、残念ながら出土コンテクストは失われてしまっている。

上辺は弧状を、左右辺はほぼ直線状を呈す。現在は台座に埋め込まれている底辺は、不整形である。側面および裏面が粗く削られた状態であることと併せると、本来はもっと大きな石碑ないし壁体の一部であったか、壁に埋め込まれた状態であったものと推測される。人物の肌など、わずかに赤褐色の顔料が残るが、大部分は退色してしまっている。

本資料は大きく上下2段に分かれて構成されている。レリーフは、上段が陽刻、下段が陰刻で表現されることで、上段が際立つように工夫されている。上段の頂部中央には、神による守護と永遠性の象徴である輪と、生命の水を入れるための容器と思われる逆台形が描かれ、その左右に辟邪の象徴である「ウジャトの眼」が配される（Müller-Winkler 1986；Westendorf 1980）。

その下には12行の縦書きの陰刻銘文を挟み、供物の積まれた卓を中央にして向かい合った男性二人が描かれる。左側の男性は、獣のような形をした脚の椅子に腰をかけ、右手にはハンカチを、左手には職杖を持つ。胸飾りをつ

け、肩は露出しており、胸から脛まである長いローブを身に着けている。ローブから出た紐を首の後ろに通して胸元で結んでいるので、エプロンのようなつくりの衣服であったかもしれない。サンダルを履いた両脚は揃えられ、低い台の上に載せられている。上の銘文から、この供養碑が置かれた墓の被葬者のトトメスという人物であることがわかる。

右の人物は剃髪をし、上半身が裸で腰布だけを身に着けている。両足を前後に開き、右手をトトメスの方へ差し出している。トトメスの息子アメンヘテプで、この供養碑の製作者である。

下段には、椅子に座して傍らに少年を抱く女性の姿が、中央の供物卓を挟んで左右対称の構図で描かれている。左側の女性は、右手にハンカチを、左手には再生の象徴であるハスの花を持っている。肩まである髪の毛の先端からは、紐状の飾りが複数垂れ下がっている。頭頂部にはハスの花の蕾と、円錐状の飾りを載せている。これに比べると右側の女性はやや質素な身なりをしており、両手には何も持っておらず、右手を胸元に当てている。髪飾りも付けていない。少年は二人とも側頭部から髪の毛を房状に垂らしており、衣服は身に着けていない。片手を女性の膝に載せている。

ところで、本資料は当館の所蔵となる前に、英文にて紹介されている。著者はイギリスのエジプト学者 A. M. ブラックマンで、1917年に刊行されている（Blackman 1917⁽¹⁾）。そこでは本資料は「ニュージェント・コレクション」の一つとして挙げられており、前年にブラックマンがイギリス東部のノーフォークを訪れた際に、資料を実見する機会があったとされる。本資料は、イオニア諸島高等弁務官（High Commissioner of the Ionian Islands）を1832～35年の間務めたジョージ・ニュージェント＝グレンヴィル男爵（Lord George Nugent-Grenville）が1844年にエジプトを訪れた際に入手し、1850年の男爵の死去以降ブラックマンが訪れた際には、姪にあたる人物が所有していた（Blackman 1917:39）。碑文の内容だけでなく、形状や表面の損傷箇所なども当館所蔵資料と一致しており（Blackman 1917: Plate X）、同一のものであることは間違いがない。ブラックマンの論考が発表されてから当館所蔵となるまでの30余年間、本資料がたどってきた詳

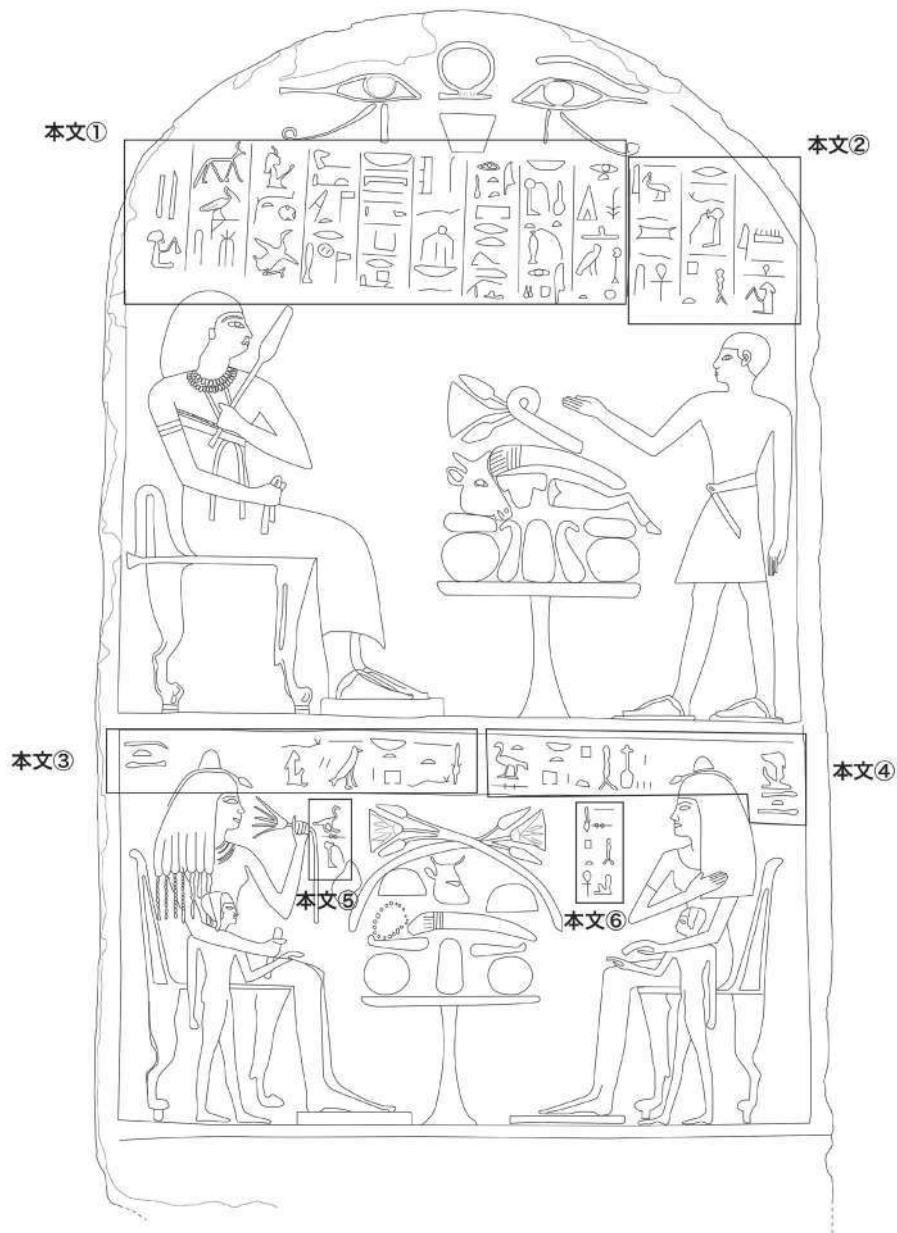


図1：供養碑（参考館資料番号E11）の描記図

しい足取りは今となってはわからないが、戦中・戦後の混乱の中で所有者を転々とし、日本へ将来したのであろう。

2-2. 資料の製作年代

本碑文には、被葬者の仕えた王の名前などが記載されておらず、製作された年代を直接的に知ることはできない。ブラックマンは、石碑の加工様式を基に、新王国時代第18王朝のトトメス3世の治世末期またはアメンヘテプ2世の治世のものと比定するが（表1）、根拠の詳細は明記されていない（Blackman 1917：41）。また、トトメスの衣装については「宰相」の官衣であるとして、ト

トメス3世とアメンヘテプ2世に仕えた宰相レクミラ（Newberry 1900：Pls. XII, XVI）との共通性を指摘している（Blackman 1917：40）。ただし、「宰相」の官衣は中王国時代から存在するとの指摘もあり（Martin-Pardey 1986：1229）、この衣装のみを以てしては本供養碑の年代を絞り込むことはできないことになる。そこで本稿では、本供養碑の製作された時代を特定しうる第3の要素として、「トトメス」という人名に着目したい。

「トトメス」という名を持つ王は第18王朝に4人いる（表1b）一方で、それ以前にも以降にも存在しない。このことは、「トトメス」という人名が、古代エジプト史の中のごく短期間のみ流行した可能性を示している。

表1：a. 古代エジプトの編年, b. 新王国時代の編年（いずれも河合2021：277-281を基に作成）

a

時代名	王朝	絶対年	
先王朝時代	－	前4500～前3000年頃	
初期王朝時代	第1～2王朝	前3000～前2686年頃	
古王国時代	第3～6王朝	前2686～前2181年頃	
第1中間期	第7～11王朝	前2181～前2055年頃	第11王朝はテーベのみ
中王国時代	第11～14王朝	前2055～前1650年頃	第11王朝はエジプト全土
第2中間期	第15～17王朝	前1650～前1550年頃	
新王国時代	第18～20王朝	前1550～前1069年頃	
第3中間期	第21～25王朝	前1069年頃～前664年	
末期王朝時代	第26～31王朝	前664～前332年	
プトレマイオス朝時代	マケドニア朝・ プトレマイオス朝	前332～前30年	

b

王朝	王	絶対年
第18王朝	イアフメス	前1550～前1525年頃
	アメンヘテプ1世	前1525～前1504年頃
	トトメス1世	前1504～前1492年頃
	トトメス2世	前1492～前1479年頃
	トトメス3世	前1479～前1425年頃
	ハトシェプスト	前1473～前1458年頃
	アメンヘテプ2世	前1427～前1400年頃
	トトメス4世	前1400～前1390年頃
	アメンヘテプ3世	前1390～前1352年頃
	アメンヘテプ4世 / アクエンアテン	前1352～前1336年頃
	スメンクカーラー	前1339年頃
	ネフェルネフェルウアテン	前1338～前1336年頃
	トットアンクアメン	前1336～前1327年頃
	アイ	前1327～前1323年頃
第19王朝	ホルエムヘブ	前1323～前1295年頃
	ラメセス1世	前1295～前1294年頃
	セティ1世	前1294～前1279年頃
	ラメセス2世	前1279～前1213年頃
	メルエンプタハ	前1213～前1203年頃
	アメンメセス	前1203～前1200年頃？
	セティ2世	前1200～前1194年頃
	シブタハ	前1200～前1188年頃
第20王朝	タウセレット	前1188～前1186年頃
	セトナクト	前1186～前1184年頃
	ラメセス3世	前1184～前1153年頃
	ラメセス4世	前1153～前1147年頃
	ラメセス5世	前1147～前1143年頃
	ラメセス6世	前1143～前1136年頃
	ラメセス7世	前1136～前1129年頃
	ラメセス8世	前1129～前1126年頃
	ラメセス9世	前1126～前1108年頃
	ラメセス10世	前1108～前1099年頃
	ラメセス11世	前1099～前1069年頃

表2：「トトメス」という人名の記された資料

No	資料名	年代	出土地	称号	家族	出典
1	トトメス墓 (TT32)	新王国時代第19王朝ラメセス2世	テーベ、アル＝コーカ	アメン神の執事長 上下エジプトの穀物庫の監督官	妻：イシ	未公開資料 (Porter and Moss 1960: 49-50)
2	トトメス墓 (TT205)	新王国時代第18王朝トトメス3世 ～アメンヘテプ2世?	テーベ、アル＝コーカ	王室執事	-	Porter and Moss 1960: 305
3	トトメス墓 (TT248)	新王国時代第18王朝トトメス3世	テーベ、アル＝コーカ	トトメス3世への奉獻者	妻：タメレト	Porter and Moss 1960: 335; <i>Urk IV</i> : 1642
4	トトメス墓 (TT295)	新王国時代第18王朝トトメス4世 ～アメンヘテプ3世	テーベ、アル＝コーカ	アムシスの胸の内の秘密を知る者の長 良き家のセム神官 ミイラの防衛処理職人	父：センネチエル 母：セネムイアフ 妻：ネフエレトイリ、レスウテト	未公開資料 (Porter and Moss 1960: 376-377)
5	トトメス墓 (TT342)	新王国時代第18王朝トトメス3世	テーベ、クルナ	世襲領主 王室伝令官	母：タベネレト 妻：テパイフ	Champollion 1844: 514
6a	トトメス4世墓内ヒエラティック墨 書銘文	新王国時代第18王朝トトメス4世	テーベ	テーベの執事	父：ハアテイアイ 母：イウフ	Carter and Newberry 1904: xxxiii-xxxiv
6b	石灰岩製座像断片 (ロンドン大学博物館資料番号14660)	新王国時代第18王朝トトメス4世	テーベ	王室の真実の書記 王の最愛の者 テーベの執事	-	University College of London
7a	トトメス3世側室墓入口付近ヒエ ラティック銘文	第3中間期第21王朝テーベ 「アメン神権国家」バイネジェム1世	テーベ、「王家の谷」トトメス3世側室墓	永遠の家の王室書記	息子：プテヒアメン 孫：アネクエンエフアメン	Winlock 1948: 6-7, Pl. XI
7b	砂岩製座像 (カイロ博物館資料番号48832, 48833)	第3中間期第21王朝テーベ 「アメン神権国家」バイネジェム1世	テーベ、メデイネト・ハブ	永遠の家の王室書記 アメン神殿の書記 … 全神のための書記	-	Daressy 1898: 75-76
8	カノボス壺	新王国時代第19王朝?	テーベ、デイル・エル＝メデイナー 中央街区区住居 V 部屋 II	王室書記	-	Bruyère 1939: 304-306, Fig. 174
9	石灰岩製断片	新王国時代第19王朝	テーベ、デイル・エル＝メデイナー プトレマイオス朝期神殿城北東隅	2つの地の主の王室書記 金と銀の宝物庫の監督官 … の労働者の監督官 書記	-	Bruyère 1952: 118-120, Pl. XLIV
10	靦 (資料番号333)	新王国時代第18王朝ツタンカーメン	テーベ、「王家の谷」ツタンカーメン墓	王の息子 (クシユ総督?)	-	Carter 1933: 97
11	木棺模型	新王国時代第18王朝?	テーベ近郊ドウラ・アブ・エン＝ナガ	-	-	The Marquis of Northampton et al. 1908: 31
12	石灰岩製碑 (ロンドン大学博物館資料番号14228)	新王国時代第20王朝	テーベ、デイル・エル＝メデイナー	-	兄/弟：バイリ	Stewart 1976: 45-46, Pl. 36.1
13	石灰岩製碑 (セント＝ルイス美術館資料番号1095:1920)	新王国時代第18王朝ホルエムヘブ?	テーベ(デイル・エル＝メデイナー?)	イシス神の呼び声を聞く者	姉/妹・妻：イレレトアネン 息子：フィネフエル、ネフエルク エルハテフ、バウエル 娘：タテイアメン、セネジュレン ベト、タテイヘメテト	Davis 1921: 26-27
14	石灰岩製人物立像 (ベルギー王立芸術歴史博物館資料番号E00791)	新王国時代第18王朝?	テーベ?	ネケンの口	-	Speleers 1923: 30
15	石灰岩製3人物座像 (カイロ博物館資料番号549)	新王国時代第19王朝	テーベ	最愛なる王室書記 聖所の監督官 アメン神の穀物庫の監督官	父：アメンメス 母：ヘストウエセブ	Borchardt 1925: 94-96, Pl. 91
16	石灰岩製碑 (フィレンツェ考古学博物館資料番号251(0))	新王国時代?	テーベ?	-	夫：バキ	Schiaparelli 1887: 308
17	石灰岩製碑 (元ヒルトン＝ブライス・コレクション番号2011)	第18王朝	テーベ、クルナ	-	-	Hilton Price 1897: 213
18	石棺破片 (ストラスマール・エジプト学研究所資料番号133)	新王国時代第19王朝	テーベ	2つの地の主の …	-	Spiegelberg 1909: 10-11
19	銘文入土器 (トリノ博物館資料番号3496)	新王国時代?	テーベ?	-	-	Fabretti et al. 1882: 468, Tav. II-168
20	ヒエラティック銘文入木棺模型・小像 (カイロ博物館資料番号47923)	第2中間期第17王朝 ～新王国時代第18王朝初期	テーベ?	書記	-	Newberry 1930: 271-272; 1957: Pls II, VIII

21	石碑断片	新王国時代？	テーベ、カルナク、メンチュ神殿礼拝堂	アメン神の執事長	-	Robichon, et al. 1954: 163, Fig. 163
22	花崗岩製座像 (カイロ博物館資料番号42180)	新王国時代ラメセス朝	テーベ、カルナク	アメン神の執事長	-	Legrain 1909: 45-46, Pl. XLIII
23	ヒエラテイク銘文	新王国時代	テーベ、カルナク、アメン大神殿第9塔門東翼北面	…の王の息子	-	Lepsius, <i>Text III</i> : 48, <i>Tafel VI</i> : 22-3
24	銘文	新王国時代	テーベ、カルナク、アメン大神殿第9塔門北面東壁外面	アメン神殿の… 穀物庫の監督官	父：スアウィアメン	Naville 1883: 3, n.1
25	石灰岩製彫像破片 (カイロ博物館資料番号923)	新王国時代第18王朝トトメス4世	テーベ、カルナク、ムト神殿	父：トトメス4世	父：トトメス4世	Borchardt 1930: 156
26	花崗岩製彫像	新王国時代	テーベ、カルナク、礼拝堂 K	アメン神の兵士の監督官長	-	Legrain 1900: 135
27	漆喰片 (カイロ博物館資料臨時番号3010.26.7)	新王国時代第18王朝トトメス3世	テーベ、カルナク	ラー神殿の労働者の監督官 王室書記	-	Lieblein 1892: 1928
28	彫像破片 (ベルギー王立芸術歴史博物館資料番号 E04067)	新王国時代第18王朝	テーベ、デイル・エル＝バハリ、メンチュヘテブ神殿	書記 執事 アメン神殿の宝物庫の監督官	-	Speleers 1923: 38
29	石灰岩製偽扉 (大英博物館資料番号170)	新王国時代第18王朝	テーベ、デイル・エル＝バハリ	王室書記 執事 アメン神の執事 記念碑の工人の監督官	-	Edwards 1939: 40-41, Pl. XXXIV
30	ヒエラテイク銘文 (フィレンツェ考古学博物館資料番号6394)	新王国時代第19王朝以降	テーベ西岸、ラメセス朝の神殿(未完成)	書記	父：アメンイウフ	Schiaparelli 1887: 510-511
31	ヒエログリフ銘文	新王国時代第19王朝	メンフイス、テタイ王（古王国第6王朝）のピラミッド内礼拝堂	預言者 西方の主人	父：メリブタハ	Lacau 1957: 234; Barsanti 1914: 255-256
32a	プタハメス供養碑 (ライデン博物館資料番号 AP.11, ロンドン大学博物館資料番号14463)	新王国時代第18王朝アメンヘテブ3世	メンフイス	町の監督官 宰相	妻：タウイ 息子：メルブタハ 息子：プタハメス	Boeser 1913: 8, Taf. XV
32b	トトメス墓偽扉 (フィレンツェ考古学博物館資料番号2565)	新王国時代第18王朝トトメス3世 ～アメンヘテブ2世／トトメス4世？	メンフイス	世襲貴族 市長 ネケンの口 マアト神の預言者 町の監督官 宰相 裁判官 下エジプトの要塞の市長 王宮の聖人に相對すべし者 被われし者 唯一の友 王の傍の友	息子：プタハメス	Schiaparelli 1887: 292-295
33	石灰岩製碑	新王国時代第18王朝アメンヘテブ3世	メンフイス	メンフイスの門衛長	姉／妹・妻：ハウト 兄／弟：ナクト 息子：ナクト	Budge 1885: 320-328; Edwards 1939: 47-49, Pl. XXXIX
34	銘文	新王国時代	メンフイス	倉庫の長	妻：チュイアイ	非公開資料 (Porter and Moss 1978: 749)
35	銘文入アラバスター製容器 (ルーヴル美術館資料番号 N482B)	新王国時代第18王朝アメンヘテブ3世	メンフイス、セラベウム、アメンヘテブ3世の部屋	王の息子 セム神官	父：アメンヘテブ3世	Pierret 1877: 89; Gauthier 1912: 336
36	石碑破片	新王国時代第18王朝？	中エジプト、マクミアム渓谷岸壁	クヌム神の預言者	-	Kamal 1913: 135
37	ヒエラテイク銘文	新王国時代第18王朝？	上エジプト、アクミーム	書記	-	Bouriant 1889: 146
38	石碑 (カイロ博物館資料番号22116)	新王国時代？	上エジプト、アクミーム	書記	-	Kamal 1905: 100-101
39	石灰岩製供物卓	新王国時代？	上エジプト、アクミーム	守護の家の書記 メヌ神の勘定書記	-	Kamal 1909: 100
40	石碑 (カリフォルニア博物館資料番号 B11a)	新王国時代終盤	上エジプト、ナグ・エッ＝デイル	神官	-	Luts 1927: 6, Pl. 29
41	木棺破片	新王国時代	アビドス	書記	-	Petrie 1902: 35, 48

表2 : 「トトメス」という人名の記された資料 (つづき)

42	小像	新王国時代？	新王国時代第18王朝トトメス3世 ～アメンヘテプ3世	ウナム・エル＝カアブ キフト	王室書記	-	-	Amélineau 1899: 163-164 Budge 1909: 109-110
43	花崗岩製容器破片 (大英博物館資料番号 EA890)	新王国時代第18王朝トトメス3世 ～アメンヘテプ3世	新王国時代第18王朝アメンヘテプ3世	エル＝カブ, アメンヘテプ3世神殿	王室書記 南の町の執事	-	-	Lepsius Text IV: 45
44	銘文	新王国時代第18王朝？	新王国時代第18王朝？	エル＝カブ	ネケブの王の長男 書記	-	-	Brugsch 1883: 806 Bouriant 1885: 39 Daressy 1901a: 130
45	石碑	新王国時代？	新王国時代第26王朝？	ヒエラコンポリス, コム・エル＝アフマル エドフ近郊ナグ・エル＝ハサヤ	ホルス神官 女王陛下を満足させる者 ホルスセマタウィ神の看護師の監督官 ホルスの衣服を司る上級神官 ？？？ 神殿書記の守護者	-	祖父：ペディアメン	
46	ラーウェネフ墓入口銘文	新王国時代？	新王国時代第18王朝	ゲベル・エツ＝シルシラ西部	宝物庫の監督官	-	-	Lepsius Text IV: 89
47	銘文入棺	新王国時代？	新王国時代第18王朝アメンヘテプ2世 ～アメンヘテプ4世	ゲベル・エツ＝シルシラ西部	天蓋の長	-	息子：アメンエムハト	Urk. IV: 1054-1055
48	トトメス彫像	新王国時代第18王朝	新王国時代第18王朝アメンヘテプ2世 ～アメンヘテプ4世	アスワン, シヘイル島	王の息子 (クシエ総督)	-	-	Lepsius Text IV: 125
49	神殿入口銘文	新王国時代第18王朝	新王国時代第18王朝アメンヘテプ2世 ～アメンヘテプ4世	アスワン, シヘイル島	クスム神の第一預言者	-	-	Brugsh 1891: 1216
50	崖面銘文	新王国時代？	新王国時代？	アスワン, シヘイル島	クスム神の預言者	-	-	Petrie 1888: 10, Pl. II-57
51	崖面銘文	新王国時代？	新王国時代第20王朝ラメセス3世～ 4世	テベ, 「王家の谷」	神々に会うために天を開ける者 彼の事務所の長 彼の地位の偉大なる者 厩舎の卓越したる者 黄金のホルス神と黄金のセト神の装飾の長 二つの地の主の守護者 二つの地の主の守護者 二つの地の主の守護者 王の唯一の友 王宮への入城を認められし者 宮廷の長 西の地の墓へ入りし者 テベの神殿の監督官 王の傍へ寄れる者 王の傍へ寄れる者 彼の唯一の音楽家 二つの地の主の？？？ 彼と女王陛下の家のハヤブサ 王宮の王 穀物庫の監督官 預言者の監督官 ？？？の長 管理者の監督官 町の監督官 宰相 王の右側の団扇持ち	-	-	Daressy 1901b: 87-88, Weil 1908: 119
52	石灰岩製碑破片 (カイロ博物館資料番号25339)	新王国時代第19王朝ラメセス2世	新王国時代第19王朝ラメセス2世	ヌビア, アニバ, SA.14号墓	領主	妻：ネブウエムウエセヘト	-	KRI III: 124-125
53	ウシヤブティ小像	新王国時代第19王朝ラメセス2世	新王国時代第19王朝ラメセス2世	下エジプト, カンティール	二つの地の主の供物台の書記	-	-	Habachi 1954: 531
54	石碑 (ヒルデスハイム博物館資料番号430)	新王国時代第19王朝ラメセス2世	新王国時代第19王朝ラメセス2世	上エジプト, ヘルモポリス	良き神の筆頭 王室書記 二つの地の主の馬の監督官	-	-	Roeder 1937: 33
55	銘文入鴨居石	新王国時代第19王朝ラメセス2世	新王国時代第19王朝ラメセス2世	下エジプト, カンティール	二つの地の主の従軍書記	-	-	Habachi 1954: 536
56	石碑 (ヒルデスハイム博物館資料番号377)	新王国時代第20王朝ラメセス4世	新王国時代第20王朝ラメセス4世	アビドス？	コンス神の執事長 オシリス神の上級神官 書記	父：ヘリ	-	KRI VI: 98-99
57	石灰岩製碑 (ルーヴル美術館資料番号 E.17227)	新王国時代第20王朝ラメセス4世	新王国時代第20王朝ラメセス4世			-	-	KRI VII: 398-399
58	リフォード D バベルス	新王国時代第20王朝ラメセス11世	新王国時代第20王朝ラメセス11世			-	-	

それでは、王以外の「トトメス」に関してはどうか。「トトメス」という人名の記された資料として、5基の墓のほか、石碑や彫像、土器、崖面銘文など57点⁽²⁾が確認できた(表2)(Porter and Moss 1960: 49-50, 305, 335, 376-377, 409-410; 1962: 277; 1964: 853; 1972: 560; 1978: 954)。表内では、同一人物に関する資料は同一の算用数字で示し、資料ごとにアルファベット小文字⁽³⁾を付した。これに基づくと、53人ないし54人の「トトメス」がいたことになる。一方で、出土地が明らかでない動産資料や、断片的な銘文のために人名以外の情報を得ることが難しい資料も含まれており、推定される出土地や年代の後に「？」を付してある。

より詳細な検討は後の章で改めて行うとして、ここで

はこれらの資料の属する年代について注目したい。これらの資料の中には、その人物が仕えていた王の名前などが記されているものや、共伴資料を基に、資料の製作された年代を推定できるものがある。表2中の「年代」の列には、そういった手法によって導き出された製作年代が示されている。資料によっては特定の王の時代にまで限定することが可能である一方、「第18王朝」や「新王国時代」程度にしか限定できないものもあるが、「トトメス」という名前の人物が存在していたおおまかな時代幅を知ることができる。すなわち、第3中間期(7)や末期王朝時代(47)に属するものもあるが、ほとんどは新王国時代であり、とくに第18王朝時代が最も多く、時代が下るにしたがって減少していく傾向がある。また、

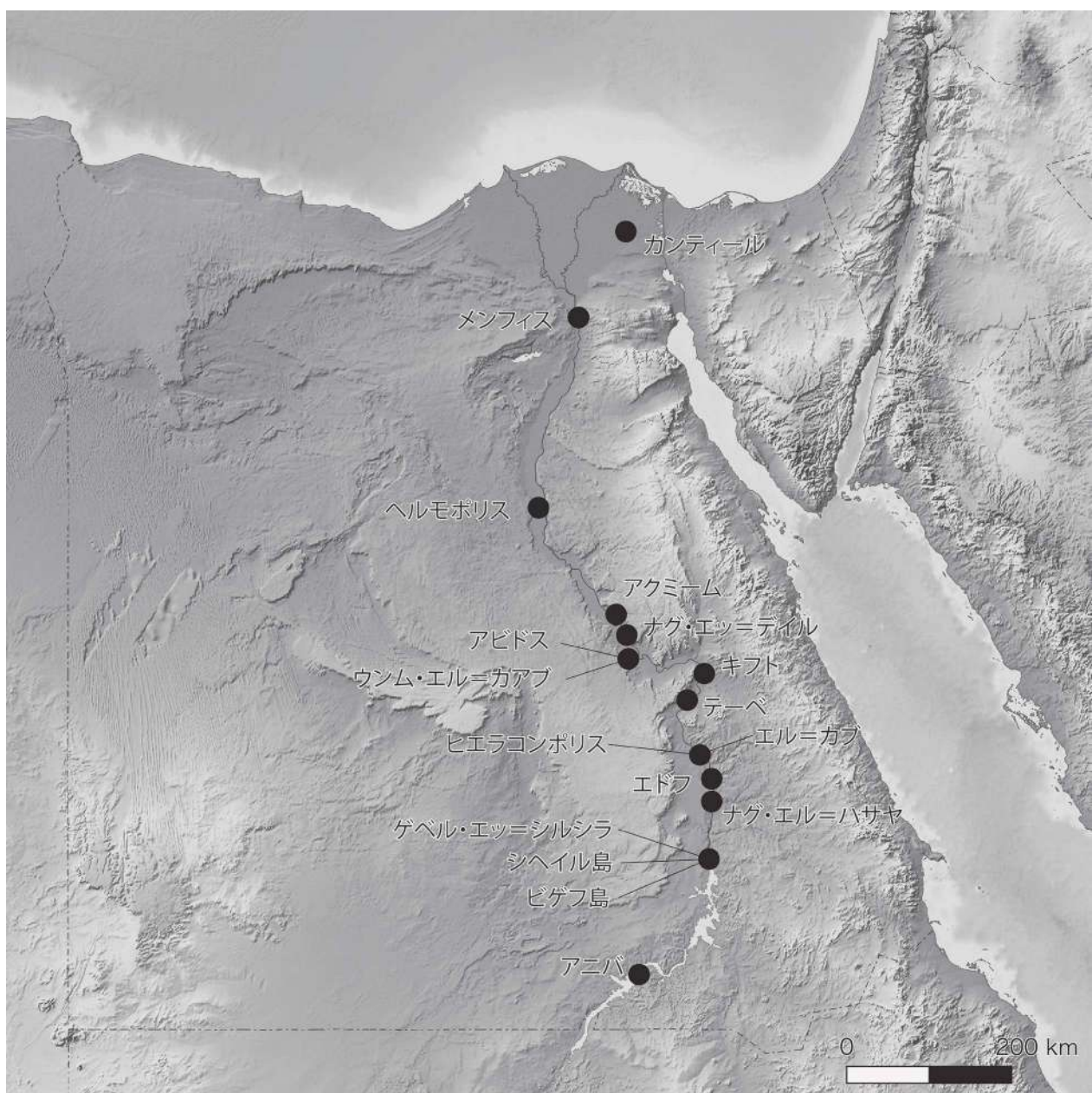


図2:「トトメス」関連資料の出土地

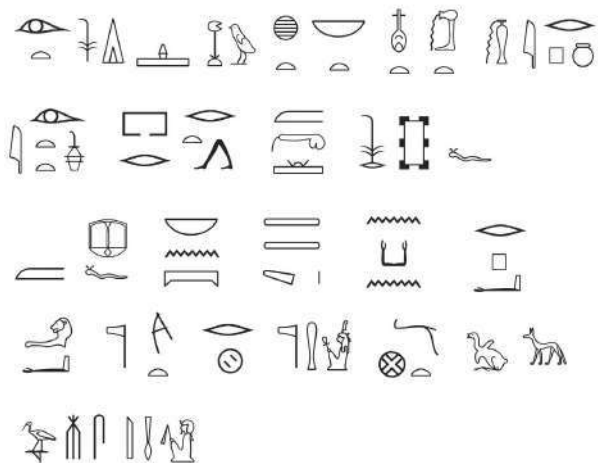
第2中間期後半から新王国時代第18王朝にかけての資料が1例あるものの(20), それ以前には一例も存在しない⁽⁴⁾。同名の王も在位していたことから、「トトメス」という名前は第18王朝期を中心に流行したとすることができる。したがって、本供養碑のトトメスに関しても、新王国時代の人物であることは、ほぼ間違いないであろう。なお、「トトメス」という人物は、テーベ(Thebes)やメンフィス(Memphis)などエジプトの二大中心地だけでなく、エジプト全土で活動していたようである(図2)。

3. 銘文の内容

本供養碑の銘文の内容については、これまでに日本語では発表されていない。以下では、ブラックマンによる英訳(Blackman 1917: 40-41)を参考としつつ、筆者によるラテン翻字と邦訳を提示する。

本資料には、上下二段のそれぞれにヒエログリフによる本文が計6文刻まれている(図1)。まず、12行からなる上段の本文は、ヒエログリフのサインの向きより、右から4行目から左へ読む本文①と、同3行目から右へ読む本文②によって構成されている。

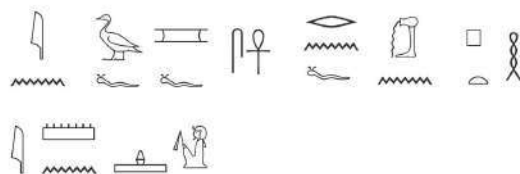
本文①



*irt ḥtp-di-nsu ḥ3 m ḥt nbt nfrt w'bt kbb irp irtt prrt m-b3h
rsi inb.f m ḥb f nb n pt n t3 n k3 n rp' ḥ3ty- 'it-ntr mri-ntr r3-
Nḥn ḥm-ntr m3't imy-r niwt t3ty s3b Dḥty-ms m3' ḥrw*

「王が与えし賜物」の執行。千におよぶ素晴らしく、清潔なすべての物、冷水、ワイン、ミルク。(それらは)天と地への彼のすべての祭礼において、「彼の壁の南」の目の前にやって来るものである。世襲貴族、知事、神の父・神に愛されし者、ネケンの口(くち)、マアト神の預言者、町の監察官、宰相、裁判官、トトメス―声正しき者―のカーのために。

本文②



in s3.f mri.f s'nh rn f w'b n pth Imn-ḥtp

彼(トトメス)の息子、彼に愛されし者、彼の名を永遠たらしめる者、プタハ神官、アメンヘテブによる。

下段上部のヒエログリフは、中央付近の空白を境として、中央から左に読む本文③と、同じく右に読む本文④から成る。それぞれの文の下、椅子に座す二人の女性の名前が書かれている。

本文③



snt.f nbt pr N3if m3't ḥrw

彼(トトメス)の姉/妹、家の女主人、ナーイフ。声正しき者。

本文④



s3t.s nbt pr Nfrw-ptḥ m3't ḥrw

彼女(ナーイフ)の娘、家の女主人、ネフェルウプタハ。声正しき者。

ナーイフとネフェルウプタハの眼前にある、縦書きの本文⑤と本文⑥には、それぞれの傍に立つ、男児の名前が記されている。

本文⑤



s3.s w'b (n ///)

彼女(ナーイフ)の息子、ウアブ。

本文⑥



sn.s 'nh-ptḥ

彼女（ネフェルウプタハ）の弟，アंकプタハ。

4. 実見に基づくヒエログリフの解釈

これらの本文については、ブラックマンが発表したの
は英訳のみで、ヒエログリフのラテン翻字はない。この
ため、ブラックマンが原文をどのように読んだのかは、
英訳から推測するしかない⁽⁵⁾。筆者が資料を観察した結果、
とくに本文①についてブラックマンの解釈と異なると思
われる部分を以下に指摘する。

4-1. 本文①3行目

まずは本文第3行目の下部である（図3）。*m* は明確
に判別できるが、その下の曲線一本で表されたサインが
何であるのかはよくわからないし、さらにその下に書か
れたサインは彫り込みが浅い上に、表面が損傷している
ために判読が難しい。この箇所について、ブラックマン
は「彼の目の前に（やって来る）」（in the presence of
Him）と訳出している（Blackman 1917:40）。この訳から、
ブラックマンは曲線を A. ガーディナーのサイン・リス
ト（Gardiner 1957: 442-547. 以下同）における D53,
その下のサインを I9 と考え、*m-b3ḥ f* と読んだと推測さ
れる（図3-a）。

続く第4行目冒頭の「彼の壁の南」とは、下エジプト
の町メンフィス（Memphis）の主神の柱、プタハ神の
別名である。当初はメンフィスの町の北外周壁のすぐ内
側にプタハ神殿があったことから、このように呼ばれる
ようになったとされる（Wb 2: 452; Sethe 1905: 130-
131）。供物が神の「目の前にやって来る」（*prrt m-b3ḥ* +
神名）とは、「供物が神に捧げられる」ことを意味する
熟語であり（Wb 1: 420），供養碑文において頻繁に見
られる表現であるため⁽⁶⁾，ブラックマンの解釈に大きな問
題はないように思われる。しかし、ブラックマンの訳に

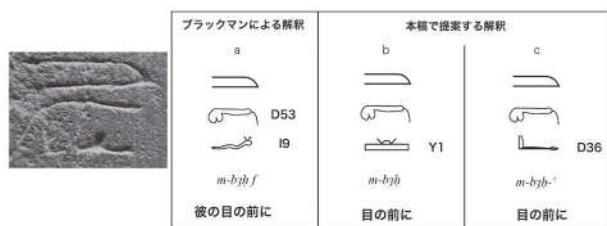


図3：本文①3行目下部の解釈

従うと「彼の壁の南」である彼の目の前に（やって来る）」
（in the presence of Him who is South of his Wall）という冗
長な文であったことになる。

ここで同様の表現が用いられている新王国時代の例
を参照すると、すべてにおいて人称代名詞を挟むこと
なく「*m-b3ḥ* + 神名」という表現が用いられているため、
曲線の下サインを I9（「彼」）と解釈することには疑
問が残る。これらの類例においては、*b3ḥ* の綴りは D53
と、音価を持たない Y1 の組み合わせで表されるか（図
3-b），もしくは D53 と D36 の組み合わせで、同じ意味
を持つ「*m-b3ḥ-'* + 神名」（図3-c）という熟語が用い
られている。ただし、後者は第18王朝と第19王朝を通し
てわずか1例ずつしか確認できなかったため（Urk. IV:
1949.6; KRI III: 142.6），本資料でこの表現が用いられ
ていた可能性は低いと考えられる。以上に基づき、本稿
では該当箇所を D53 + Y1 「*m-b3ḥ*（+ 神名）」（「彼の
壁の南」= プタハ神）の目の前に」（図3-b）と解釈
する立場を採る。

4-2. 本文①5行目

次に第5行目冒頭部である（図4）。ブラックマンは「天
と二つの地における（すべての彼の祭礼）」（of Heaven
and the Two Lands）と訳しており、*n pt t3.wy* と読んだと
考えられる（図4-a）（Blackman 1917: 40）。原文の当
該箇所は、水平方向の直線で表現されるサインが連続し
ており、また本来なら波線で表現されるべき *n* (N35)
も本資料では直線に簡略化されてしまっているため、*t3*
(N17) との区別がつけづらい。「二つの地」とは、ナイル
川の上流と、下流のデルタ地帯を合わせたエジプト全
土のことを指す名称である（Wb 5: 217）。また、古代
エジプト語の文法において、名詞の連続は並列を意味す
ることもあるため、ブラックマンの解釈でも文法上の問
題はない。しかし、新王国時代第18王朝および第19王朝
の文字資料に類例を求めてみると、*n pt t3.wy* という表

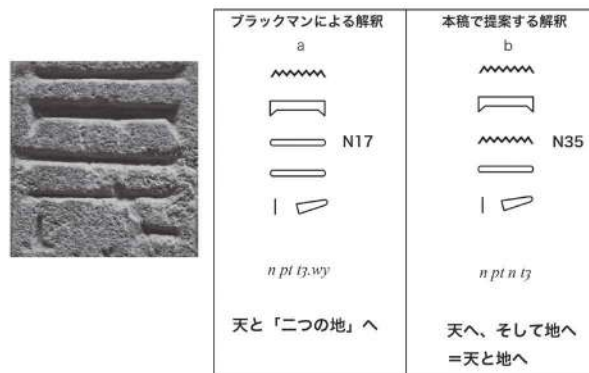


図4：本文①5行目冒頭の解釈

現は1例も認められなかった。

一方で、*pt* の下のサインを2つの *t3* (N17) ではなく *n* (N35) + *t3* (N17) と解釈し、*n pt n t3* 「天へ、そして地へ」すなわち「天と地へ」と読むことも、文法的には可能である(図4-b)。このように解釈した場合、同様の表現としては5例の存在を確認することができた(Urk. IV : 1225.10, 1511.4, 1586.8, 1788.6, 1813.17)。したがって、本碑文においてもこの表現が用いられている可能性が高いと判断し、本稿においてはこの解釈を採用する。

なお、この *n pt n t3* という表現が用いられている5例のうち、年代の判明している4例は、いずれも第18王朝後半のトトメス3世～アクエンアテン治世下⁽⁷⁾に限定され、第19王朝以降には1例も認められなかった。後ほど改めて議論するが、この事実は、本資料が製作された年代を特定するにあたっての重要な要素となりうる。

5. 上段銘文の解釈

上に示した原文の直訳によると、「王が与えし賜物」の内容物に「冷水、ワイン、ミルク」が含まれており、それらが死者であるトトメスのために捧げられるように見える。はたしてこういった解釈が正しいのであろうか。さらに、「王が与えし賜物」が「[彼の壁の南]の前にやって来るものである」こととの関連性は不明瞭である。本章では、既往研究や類例の検討から、これらの銘文をどのように解釈するべきかを提案したい。

5-1. ヘテプ・ディ・ネス構文

本文①のように「王が与えし賜物」(*htp-di-nsw*) という文言から始まるものは「ヘテプ・ディ・ネス構文」(*Htp-di-nsw formula*) と呼ばれ、供養碑に用いられる定型文の一つとして知られている。「ヘテプ・ディ・ネス構文」の歴史は長く、最も古いものは古王国時代第4王朝初期にみられ、以降ローマ時代後半までのおよそ3000年間にわたって、数えきれないほど多くの例が存在する(Franke 2003 : 39)。このために細部には多くのヴァリエーションが存在するが、とくに古王国時代と中王国時代に関しては、構文の歴史的変遷が議論されている。

一般的に「ヘテプ・ディ・ネス構文」は、以下の4つの部分から構成されている(Franke 2003 : 39)。すなわち(1)「ヘテプ・ディ・ネス」(*htp-di-nsw*)、(2)一柱もしくは複数の神の名前、(3)祈願、(4)被葬者名であり、これを基本として多くの派生形が存在する。まず(1)「ヘテプ・ディ・ネス」は、この3語のみで一つの部として考えられている。ヘテプは「恩恵／賜物／

供物」、ディは「与える」(動詞)、ネスは「王」という意味であり、動詞を関係節として「王が与えし賜物」(an offering which the king gives/has given) と訳されることが多い。古王国時代には、王から臣下へ衣服や犠牲のための牛、称号など様々なものが恩恵として下賜されており、本来はそういった意味で用いられていたものと思われる。しかし供養碑文中において、これが具体的に何を指しているのかは明らかではなく、また以降に続く文言との関連性があるわけでは必ずしもない。ガーディナーは、「ヘテプ・ディ・ネス」という儀式が存在した可能性も指摘している(Gardiner 1957 : 170-171)。

続いて(2)神の名前が記される部である。ここにもっとも多く記されるのは冥界の王オシリス神や、ミイラ製作を司るとされるアヌビス神の名前であるが(Gardiner 1957 : 171)、生前の被葬者と縁の深い神や、活動していた町の主神の名前が記されることもある。中王国時代や、本稿が対象とする新王国時代には「*htp di nsw* 神名」という語順の表記が一般的であるため、神と「ヘテプ・ディ・ネス」との関係については多くの議論がある。ガーディナーによると、古王国時代にはたとえば *htp di nsw htp di Inpw* 「王が与えし賜物、アヌビス神が与えし賜物」といった表現が見られることから、王と神は互いに恩恵を与え合っていたが、神名の前の *htp* や *di* はしばしば省略され、*htp di nsw Inpw* と書かれるようになる。その結果として中王国時代には、神は *di* (与える) の与格として解釈されるようになり(「王がアヌビス神へ捧げし供物」)、(3)祈願を叶えるために王が神へ供物を捧げる、という意味へと変化したとされる(Gardiner 1957 : 171-172)。

一方J.P. アレンは、死者への供物は王ではなく、実際には葬儀を請け負う者が捧げるのであるから、*htp di nsw* は「公的供物」(royal offering) と訳すべきとした。さらに、葬送儀礼において、神には供物の仲介者としての役割が求められていたとし、続く神名を所有格と捉えて「○○神(から)の公的供物」と解釈すべきとしている(Allen 2000 : §24.10)。ただしアレンは、先述の *htp di nsw htp di Inpw* については、ガーディナー同様「神が与えし賜物、アヌビス神が与えし賜物」であるとしており、神名の前に *htp di* があるかどうかで、大きく文意が変わることになる。

これらに対してH. ウィレムスとD. フランケは、「*htp di nsw* 神名」という語順は、神名の前の *htp di* が省略されただけであり、「王が与えし賜物、○○神が与えし賜物」という意味であることは古王国時代も中王国時代も変わらないとした。中王国時代には「*htp di nsw di* 神名1 神名2 神名3…」や「*htp di nsw di* 神名1 *di* 神名2 *di* 神

名 3 …」, 「*htp di nsw* 神名 1 神名 2 神名 3 …」など様々な表記法が共存しているが、このように考えればすべてを同じ意味のものとして解釈が可能である (Willems 1991 ; Franke 2003)。

これらの主張には、いずれも文法的には問題がないため、どの解釈も正しく見える。しかし、ガーディナーやアレンの立場では、中王国時代に様々な表記法が共存している理由を完全には説明できない。その点、古王国時代以降に意味の変化はなく、単に神名の前の *htp di* が省略されるようになったというウィレムスやフランケの主張の方に妥当性があるように思われる。したがって、本稿では「*htp di nsw* 神名」は「王と○○神が与えし賜物」と訳すべきという立場を採る。

神の名前に続くのは、(3) 祈願の部である。この部は多くの場合 *di f/s/sn* …「彼／彼女／彼らが…を与えてくださいますように…」という文言から始まる。主語の性や数は(2)に記載された神の性別や数によって変化するため、⁽⁸⁾ここでは神が被葬者のために与えてくれる恩恵を祈願していると解釈できる。死後のことに対して干渉できるのは神のみであるため、王へ対して祈願されることはない (Franke 2003 : 51)。

di f/s/sn の後には、*pri-hrw* という語が続くことが多い。この語句は、本来は「声が出る」という意味であったものが、次第に「声を届ける」という意味に変化し、最終的には「呼びかけの供物」(invocation offering) となった。ただし、「呼びかけ」によって供物が出現するのか、死者が墓室から出てくるのかは不明である (Gardiner 1957:172)。内容はパン、ビール、牛、鳥、アラバスター、衣服などが一般的であるが、時代が下るにつれて香料や油なども加えられるようになるほか、様々な修辭も添えられるようになる (Allen 2000 §24.10 ; Bennett 1941 : 79 ; Ilin-Tomich 2011)。

最後の(4)被葬者名の部は *n k3 n* …「…のカー(≡精神)のために」から始まり、被葬者が生前に有していた称号と名前がそれに続く。⁽⁹⁾

以上の議論を踏まえて、もう一度本資料の本文に戻ってみよう。まず、本文では *irt htp di nsw* 「王が与えし賜物の執行」に続いて *h3 m ht nbt nfrt w'bt* 「千におよぶすべての美しく清純なもの」とあり、(2) 神名の部が完全に抜け落ちている。同様の例は数少ないが、第18王朝に4例 (Urk. IV : 1616.12, 1785.2-5, 1888.8-9, 1910.18)、第19王朝に3例 (KRI I : 345.14 ; KRI III : 32.16, 269.9) が認められた。古代エジプトの銘文において、神の名前を省略するというのは基本的にはありえないことのように

に思われるが、類例が皆無というわけではない。これらは、石碑の一区画などのように文字を刻める面積が限定されている場合がほとんどであるので、「呼びかけの供物」の提供者として自明である神の名前を省略し、「呼びかけの供物」の内容や被葬者の称号などの記載を優先したということであろうか。

5-2. 呼びかけの供物

ht nbt nfrt w'bt 「すべての美しく清純なもの」は「呼びかけの供物」の内容を示す文言として一般的な定型句である (Allen 2000 : §24.10)。本文においては *di f/s/sn* や *pri-hrw* もまた省略されてしまっているものの、ここから「呼びかけの供物」の内容が始まっていることがわかる。

kbb irp irt 「冷水、ワイン、ミルク」もまた「呼びかけの供物」の内容である。⁽¹⁰⁾直前の「千におよぶすべての美しく清純なもの」とは別にこれらのものを祈願しているのか、それとも「千におよぶすべての美しく清純なもの、すなわち冷水、ワイン、ミルク」であるのかは判然としないが、「すべての美しく清純なもの」が定型句であることを考えると、前者のようにすべての名詞を並列として捉えるべきかもしれない。また、「冷水、ワイン、ミルク」という表現に関しては、古王国時代や中王国時代の「ヘテプ・ディ・ネス構文」に関する既往研究では言及されていないことから、新王国時代以降に採用されたものと考えられる。第18王朝の文字資料では、イアフメス以降ハトシェプストの治世までは見られない。トトメス3世の治世以降、メンケペルラーセネブの墓 (Urk. IV : 992.5) やメヌの墓 (Urk. IV : 1188.16) など、複数の私人墓内の銘文に登場するようになり、⁽¹¹⁾第19王朝全般と、⁽¹²⁾少なくとも第20王朝ラメセス3世治世下まで継続的に用いられていた。⁽¹³⁾ただし、「ヘテプ・ディ・ネス構文」そのものの例は非常に多く、たとえば第18王朝時代だけでも230例以上が存在することを考えれば、この表現が当時において必ずしも一般的なものではなかったといえるであろう。また、この表現はテーベ、メンフィス双方で用いられているため、特定の書記ないしは書記集団、もしくは地域性を反映しているわけではなさそうである。

prrt m-b3h rsi inb.f m hb f nb n pt n t3 「(それらは) 天との地への彼のすべての祭礼において、「彼の壁の南」の前にやって来るものである」に完全に一致する類例は認められなかったが、祭礼に関連したものとして以下を挙げるができる。

*hṭp di nsw Imn-R' nb nswt t3.wi Wsir ḥk3 ḡt di sn pri-hrw
k3 3pḏw šs mnḥt snṯr mrḥt ḥt nbt nfrt w'bt prrt nbt hr wdḥw sn
m tp-tr nb*

王と、二つの地の玉座の主アメン・ラー神、永遠の主
オシリス神が与えし賜物。牛、鳥、香料、油、すべての
美しく清純なもの、神々の供物卓からすべての季節初め
の祭礼へとやって来るすべてのものなどから成る「呼び
かけの供物」を、神々が与えてくださいますように…
(Urk. IV : 1370.3-8)

このように、物質的な恩恵としての「呼びかけの供物」
は神殿内の神の供物卓から提供される (Franke 2003 :
47)。

5-3. 本文①と②の関係

ところで、多くの「ヘテプ・ディ・ネス構文」は、文
字通り *hṭp di nsw* から文章が始まるのが通例であるが、
本文①の場合は文頭に *irt* (～の執行) という語がある。
このことと、本文②が *in s3.f ... Imn-hṭp* (彼の息子…
アメンヘテプによる) であることとを合わせると、トト
メスのための「ヘテプ・ディ・ネス」という儀式が、息
子のアメンヘテプによって執り行われたことを示してい
ると考えられる。類例としては少ないが、本資料のよう
に「ヘテプ・ディ・ネス」の執行者について言及されて
いるものは、第18王朝時代に9例が認められた⁽¹⁴⁾。本章第
1節で見たように、本来は王が自ら家臣へと下賜するも
のであったのかもしれないが、少なくとも新王国時代には、
死者に対して遺族が執り行う儀式のようなものとな
っていたと考えられる (Gardiner 1957 : 170-171)。そ
して、父の「名を永遠たらしめる」とある通り、本供養
碑を製作したのもアメンヘテプであろう。

5-4. まとめ：上段銘文の本来の意味

これらを参考に、省略された文言を括弧内に補うと、
本資料上段の銘文は以下のように復元することができる。

①王(と神：オシリス神？アヌビス神？プタハ神？)が
与えし賜物(という儀式？)の執行。天と地へのすべての
彼の祭礼において、「彼の壁の南」の目の前にやって
来る(＝プタハ神へ捧げられる)、千におよぶすべての
美しく清純なもの、冷水、ワイン、ミルク(から成る「呼
びかけの供物」を神／神々が与えてくださいますよう
に)。世襲貴族、知事、神の父、神に愛されし者、ネケ
ンの口、マアト神の預言者、町の監察官、宰相、裁判官、
トトメス＝声正しき者一のカーのために。

②彼(トトメス)の息子、彼に愛されし者、彼の名を永
遠たらしめる者、プタハ神官、アメンヘテプによる(ヘ
テプ・ディ・ネスの執行)。

6. 銘文の表現から見た本供養碑の年代

第2章2節で見たように、「トトメス」という人名の
時間的分布から、本資料は新王国時代に属するものであ
ると考えられる。これに加えて、第5章で実施した銘文
の表現の分析から、より詳細に年代を特定できる可能性
がある。

まず、「ヘテプ・ディ・ネス構文」の中の「冷水、ワ
イン、ミルク」という表現が見られるようになるのは、
トトメス3世の治世以降である。また「天と地へのすべ
ての祭礼」という表現は、トトメス3世～アクエンアテ
ン治世下のごく限られた時代にのみ見られるものである。
これらのことから、本供養碑は新王国時代第18王朝後半
のものと推測することができる。結果的にはブラックマ
ンによる考察とほぼ一致する年代となったが、より根拠
をもって特定することができた。なお、「冷水、ワイン、
ミルク」も「天と地へのすべての祭礼」も、上下エジブ
ト双方で使用されていた表現であり、地域性を見出すこ
とはできない。

7. 下段に描かれた人物たちについて

下段にはトトメスの姉／妹のナーイフと、彼女の子供
たちという、被葬者から見ると傍系にあたる親族が描か
れている。なお、「声正しき者 (*m3ṯ hrw*)」という語が
添えられていることから、ナーイフとネフェルウプタ
ハも、本供養碑造営時には故人であったことがわかる
(Gardiner 1957 : §55)。通常、私人墓の壁画等に描かれ
ることが多いのは、被葬者の妻のほか、両親や子供たち
など直系の親族である。古代エジプトにおいては近親婚
も一般的であり、じっさい表2の13や33のトトメスは姉
ないし妹を妻としている。したがって、本資料における
トトメスとナーイフも婚姻関係にあり、ネフェルウプタ
ハ、ウアブ、アंकプタハの3人はトトメスの子供であ
ると考えることもできるかもしれない。しかし、夫婦は
腕を組んで椅子に腰かけて描かれるものが定型表現であ
り、二人が別個に描かれることは少ない。また、ネフェ
ルウプタハたちがトトメスの子供であったとするならば、
彼女たちは「彼の娘 (*s3t.f*)」や「彼の息子 (*s3.f*)」など、
被葬者を中心とした表現となっているはずである。これ
らのことから、ナーイフはトトメスの妻ではなく単なる
姉／妹であり、子供たちはトトメスの甥や姪など、あく
まで傍系の親族であったと見做すべきであろう。

被葬者の傍系親族が描かれた類例としては、本資料のような石碑ではないものの、テーベ西岸第55号墓 (TT55) のラーメス墓内壁画が挙げられる。ラーメスの墓の列柱広間東壁南半にはラーメス夫妻および彼の親族などが5面にわたって描かれているが、その中の一面は彼の兄／弟と、その妻や娘のものである (Davies 1941: 15-17, Pls. VIII-XII)。したがってトトメスの墓についても、彼の妻や両親、ほかの兄弟や子どもたちを描いたものが本来は存在しており、本供養碑はその一部であったのかもしれない。

8. 「参考館のトトメス」と同一人物の資料は存在するか

前章までは、本供養碑の銘文の分析から記載内容を復元し、製作年代や描かれている親族関係について検討を行った。第8章と第9章では、本供養碑が捧げられた墓の被葬者であるトトメス (以下「参考館のトトメス」) の人物像について、できる限り復元することを試みる。

まず本章では、これまでに知られている「トトメス」という人物と関連する資料の中に、「参考館のトトメス」と同一人物のものがあるかどうかを検討する。ブラックマンは、「参考館のトトメス」の持つ「宰相」という称号に着目し、新王国時代に同じ称号を持つ「トトメス」という人物はほかに2人が知られているが、家族関係が一致しないことから、本供養碑はそのいずれでもない第三の「トトメス」のものであるとしている。また、銘文には「彼の壁の南」ことプタハ神が登場するほか、息子のアメンヘテブはプタハ神官であり、ナーイフ一家には名前に「プタハ」を含む人物が多い。これらのことからブラックマンは、「参考館のトトメス」は、プタハ神を主神の一柱とする下エジプトの町メンフィスと関係が深い人物であったと推測する。本供養碑の最初の所有者であったニュージェント男爵が、サッカラ (Saqqara) 以南へ行った記録がなく、入手地は下エジプトであろうという点も、この推測の正しさを裏付ける (Blackman 1917: 41)。

前掲の表2は、「トトメス」と関連する資料をまとめたものである。これらの中で、本供養碑と同じく下エジプトで出土し、また第18王朝後半に製作されたと考えられているものを抽出すると、32～35が該当する。とくに32bのフィレンツェ考古学博物館所蔵偽扉のトトメス (以下「フィレンツェのトトメス」) は、所有している12の称号のうち7つが「参考館のトトメス」とも同じものである。⁽¹⁵⁾ この「フィレンツェのトトメス」の偽扉は、息子のプタハメスによって奉献されたことが記されており、このプタハメスは32aの供養碑に書かれたプタハメスと

同一人物であると考えられている。⁽¹⁶⁾ プタハメスは新王国時代第18王朝アメンヘテブ3世に仕えたことが記されているため、父のトトメスはトトメス3世の治世後期からアメンヘテブ2世ないしトトメス4世の治世の人物ではないかと考えられている。⁽¹⁷⁾ 前章で指摘したとおり、「参考館のトトメス」も、トトメス3世の治世以降の第18王朝後半に位置づけられるため、両者は年代も一致する。しかし、32aによると、プタハメスにはタウィという名の母と、メルプタハという名の兄弟がいたとあり、「フィレンツェのトトメス」にとっては妻と息子という関係となる。したがって、アメンヘテブという名の息子を持つ「参考館のトトメス」とは家族関係に共通性が認められない。

ブラックマンが言及し、別人物とした「トトメス」の一人はこの「フィレンツェのトトメス」であるが、家族関係が一致しないという点がその判断の根拠となっている (Blackman 1917: 41)。「参考館のトトメス」の供養碑には、アメンヘテブ以外の直系親族が記されておらず、妻やそのほかの家族関係には不明な点が多い。また、32aや32bの「フィレンツェのトトメス」関連資料に、すべての息子が記載されていない可能性を考えれば、家族関係の不一致から両トトメスを別人と判断することは早計かもしれない。しかし、両者を同一人物であると思えば積極的証拠もまた欠いているため、本稿においても、両者は共通項の多い別人と判断せざるを得ない。したがって、「参考館のトトメス」と同一人物に帰する資料は、これまでのところ知られておらず、本供養碑から得られる情報以上のものは存在しないということになる。

一方で、保有する称号の共通性というのは人物の同定に利用されており、例えば6aと6bの資料を同一人物に帰する根拠にもなっている (Porter and Moss 1964: 560, 790)。「参考館のトトメス」と「フィレンツェのトトメス」とは、名前、時代、埋葬地が一致しているほか、複数の共通する称号を持っており、家族関係の情報がなければ同一人物と見做し得るほどに共通点が多い。

9. 称号からわかる人物像

次に、「参考館のトトメス」が保有している称号について検討する。「参考館のトトメス」は、世襲貴族 (*rpʿ*)、知事 (*h3ty-*)⁽¹⁸⁾、神の父・神に愛されし者 (*it-nṯr mri-nṯr*)、ネケンの口 (*r3-Nḥn*)、マアト神の預言者 (*ḥm-nṯr m3ʿt*)、町の監察官 (*imy-r niwt*)、宰相 (*ḫ3ty*)、裁判官 (*s3b*) という8称号を保有している。とくに「宰相」と「ネケンの口」という2称号については、起源が古王国時代に遡り、また歴史の変遷に関する議論が行われているため、

「参考館のトトメス」の理解に資すると思われる。

9-1. 宰相

「宰相」は、古代エジプトにおける最高位の官職とされる。実質的な王の代理人であり、この称号に関する最古の記述がみられる古王国第4王朝時代には、王の息子がこの役職に就いていた。第5王朝以降は王家以外の人物が宰相となり、第二中間期に一時的に廃絶するものの、以降第30王朝時代まで官僚機構の頂点の役職であり続けた (Martin-Pardey 1986 : 1227)。

古王国時代には、一人の宰相がエジプト全土を管轄していたが、中王国第13王朝時代になると、上下エジプトに一人ずつの宰相がおかれ、権限が分割された。また、この頃には、宰相の称号は父親から息子へと受け継がれる世襲の傾向が認められるようになる。第二中間期の断絶を挟み、新王国時代にも「北の宰相」や「南の宰相」といった称号を持つものがあるなど、上下エジプトに別々の宰相がいた可能性が指摘されており、こういった機構は少なくともトトメス3世からラメセス4世の時代まで続いていたようである (Helck 1958 : 21-25)。

「参考館のトトメス」は、当時の官僚機構における最高位の称号を持つ、非常に有力な人物であったようである。また、メンフィスに拠点があったことから、下エジプトを管轄する宰相であったと考えられる。

9-2. ネケンの口

「ネケン」とは、上エジプトにあるルクソールの約40 km南に位置するヒエラコンポリス (Hierakonpolis) を指す (Adams 1977 : 1182)。ヒエラコンポリスは、前4000年紀中葉には集落が発達していた、先王朝時代のエジプト最大の遺跡である。上エジプトにおける行政的・宗教的中心地の一つであり、「ナルメル王のパレット」もヒエラコンポリスから出土した (河合2021 : 49-51, 61-66 ; 馬場2017 : 50-56)。

「ネケンの口」という称号の起源について研究したフランケによれば、この称号は古王国第1王朝時代にはすでに見られ、当初から同一人物が「裁判官」(*szb*) や「マアト神の預言者」(*hm-ntr m3't*) などの称号と共に保持していた。行政的中心地でもあったヒエラコンポリスには、王の居館が設けられており、居館の門は王が外界と接触するために通らなければならない場所であると同時に、裁判を行う場でもあった。このことから、神話世界で門番でもあり裁判官でもある、ジャッカルの姿をしたアヌビス神が、王と同一視されるようになった。後に法廷の長は王以外の官僚が務めるようになり、ジャッカル

のサインで表す *szb* (裁判官) という称号が生まれたとされる。中王国時代には、「ネケンの口」という称号の人物が法に関わる文脈で多く登場することから、「裁判官」との関連が強く、さらに真実を司る神に仕える「マアト神の預言者」の称号も保有する例が多い。また、「ネケンの口」称号保持者は、中王国時代には南方への遠征隊にも同行していたようであり、宮廷と外部世界をつなぐ役割や、地方および遠征に関する法律顧問としての役割を持っていた。こういった背景から、「ネケンの口」とは「ネケンの報道官」という意味であったらと考えられる (Franke 1984⁽¹⁹⁾)。以上のことから、本来の「ネケンの口」は、裁判など法と関連する役職であり、ヒエラコンポリスだけでなくエジプトの領域外を含めた南方と関係の深い称号であったとすることができる。

「参考館のトトメス」も、「裁判官」や「マアト神の預言者」の称号を持っており、この伝統に則っている。また、「参考館のトトメス」は、上エジプトのメンフィスを拠点としていた人物であるが、「ネケンの口」の称号を持っていることから、経歴のいずれかの段階で上エジプトとの関わりがあった可能性がある。

9-3. 宰相とネケンの口

「参考館のトトメス」は、「宰相」と「ネケンの口」という二つの称号を持っており、法に通じた最高級官僚という、エリート中のエリートであったようである。また、新王国第18・19王朝時代で、この二つの称号を持つ人物を抽出すると、「参考館のトトメス」を含めて14名が認められた (表3)。「宰相」の称号を持つ人物はこれ以外にも多く存在するが (Weil 1908 : 67-111), 「ネケンの口」を持つ人物はこれがすべてであり、少なくとも当該時代においては「ネケンの口」称号保有者は例外なく「宰相」の称号も持つという、強い相関関係が認められた。

中王国時代には181名の「ネケンの口」称号保有者がいたことと比べると (Franke 1984 ; Quirke 2004 : Persons and Names of the Middle Kingdom), 新王国第18・19王朝時代の約350年間で、同称号保持者がわずか15名しかない点は注目に値する。中王国時代のエジプトは、ナイル川上流域にあるヌビアへの関与を深めており、おそらく多くの役職者を必要としていたと考えられる。一方の新王国エジプトは、ヌビアを支配下に置くことに成功し、また「クシュ総督」(*sz-nsw n Kš*) という役職がヌビアの監督を受け持つようになっていた。このため、それまで南方との交渉を担当していた「ネケンの口」の重要性が低下したか、もしくは職掌内容が変化し、同称

表3：新王国第18・19王朝時代の「ネケンの口」称号保持者

名前	保有称号								出土地	時代
	世襲貴族	知事	神の父、神に愛されし者	ネケンの口	マアト神の預言者	町の監督官	宰相	裁判官		
参考館のトトメス	○	○	○	○	○	○	○	○	メンフィス	トトメス3世～アクエンアテン時代
イアフメス	○	○	○	○	○	○	○	○	テーベ	ハトシェプスト時代
ウセル	○	○		○	○		○	○	テーベ	トトメス3世時代
レクミラ	○	○	○	○	○	○	○	○	テーベ	トトメス3世～アメンヘテプ2世時代
フィレンツェのトトメス	○	○		○	○	○	○	○	メンフィス	アメンヘテプ2世～トトメス4世時代
プタハメス	○	○	○	○	○	○	○	○	メンフィス	アメンヘテプ3世時代
ラーメス	○	○		○	○	○	○	○	テーベ	アメンヘテプ3世～アクエンアテン時代
ネプアメン	○	○		○	○	○	○	○	アビュドス	セティ1世時代
パセル	○	○		○	○	○	○	○	テーベ	セティ1世～ラメセス2世時代
ネフェルレンペト	○	○	○	○	○	○	○	○	不明	ラメセス2世時代
ラーヘテプ	○	○	○	○	○	○	○	○	ブラク	ラメセス2世時代
ハアイ	○	○	○	○	○	○	○	○	アスワン	ラメセス2世時代
パヘシ	○	○	○	○	○	○	○	○	アスワン	メルエンプタハ時代
パラエムヘブ	○	○		○		○	○		ワディ・ハマト	セティ2世時代

号保有者数が大幅に減少したのかもしれない。

一方で、この14例のうち、出土地の不明なネフェルレンペトを除いても、大部分はテーベやアスワン（Aswan）などで確認された資料であり、「ネケンの口」という称号が引き続き上エジプトと関係が深かったことを示唆している。なお、下エジプトのものは、メンフィスから出土した「フィレンツェのトトメス」とその息子のプタハメス、カイロ近郊のブラク（Bouraq）から出土したラーヘテプの3例のみとなる。上エジプトと関連がある称号を持つ下エジプトに埋葬された人物という点においても、「参考館のトトメス」と「フィレンツェのトトメス」は共通しており、両者の間には、ブラックマンが認識していた以上の共通点が存在すると言える。

このほかに注目すべき点としては、とくに第18王朝時代においては「ネケンの口」称号保持者に、ある程度世襲⁽²⁰⁾の傾向が認められることである。イアフメスはウセルの父であり、ウセルはレクミラの叔父である。また、すでに見たように「フィレンツェのトトメス」とプタハメスは親子である。レクミラと「フィレンツェのトトメス」との血縁関係や、ラーメスの父と歴代「ネケンの口」保持者との関係はわからない。「参考館のトトメス」の父親については不明であるが、少なくとも息子のアメンヘテプは「ネケンの口」を継承しなかったようである。このように、完全な世襲制ではなかったようだが、新王国時代には「ネケンの口」は一世代につき一人だけが持つ称号であった可能性も、同様にここから指摘できるであろう。ラメセス2世治世下には4人が該当しているが、同王の治世は67年間にもおよぶ長期にわたるものであり、その間に役職者の交代があった可能性は十分に考えられる。

新王国時代の「ネケンの口」は、一世代につき一人だけが就任できたとした場合、「参考館のトトメス」とほかの「ネケンの口」保有者とは、同じ時空間には存在しなかったことになる。さらに、称号の継承が親子間で途切れなく行われたと仮定すると、「参考館のトトメス」はレクミラ―「フィレンツェのトトメス」間（アメンヘテプ2世～トトメス4世統治期）、プタハメス―ラーメス間（アメンヘテプ3世統治期）、ラーメス以降（アクエンアテン統治期）のいずれかの時期に「ネケンの口」へ就任し、同時に下エジプトを管轄する「宰相」としてメンフィスに赴任し、そこで生涯を閉じたと考えられる。

10. まとめ

当館所蔵古代エジプト供養碑（E11）の銘文の解釈の結果、被葬者は新王国第18王朝時代後半に生きたトトメスという名の人物であることが明らかとなった。トトメスは、古代エジプト官僚機構の中で最高位である「宰相」の称号のほか、法に通じる「ネケンの口」や「裁判官」、「マアト神の預言者」などの称号を有する、極めて有力な人物であったと考えられる。また、「ネケンの口」という称号を持っていることから、上エジプトとも関りを持つ人物が下エジプトのメンフィスへ赴任していたことも示唆される。

註

- (1) 天理大学附属天理参考館（1986：381）は「ブラックアン」としているが、誤りである。
- (2) テーベ西岸域には400以上の私人墓が造営されており、“Theban Tomb”の頭文字を採った“TT”に続く通し番号で表される。なお、第295号墓については、メトロポリタン美術館が所蔵する非公開の写真が記録として残っているが、大部分は

未報告であり、称号を含めた原文の古代エジプト語は明らかでない。

- (3) B. ブリュイエールは8のカノボス壺の持ち主を9のトトメスと同一視しているが、根拠は明確でない (Bruyère 1939: 306)。前者が第19王朝時代の街区から出土したのに対し、後者は第21王朝に属しており、また称号も完全には一致しないため、本稿では別人物と判断した。また、9の石碑には名前の判読できない人物が描かれているが、彼の称号はアメンエムピエトのものと同じである。アメンエムピエトとは2の「プテヒアメンの父」トトメスの祖父にあたる。第19王朝時代のアメンエムピエトと第21王朝時代のトトメスが祖父と孫という関係であるには時代が開きすぎているが、古代エジプトでは世代が隔たっていても「父」「息子」と呼ぶことは一般的であったとして、同一の人物であったとされている (Bruyère 1952: 119)。ただしブリュイエールの説明では、第19王朝時代の石碑に第21王朝時代の人物の名前が刻まれていることを説明しきれていないため、本稿では別人物として扱っている。
- (4) 14の立像に関して、B. ポーターとR.L.B. モスは本資料を中王国時代 (MK) のものとしているが、根拠は不明である (Porter and Moss 1964: 784)。新王国時代 (NK) の誤記であるかもしれない。L. スペリーアス (Speleers 1923: 30) およびベルギー王立芸術歴史博物館 (Musées Royaux d'Art et d'Histoire, Bruxelles) ホームページでは新王国時代としており、本稿ではこれに準ずる。また17の石灰岩製石碑は、当時のヒルトン＝ブライス・コレクションとして「おそらく第13王朝」 (Probably XIIIth dynasty) とあるが (Hilton Price 1897: 213)、年代決定の根拠は示されていない。本文中で述べたように、「トトメス」という人名は第2中間期以前にはほとんど存在しないため、本資料を第13王朝時代のものとするには疑問が残る。「第18王朝」 (XVIIIth dynasty) の誤記ではないかと考えられ、本稿ではそのように扱っている。
- (5) ブラックマンによる本文①の英訳は以下の通り (Blackman 1917: 40-41): Making the “offering which the king gives,” a thousand of everything good and pure, cool water, wine, milk, that which comes forth in the presence of Him who is South of his Wall in all his festivals of Heaven and the Two Lands, for the *ka* of the Baron, Basha, Father of the God, Beloved of the God, Mouth of Nekhen, Prophet of Mē't, Superintendent of the City, Vizier, Judge, Dḥutmōse, justified.
- (6) たとえば *Urk. IV*: 112.3, 433.2, 482.11, 1014.6, 1014.9, 1020.4, 1186.3, 1188.17, 1215.4, 1215.6, 1407.10, 1447.20, 1514.9, 1610.16, 1617.14, 1901.14, 1904.2, 1947.18, 2104.10。
- (7) 1225.10はフィレンツェ博物館資料番号3708、デイル・エル＝バハリ (Deir el-Bahari) 出土のアメンエムハトの石灰岩製彫像。本資料には年代を示す文言はないが、同名の人物がトトメス3世治世下において、称号の一致から同一人物とされる (*Urk. IV*: 1217)。1511.4はカイロ博物館資料番号560。カルナク (Karnak) のムト神殿出土の書記アメンエムハトの彫像。アメンヘテプ2世時代。1586.8はベルリン博物館資料番号11635。ファイユーム (Faiyum) 知事ソベクホテプの彫像。TT63にアメンヘテプ2世時代の同名人物が埋葬されているが、おそらく別人物。年代不明。1788.6はラーメスの墓内銘文。アメンヘテプ3世～アクエンアテン時代。1813.17はカイロ博物館資料番号583。カルナク出土ヘブの息子アメンヘテプの彫像。アメンヘテプ3世時代。

- (8) ただし神の性や数に関係なく、男性単数 (*di f*) が用いられることもしばしばある。このため、G. ラップは列記された中で最後の神のみが祈願の対象となると主張したが (Lapp 1987)、最後に記載された神が女性神である場合もあり、ウィレムスによって退けられた。定型として男性単数を用いたか、もしくは冒頭の神のみが祈願の対象となっているのだろう (Willemss 1991: 195-197)。
- (9) 本来は *n imghwn* ... 「荣誉ある者のために」という表現であったが、世俗的な称号であったために変化したとの見解もある (Bennett 1941: 79)。
- (10) ミルクは死者の食糧として頻繁に登場する。古代エジプトにおいては母乳や牛乳のほか、ヒツジやヤギ、ロバなど家畜の乳も飲用もしくはヨーグルト状にして食用にしていた。また、シカモアイチジク (エジプトイチジク) の実を磨り潰したものにいくつかの材料を混ぜた液体にも同じ名称が用いられていた (Guglielmi 1982)。
- (11) *Urk. IV*: 1198.7, 1436.4, 1446.10, 15, 1462.10, 17, 1649.12-13, 1497.1, 1505.20, 1514.12, 1538.1, 1610.15, 1617.8, 1635.2, 1770.1, 1802.6, 1803.7, 1809.12, 1832.7, 1849.6, 1887.3, 1904.10, 1913.12, 1940.17, 1991.7, 1992.4, 2021.17, 2052.8。
- (12) *KRI I*: 318.8, 314.10, 327.10, 342.11, 351.16, 361.4, 362.13, 396.2, 399.14, 401.6; *KRI II*: 375.1-2, 389.15, 579.5, 881.12, 888.7; *KRI III*: 15.2, 16.2, 37.7-8, 142.10, 144.10, 150.5, 172.5, 179.5, 180.15, 181.10, 188.4, 195.15, 200.9, 209.11, 235.13, 276.5, 314.14-15, 325.7-8, 344.6, 360.16, 381.4, 387.1, 393.12, 465.9-10, 608.4, 647.5, 685.8, 692.7, 705.3, 784.15, 785.5, 793.6; *KRI IV*: 120.9-10, 149.8, 179.2, 208.7, 292.16-293.1。
- (13) *KRI V*: 6.10, 397.14, 398.5。
- (14) 執行者へ言及している文としては、本資料のように「*irt ḥtp di nsw ... in* 遺族名」(〇〇によるヘテプ・ディ・ネスの執行) (類例として *Urk. IV*: 1399.4-7, 1477.11-14) のほか、「*irt ḥtp di nsw ...* 遺族名」(ヘテプ・ディ・ネスの執行者は〇〇である) (*Urk. IV*: 1175.17) や、「*ḥtp di nsw ... iri n* 遺族名」(〇〇がヘテプ・ディ・ネスを執行した) (*Urk. IV*: 1473.16-18, 1586.6-10, 1888.8-11), 「*ḥtp di nsw ... in* 遺族名」(〇〇によるヘテプ・ディ・ネス) (*Urk. IV*: 1493.5-7, 1641.4-20, 1807.15-1808.12) など、いくつかのヴァリエーションがある。
- (15) 「参考館のトトメス」の持つ「神の父・神に愛されし者」という称号を欠く。
- (16) 32aの供養碑は2つに分かれており、上部をライデン博物館が、下部を大英博物館が所蔵しているが、本来は単一の資料であったことが明らかとなっている (Bosse-Griffiths 1955)。
- (17) プタハメスは24の称号を持っているが、その中には「参考館のトトメス」が持つ8称号すべてが含まれる。
- (18) ブラックマンは、この語を「バシャ」(Basha) と訳している (Blackman 1917: 40-41)。「バシャ」は、オスマン帝国の高級官僚や軍人に与えられた称号である「バシャ」(Paşa) のアラビア語読みである。州知事を指すこともあり (Bouquet 2014)、ブラックマンはその意味で用いていると思われる。ブラックマンの論考が発表された1917年はオスマン帝国が崩壊する前夜ではあるが、同帝国は長年にわたって近東や北アフリカ地域を支配し、ヨーロッパも多大な影響を受けていたため、この語の意味に関してある程度の共通認識が広がっていたことを示している。当時のヨーロッパ社会を反映した訳語ともいえるであろう。

- (19) フランケは、「ネケンの口」は遠征や軍事作戦における実質的な指導者職ではないことから、この称号は官僚がキャリアの始まりの頃に取得するものであったとする (Franke 1984 : 217)。しかし、記録された称号は、その碑が製作された際のものを示すのみで、経歴を重ねるにしたがって称号が完全に変わってしまった例も存在する。このため、一つの銘文に記録された称号から、その人物のキャリアを再構成することはできないとの指摘もある (Helck 1986 : 598)。
- (20) 先述の通り、中王国時代の「宰相」は世襲で継承されていた (Martin-Pardey 1986 : 1228)。新王国時代にも同様の傾向があった可能性があり、表3に見られる世襲の傾向が、「宰相」の性格であるのか「ネケンの口」の性格であるのかはわからない。

略語一覧

KRI	<i>Ramesside Inscriptions</i> , 8 volumes, K. A. Kitchen (B. H. Blackwell, Oxford, 1975–2003).
Lepsius Tafel VI	<i>Denkmäler aus Aegypten und Aethiopien, Abtheilung III: Denkmäler des Neuen Reichs, Band VI</i> , C. R. Lepsius (Nicolasche Buchhandlung, Berlin, 1849–1859).
Lepsius Text III	<i>Denkmäler aus Aegypten und Aethiopien, Text III: Theben</i> , C. R. Lepsius (J. C. Hinrichs'sche Buchhandlung, Leipzig, 1900).
Lepsius Text IV	<i>Denkmäler aus Aegypten und Aethiopien, Text IV: Oberaegypten</i> , C. R. Lepsius (J. C. Hinrichs'sche Buchhandlung, Leipzig, 1901).
Urk. IV	<i>Urkunden der 18. Dynastie</i> , K. Sethe (J. C. Hinrichs'sche Buchhandlung, Leipzig, 1906–1909), and W. Helck (Akademie-Verlag, Berlin, 1955–1958).
Wb	<i>Wörterbuch der Aegyptischen Sprache</i> , 7 volumes, A. Erman and H. Grapow (Akademie-Verlag, Berlin, 1950 and 1971).

参考文献

- Adams, B. 1977 Hierakonpolis. In W. Helck and W. Westendorf (eds.), *Lexikon der Ägyptologie* 2, Wiesbaden : Otto Harrasowitz, 1182–1186.
- Allen, J. P. 2000 *Middle Egyptian: An Introduction to the Language and Culture of Hieroglyphs*, Cambridge : Cambridge University Press.
- Amélineau, E. 1899 *Les Nouvelles Fouilles d'Abydos 1895–1896: Compte Rendu in Extensio des Fouilles, Description des Munuments et Objets Découverts*, Paris : Ernest Leroux.
- Barsanti, A. 1914 Un Monument du Culte de Teti. *Annales du Service des Antiquités de l'Égypte* 13, 255–256.
- Bennett, C. J. C. 1941 Growth of the Htp-D'i-Nsw Formula in the Middle Kingdom. *The Journal of Egyptian Archaeology* 27, 77–82.
- Blackman, A. M. 1917 The Nugent and Haggard Collections of Egyptian Antiquities. *The Journal of Egyptian Archaeology* 4, 39–41.
- Boeser, P. A. A. 1913 *Beschreibung der Aegyptischen Sammlung des Niederländischen Reichsmuseums der Altertümer in Leiden: die Denkmäler des Neuen Reiches III*, Haag : Martinus Nijhoff.
- Borchardt, L. 1925 *Catalogue Général des Antiquités Égyptiennes du Musée du Caire, Nos 1–1294: Statuen und Stauetten von Königen*

- und Privatleuten, Teil 2*, Berlin : Beichsdruckerei.
- Borchardt, L. 1930 *Catalogue Général des Antiquités Égyptiennes du Musée du Caire, Nos 1–1294: Statuen und Stauetten von Königen und Privatleuten, Teil 3*, Berlin : Beichsdruckerei.
- Bosse-Griffiths, K. 1955 The Memphite Stela of Merptah and Ptaḥmosē. *The Journal of Egyptian Archaeology* 41, 56–63.
- Bouquet, O. 2014 Paşa. In K. Fleet, G. Krämer, D. Matringe, J. Nawas, and E. Rowson (eds.), *The Encyclopedia of Islam Three*, Leiden and Boston : Brill, 151–153.
- Bouriant, U. 1885 Les Tombeaux d'Hiérakonpolis. In W. Pleyte (ed.), *Études Archéologiques, Linguistiques et Historiques Dédiées à Mr. le Dr. C. Leemans, à l'Occasion du Cinquantième Anniversaire de sa Nomination aux Fonctions de Directeur du Musée Archéologique des Pays-Bas*, Leiden : Brill, 35–40.
- Bouriant, U. 1889 Notes de Voyage. *Recueil de Travaux Relatifs à la Philologie et L'Archéologie Égyptiennes et Assyriennes* 11, 131–159.
- Brugsch, H. 1883 *Geographische Inschriften Altaegyptischer Denkmäler: Gesammelt, Übertragen und Autographiert*, Leipzig : J. C. Hinrichs'sche Buchhandlung.
- Brugsch, H. 1891 *Historisch-Biographische Inschriften Altaegyptischer Denkmäler: in Hieroglyphischer, Hieratischer und Demotischer Schrift Gesammelt, Besprochen und Autographiert*, Leipzig : J. C. Hinrichs'sche Buchhandlung.
- Bruyère, B. 1939 *Rapport sur Les Fouilles de Deir el Médineh (1934–1935)*, Cairo : Imprimerie de L'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Bruyère, B. 1952 *Rapport sur Les Fouilles de Deir el Médineh (1935–1940), II: Trouvailles d'Objets*, Cairo : Imprimerie de L'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Budge, E. A. W. 1885 Notes on Egyptian Stelæ, Principally of the Eighteenth Dynasty. *Transactions of the Society of Biblical Archaeology* 8, 299–346.
- Budge, E. A. W. 1909 *British Museum: A Guide to the Egyptian Galleries (Sculpture)*, London : Harrison and Sons.
- Carter, H. 1933 *The Tomb of Tut-Ankh-Amen: Discovered by the Late Earl of Carnavon and Howard Carter, Volume III*, London : Cassell and Company, Ltd.
- Carter, H. and Newberry, P. E. 1904 *The Tomb of Thoutmôsis IV*, Westminster : Archibald Constable and Co.
- Champollion, J. F. 1844 *Monuments de l'Égypte et de la Nubie: Notices Descriptives Conformes aux Manuscrits Autographes Rédigés sur les Lieux*, Band 1, Paris : Chez Firmin Didot Frères, Libraires-Éditeurs.
- Daressy, G. 1898 Notes et Remarques. *Recueil de Travaux Relatifs à la Philologie et L'Archéologie Égyptiennes et Assyriennes* 20, 72–86.
- Daressy, G. 1901a Notes et Remarques. *Recueil de Travaux Relatifs à la Philologie et L'Archéologie Égyptiennes et Assyriennes* 23, 125–133.
- Daressy, G. 1901b *Catalogue Général des Antiquités Égyptiennes du Musée du Caire, Nos 25001–25385: Ostraca*, Caire : Imprimerie de l'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Davies, N. D. 1941 *The Tomb of the Vizier Ramose*, London : The Egypt Exploration Society.
- Davies, N. D. 1943 *The Tomb of Rekh-Mi-Rē' at Thebes, Volume II*, New York : The Metropolitan Museum of Art.
- Davis, C. P. 1921 An Egyptian Stele. *Bulletin of the City Art Museum of St. Louis* 6, 25–28.

- Edwards, I. E. S. 1939 *Hieroglyphic Texts from Egyptian Stelae, etc., Part VIII*, London : The British Museum.
- Fabretti, A., Rossi, F. and Lanzone, V. 1882 *Regio Museo di Torino: Antichità Egizie*, Torino : Stamperia Reale Della Ditta G. B. Paravia E C.
- Franke, D. 1984 Ursprung und Bedeutung der Titelsequenz Z3b R3-Nḥn. *Studien zur Altägyptischen Kultur* 11, 209–217.
- Franke, D. 2003 The Middle Kingdom Offering Formulas : A Challenge. *The Journal of Egyptian Archaeology* 89, 39–57.
- Gardiner, A. 1957 *Egyptian Grammar: Being an Introduction to the Study of Hieroglyphs* (3rd edition, first published in 1927), Oxford : Griffith Institute, Ashmolean Museum.
- Gauthier, H. 1912 *Le Livre des Rois d'Égypte: Recueil de Titres et Protocoles Royaux, Noms Propres de Rois, Reines, Princes, Princesses et Parents de Rois, Suivi d'un Index Alphabétique, II: de la XIIIe à la Fin de la XVIIIe Dynastie*, Caire : Imprimerie de l'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Guglielmi, W. 1982 Milch (wirtschaft). In W. Helck and W. Westendorf (eds.), *Lexikon der Ägyptologie* 4, Wiesbaden : Otto Harrassowitz, 125–127.
- Habachi, L. 1954 Khtâ'na-Qantîr : Importance. *Annales du Service des Antiquités de l'Égypte* 52, 443–559.
- Helck, W. 1958 *Zur Verwaltung des Mittleren und Neuen Reichs*, Leiden : Brill.
- Helck, W. 1986 Titel und Titulaturen. In W. Helck and W. Westendorf (eds.), *Lexikon der Ägyptologie* 6, Wiesbaden : Otto Harrassowitz, 596–601.
- Hilton Price, F. G. 1897 *A Catalogue of the Egyptian Antiquities in the Possession of F. G. Hilton Price, Dir. S. A.*, London : Bernard Quaritch.
- Ilin-Tomich, A. 2011 Changes in the *hṭp-dj-nsw* Formula in the Late Middle Kingdom and the Second Intermediate Period. *Zeitschrift für Ägyptische Sprache und Altertumskunde* 138, 20–34.
- Kamal, A. B. 1905 *Catalogue Général des Antiquités Égyptiennes du Musée du Caire, Nos 22001–22208: Stèles Ptolémaïques et Romaines I*, Caire : Imprimerie de l'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Kamal, A. B. 1909 *Catalogue Général des Antiquités Égyptiennes du Musée du Caire, Nos 23001–23256: Tables d'Offrandes I*, Caire : Imprimerie de l'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Kamal, A. B. 1913 Fouilles à Dara et à Qoçêir el-Amarna. *Annales du Service des Antiquités de l'Égypte* 12, 128–142.
- Lacau, P. 1957 *Catalogue Général des Antiquités Égyptiennes du Musée du Caire, Nos 34065–34189: Stèles de la XVIIIe Dynastie*, Caire : Imprimerie de l'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Lapp, G. 1987 Eine Spezielle Opferformel des Mittleren Reiches. *Studien zur Altägyptischen Kultur* 14, 181–183.
- Legrain, M. G. 1900 Le Temple et les Chapelles d'Osiris à Karnak. *Recueil de Travaux Relatifs à la Philologie et à l'Archéologie Égyptiennes et Assyriennes* 22, 125–136.
- Legrain, M. G. 1909 *Catalogue Général des Antiquités Égyptiennes du Musée du Caire, Nos 42139–42191: Statues et Statuettes de Rois et de Particuliers II*, Caire : Imprimerie de l'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Lieblein, J. 1892 *Hieroglyphisches Namen-Wörterbuch: Genealogisch und Alphabetisch Geordnet, Nach den Ägyptischen Denkmälern Herausgegeben*, Leipzig : J. C. Hinrichs'sche Buchhandlung.
- Luts, H. F. 1927 *Egyptian Tomb Steles and Offering Stones of the Museum of Anthropology and Ethnology of the University of California*, Leipzig : J. C. Hinrichs'sche Buchhandlung.
- The Marquis of Northampton, Spiegelberg, W. and Newberry, P. E. 1908 *Report on Some Excavations in the Theban Necropolis, during the Winter of 1898–9*, London : Archibald Constable and Co. Ltd.
- Martin-Pardey, E. 1986 Wesir. In W. Helck and W. Westendorf (eds.), *Lexikon der Ägyptologie* 6, Wiesbaden : Otto Harrassowitz, 1227–1235.
- Müller-Winkler, C. 1986 Udjatauge. In W. Helck and W. Westendorf (eds.), *Lexikon der Ägyptologie* 6, Wiesbaden : Otto Harrassowitz, 824–826.
- Musées Royaux d'Art et d'Histoire, Bruxelles. E.00791. <https://www.carmentis.be/eMP/eMuseumPlus?service=ExternalInterface&module=collection&objectId=75728&viewType=detailView> (2025年6月4日閲覧)
- Naville, É. 1883 *Inscription Historique de Pinodjem III: Grand Prêtre d'Ammon à Thèbes*, Paris : Maisonneuve Cie, Libraires-Éditeurs.
- Newberry, P. E. 1900 *The Life of Rekhmara: Vezîr of Upper Egypt under Thothmes III and Amenhetep II (circa B. C. 1471–1448)*, Westminster : Archibald Constable and Co. Ltd.
- Newberry, P. E. 1930 *Catalogue Général des Antiquités Égyptiennes du Musée du Caire, Nos 46530–48273: Funerary Statuettes and Model Sarcophagi I*, Caire : Imprimerie de l'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Newberry, P. E. 1957 *Catalogue Général des Antiquités Égyptiennes du Musée du Caire, Nos 46530–48575: Funerary Statuettes and Model Sarcophagi III: Indices and Planches*, Caire : Imprimerie de l'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Persons and Names of the Middle Kingdom. r3-Nḥn. https://pnm.uni-mainz.de/2/title/10?start=0#inscriptions_id_nav (2025年6月4日閲覧)
- Petrie, W. M. F. 1888 *A Season in Egypt, 1887*, London : Field & Tuer, “The Leadenhall Press”.
- Petrie, W. M. F. 1902 *Abydos, Part I*. 1902, London : The Egypt Exploration Fund.
- Pierret, P. 1877 *Musée du Louvre, Catalogue de la Salle Historique de la Galerie Égyptienne, Suivi d'un Glossaire*, Paris : Charles de Mourgues Frères.
- Porter, B. and R. L. B. Moss 1960 *Topographical Bibliography of Ancient Egyptian Hieroglyphic Texts, Reliefs and Paintings I: Theban Necropolis, Part 1: Private Tombs*, Oxford : Oxford University Press.
- Porter, B. and R. L. B. Moss 1962 *Topographical Bibliography of Ancient Egyptian Hieroglyphic Texts, Reliefs and Paintings V: Upper Egypt: Sites (Deir Rifa to Aswân, Excluding Thebes and the Temples of Abydos, Dendera, Esna, Edfu, Kôm Ombo and Philae)*, Oxford : Griffith Institute, Ashmolean Museum, Oxford (First Published in 1937 by the Oxford University Press).
- Porter, B. and R. L. B. Moss 1964 *Topographical Bibliography of Ancient Egyptian Hieroglyphic Texts, Reliefs and Paintings I: Theban Necropolis, Part 2: Royal Tombs and Small Cemeteries*, Oxford : Oxford University Press.
- Porter, B. and R. L. B. Moss 1972 *Topographical Bibliography of Ancient Egyptian Hieroglyphic Texts, Reliefs and Paintings II: Theban Temples*, Oxford : Oxford University Press.

- Porter, B. and R. L. B. Moss 1978 *Topographical Bibliography of Ancient Egyptian Hieroglyphic Texts, Reliefs and Paintings III: Memphis, Part 2: Šaqqâra to Dahashûr*, Oxford : Griffith Institute, Ashmolean Museum.
- Quirke, S. 2004 *Titles and Bureaux of Egypt 1850–1700 BC*, London : Golden House.
- Robichon, C. L., Barguet R. de P. and Leclant, J. 1954 *Karnak-Nord IV (1949–1951)*, Cairo : Imprimerie de l'Institut Français d'Archéologie Orientale.
- Roeder, G. 1937 Bericht über die Ausgrabungen der Deutschen Hermetopolis-Expedition 1935. *Mitteilungen des Deutschen Instituts für Ägyptische Altertumskunde in Kairo* 7, 1–56.
- Schiaparelli, E. 1887 *Museo Archeologico di Firenze: Antichità Egizie I*, Roma : Tipografia della R. Accademia dei Lincei.
- Sethe, K. 1905 *Beiträge zur ältesten Geschichte Ägyptens*, Leipzig : J. C. Hinrich'sche Buchhandlung.
- Speleers, L. 1923 *Recueil des Inscriptions Égyptiennes des Musées Royaux du Cinquantenaire a Bruxelles*, Bruxelles : Vanderpoorten.
- Spiegelberg, W. 1909 *Ausgewählte Kunst-Denkmäler der Ägyptischen Sammlung*, Strassburg : Verlag von Schlesier & Schweikhardt.
- Stewart, H. M. 1976 *Egyptian Stelae, Reliefs and Paintings from the Petrie Collection, Part One: The New Kingdom*, Warminster : Aris & Phillips Ltd.
- University College of London. LDUCE-UC14660. <https://collections.ucl.ac.uk/Details/petrie/58012> (2025年6月4日閲覧)
- Weil, A. 1908 *Die Veziere des Pharaonenreiches*, Leipzig : J. C. Hinrichs'sche Buchhandlung.
- Westendorf, W. 1980 Horusauge. In W. Helck and W. Westendorf (eds.), *Lexikon der Ägyptologie* 3, Wiesbaden : Otto Harrasowitz, 48–51.
- Willems, H. 1991 Food for the Dead : Remarks on the Structure of the Offering Formula. In W. H. van Soldt (ed.), *Pap Uit Lemen Potten: Publicationes Universitatis Lugdunensis Pollockianae: Papers in Memoriam of Mia Pollock*, Leiden : Schap Publications XI, 98–108.
- Winlock, H. E. 1948 *The Treasure of Three Egyptian Princesses*, New York : The Metropolitan Museum of Art.
- 河合望 2021 『古代エジプト全史』 雄山閣。
- 鈴木まどか 2003 「天理参考館古代エジプト遺物コレクション」 『天理参考館報』 第17号, 7–16頁。
- 天理大学附属天理参考館 (編) 1986 『教祖百年祭記念 天理大学附属天理参考館図録』 天理大学出版部。
- 馬場匡浩 2017 『古代エジプトを学ぶ—通史と10のテーマから—』 六一書店。
- 藤井信之 2018 「天理参考館所蔵の人形木棺 (登録番号E 1) について」 『天理参考館報』 第32号, 5–8頁。
- 山花京子 2011 「天理参考館所蔵古代エジプトのファイアンス製品について—分析結果とその歴史的解釈—」 『天理参考館報』 第25号, 95–111頁。

中国大陸の古代熨斗（四）

—簡略化から新型式成立へ、東晋～南朝時期—

江 介 也

1 はじめに —問題の所在—

小論は、天理参考館報の35号～37号（前号）掲載の「中国大陸の古代熨斗（一）」「同（二）」「同（三）」の続編である。（一）では熨斗（うっと／古代のアイロン）の研究史を概観し、筆者の型式分類を提示しつつ、天理参考館蔵品の分析、熨斗型式（属性）の相違の意味について検討した（江2022）。（二）では熨斗誕生の背景・意義・プロセス、「熨」の字義と熨斗の関係、そして前漢～後漢時期の型式変遷（江2023）。（三）では三国～西晋時期の熨斗と挿柄台である「熨人」について（江2024）、それぞれ考察した。本稿（四）では、続く時期の特に南中国、つまり東晋～南朝の熨斗にスポットライトを当てる。

とりわけ南朝の熨斗には、日本の古墳時代や朝鮮の三国時代の、古墳出土熨斗と同型式のものがみられる。大阪府柏原市高井田山古墳や、韓国の慶州皇南大塚・公州武寧王陵などで出土した青銅製熨斗は夙に有名である。日本でも韓国でも、関連古墳の年代観の参考資料として、或いは東アジアにおける地域・国家間の関係史の一端を解明する貴重な物質文化資料として注目されてきた。筆者もかつて、漢～唐熨斗に関して総合的に検討する中で、日韓出土熨斗の位置づけについて分析・論及している（江1999・江2007）。

ただ南朝期にみられる熨斗型式の全体像やより正確な編年観については、出土遺跡の少なさから、今なお十分に把握されておらず、曖昧な点があると言わざるを得ない。しかし1遺跡から4点も出土した鎮江金山園芸場窖藏（梁）のような例もあり、出土遺跡数は少ないとはいえ、それらを詳細に観察することで、明らかにできることもあると思われる。以上の観点から、筆者は中国における該期の熨斗の現地資料調査を実施した。

そこで本稿では、新たに調査で知り得た情報を整理し、東晋期から南朝期の熨斗の再検討を行い、今後において、日本列島・朝鮮半島の併行期の熨斗の系譜関係をより詳細に解明できるよう、基礎的整理・考察を行う。研究史は「中国大陸の古代熨斗（一）」で概観しているので、重複するものは省略する。本稿で検討対象とする熨斗資料は、図面または写真のあるものを主とし、熨斗型式や埋葬主体部に言及する際は、筆者分類に従い説明するものとする（江2001・江2005・江2022）。

2 中国出土熨斗の型式変遷（四）—東晋時期—

南方の呉を滅ぼし天下統一を果たした晋（西晋）であったが（280年）、それも東の間のことであった。まず、軍権を与えられた、本来王朝を支えるべき諸王たちによる、血で血を洗う目まぐるしい政権奪取劇（八王の乱：290～306年）、続いて漢代以来長城以南への移住を行っていた匈奴が独立し、晋王朝の首都洛陽を落とし懷帝は虜となる（永嘉の乱：307～312年）。

永嘉元年（307）、司馬懿の曾孫の琅耶王司馬睿は、安東將軍都督揚州諸軍事に任ぜられ、建鄴（現・南京）に出鎮し、江東の地はよく治まった。西晋愍帝が死去すると、司馬睿は推戴され帝位につき（元帝）、建康（313年建鄴から改称）を首都に晋を再興する（東晋：317～420年）。こうして晋王朝の版図の南半分を何とか保ち、北来亡命貴族と江南在地豪族という不安定な基盤の上に新政権は発足した。そして「五胡乱華」ともいわれる華北の混乱は、周辺への多くの漢族移民を生み、当然のごとく南方への文化流入も生じた。

筆者は先の論考で、三国西晋の熨斗は「南方地区ではB I b類（柄頭龍頭のB類＋接続部無飾のI類＋火皿は緩やかな丸底のb類）が盛行し、北方地区ではA V b類（柄頭無飾のA類＋接続部円形補強のV類⁽²⁾＋火皿は緩やかな丸底のb類）が最も一般的な型式であった」（江2024）と整理した。では南方地区を国土とする、続く東晋では、北方からの移民・文化流入をうけ、熨斗型式はどうなったのであろうか。

2-A 研究史

東晋期の熨斗についての、主な見解や型式的位置づけについてみてみよう。

毛利光俊彦は、その分類と編年観において、「B I 1は後漢から東晋の4世紀代」「B II 1は西・東晋の3・4世紀代」と述べる。B I 1とは、中実柄・柄頭無飾・「柄元が真直ぐ」、B II 1とは中実柄・柄頭龍頭・「柄元が真直ぐ」という属性をもつ型式である。ただ「柄元が真直ぐ」とは、接続部のどの部分が「真直ぐ」なことを指しているか明確な説明は無い⁽³⁾（毛利光1991）。氏は後に異なる分類名を用い、「東晋早期」におけるII類B（IIは中実柄、Bは「柄の基部に補強の突起をつくるもの」⁽⁴⁾）

の存在を指摘するが、先の分類・編年観との対応関係が理解し辛い（毛利光2004）。

筆者は既発表論文で、東晋の熨斗について、B類（柄頭龍頭）には「辺境地に残存」したと考えられるものがあること、接続部型式は魏晋南北朝初期まで漢代の組成を受け継ぐが、その後東晋までの間に「次第にI（無飾）・V類（球面状・円筒状の補強）を中心とした組成」となり無飾下が進むと整理している（江1999）。

毛利光論文と筆者論文の発表まで、詳細な型式分類に基づく編年観を論じた論考はほとんど無かった。近年の董文珍の研究でも、金属製熨斗の変遷を「漢魏」「魏晋至隋唐」「宋元及以後」の3時期で捉えるなど、非常に粗さが目立つ（董2019）。

2-B 東晋時期の熨斗（図1）

ここでは東晋時期の主な熨斗型式と、その代表例を挙げる。東晋期の熨斗は、主に墳墓副葬品である。そこで必要に応じ出土墓および共伴副葬品の年代検証も行う。

東晋の出土例は基本的に青銅製品であり、該期製作のもの以外に、伝世品もあった可能性は否定できない。また特に東晋の領域には、北方から戦乱を逃れてきた者達が大量に流入している。東晋前期には北中国からの文化的影響が色濃い地域・墓地が存在する。そして当然、西晋後期以来の物質文化の継承もある。本節では、そういった観点からも考察することになる。

●A V b類〔柄頭A類（無飾）／接続部V類（球面・円筒状）／火皿b類〕

①江蘇南京象山7号墓【東晋前期】口径？、柄長24cm（図1①／南京市博物館1972）

②江蘇南京富貴山4号墓【東晋前期】口径15.7cm（図1②／南京市博物館・南京市玄武区文化局1998）

③江蘇鎮江諫壁粮山5号墓【東晋前期】口径15.2cm（図1③／鎮江博物館・劉建国1983）

④江西南昌火車站5号墓【東晋前中期】口径15.2cm（図1④／江西省文物考古研究所・南昌市博物館2001）

⑤江蘇邗江甘泉六里村墓【東晋後期】口径14.5cm（図1⑤／揚州博物館1988）

①の象山出土例は、報告には実測図が無く写真だけで、接続部型式が確認できなかった。しかし現地調査の結果、球面状であることがわかり、V類と確定できた。柄の上面は、火皿口縁上面と同一平面ではなく一段下がる。ただし口縁端部は、柄に張り出さない。また柄断面型式は広義の半円形タイプであるが、上下の厚みを重視した「近逆三角形」タイプである⁽⁵⁾。柄長24cmは、②の富貴山例の23.9cmとほぼ同じ。口縁上面は素面で幅2cm、厚みは中央で0.37cm、端面を明確につくる。火皿腹部中央付近の

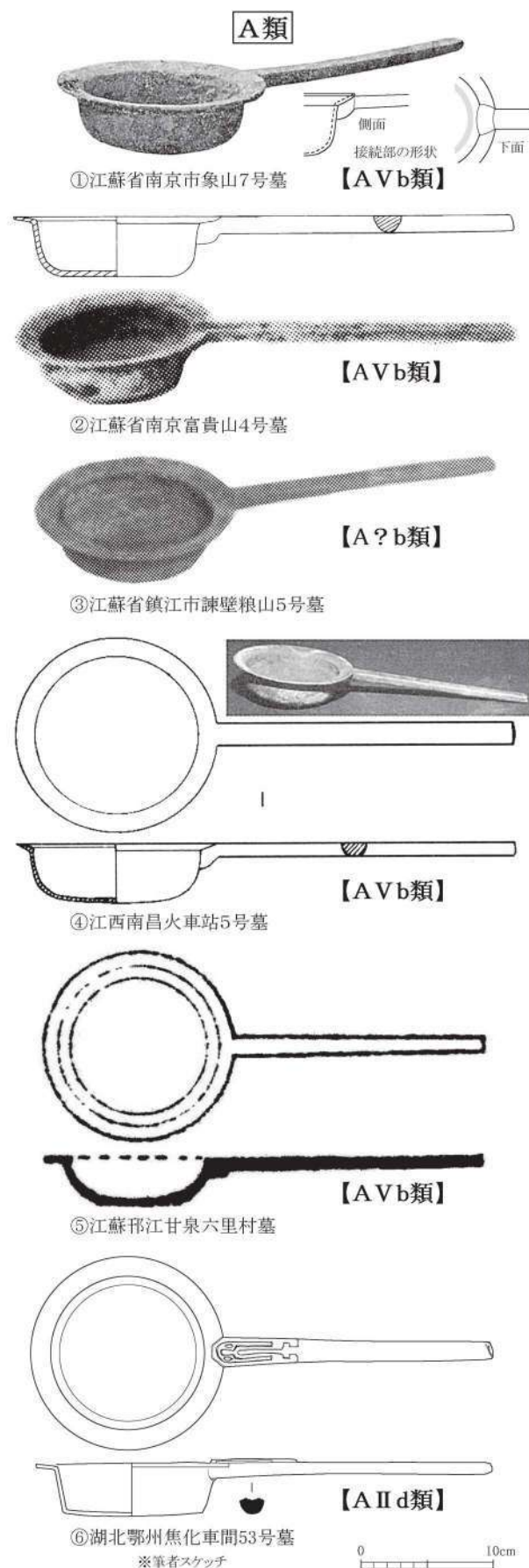


図1 東晋時期の熨斗〔A類〕

厚みは0.18cmと薄い。

②の富貴山出土例は、「近直腹，平底」と報告されるが，腹部（胴部）と底部の境目に稜線が生じるような明確な屈折でも，急激な屈曲でもない。従って火皿型式はb類である。既発表の拙論でも述べているように，平底と記されているが，多少丸底であるのが一般的であり，遺憾ながら図面にそれが反映されないケースはよく見られる。報告図だけでは，火皿形態による分類が詳細にできない所以である。実測図によると接続部は，側面から見て曲線的な加幅が認められるため，恐らく球面状か円筒状もしくはそれらに近い円形を意識したV類と思われる。①と②は，火皿形態や，柄の長さや上下の厚みなど，類似点が多く，同型式同規格の可能性が非常に高い。

③の諫壁狼山出土例は，写真からみて接続部はI類かV類の可能性が高く，火皿と柄の長さの比率も①②と近そうである。出土墓の年代も東晋前期と同時期で，隣接地域でもあり，同型式の可能性が十分考えられる。

④は，長江を幾らか遡った江西北部出土例で，断面半円形の柄は，長さ22.4cm，幅は1.8cmと報告され，①②より若干小さい。接続部は側面からみて恐らくV類で，火皿も典型的b類である。年代は報告では西晋後期から東晋前期とするが，出土木椀は握り部が楕円半裁形であり，筆者編年で東晋前中期以降のものである（江2002）。被葬者数が女性一人か複数か，女性被葬者への副葬か陰宅に具えたものでか，副葬年代が変わるかもしれないが，陶磁器類からみても東晋前期以降であろう。

⑤は非常に粗い実測図しか無いが，AVb類と十分に判別できる。青磁の盤口壺・唾壺・碗などの醬釉点彩から東晋期の副葬とわかる。

東晋の熨斗としては他に，南京市博物館所蔵の六朝考古資料の図録に，収集された東晋熨斗が掲載されている（南京市博物館2004）。全長37.8cm，口径15cm，高4.3cmで，「直腹，平底」と説明され，年代根拠は明らかにされていない。鮮明な写真により，柄断面型式は半円形で，柄頭は無飾，接続部は火皿口縁下にのぞく曲線的膨らみから球面状と考えられ，AVb類とわかる。接続部上面に段差や口縁端の柄部への張り出しが無いことも確認できる。

●AⅡd類〔柄頭A類（無飾）／接続部Ⅱ類（龍頭）／火皿d類〕

⑥湖北鄂州焦化車間53号墓（鄂城六朝墓2076号墓）【東晋前期】口径14.4cm（図1⑥／筆者略測スケッチ・メモ）

1956～1983年に調査された394基の六朝墓の報告書『鄂城六朝墓』では，熨斗が6点報告されている。巻末の副葬遺物一覧表によると，東晋墓では，該墓と鄂州西山（保）12号墓（鄂城六朝墓2011号墓）の2基から出土している

が，図も写真も無い。しかし筆者は1996年，鄂州市博物館で⑥の熨斗を観察する機会を得ている。全長34.4cmで，柄長（上面）は20cm，火皿高3.4cm，外折口縁幅は1.6～1.7cmであった。

注目されるのは，東晋のA類熨斗において，AVb類が非常に多い中での本例の位置づけである。接続部Ⅱ類は，前代の西晋期には北方地区で比較のみられた属性で，その影響も想定される。また直線的な腹部と若干丸みを帯びた底部，その境の屈折による明確な稜線は，紛れもなく火皿d類である。⁽⁶⁾長江流域では南京長崗村5号墓例（呉後期頃）がd2'類（2'類は若干口縁上反り。拙論でa2'類と誤記していたので訂正しておく）である（江2024）。つまり鄂州例のd類は六朝前期からの属性であり，西晋期に製作され，東晋前期に副葬された可能性もある。

●BⅠ or I'類〔柄頭B類（龍頭）／接続部Ⅰ類（無飾）かI'類（無飾・強化）／火皿？〕

⑦広東肇慶北門城牆下墓【東晋】口径15cm（図2①／肇慶市文化局1978）

本例は柄の断面が半円形で，口縁上面に沈線弦紋が四本巡るのが特徴。東晋期にB類は衰退しており，本例は東晋墓出土なら希少例である。年代を確認しておこう。該墓は長方形墓室中央羨道墓で，後壁に凸字（二段）が三段になった形の灯龕を有する（図2②）。東晋によく見られる壁面属性である。また副葬品では，東晋期に入り盛行する，円形多子桶（図2③）や，耳の周りに醬釉の点彩を巡らせた青磁四耳罐（図2④）などが副葬されている。同様な点彩は，広東地区では韶関小茶山13号墓に類例があり（図2⑤／広東省文物考古研究所ほか2008），この墓からは「太興二年」（319）の紀年磚が見つかった。以上から，副葬年代は東晋でよいだろう。製作年代は西晋後期に遡る可能性も無くはない。

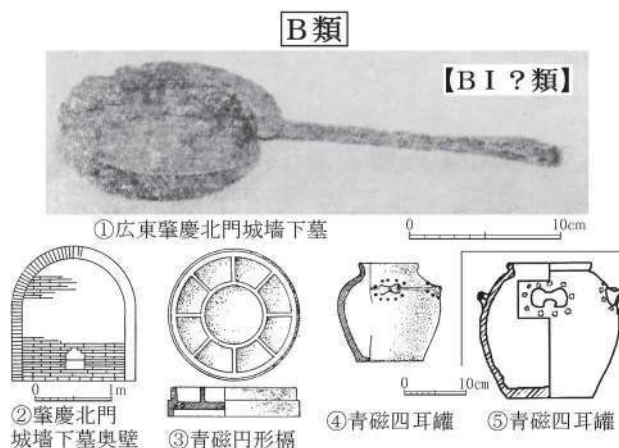


図2 東晋時期の熨斗〔B類〕と年代推定資料

2-C 熨斗か有柄香炉か —区別の決定的証拠—(図3)

東晋墓では、熨斗と極めて形態が類似した、有柄または有蓋有柄の香炉が発見されている。筆者が既に指摘しているように、その注目すべき特徴は、柄の下面に突き出た棒状の突起である(江1999)。その役割は明白で、筆者は「傾倒防止突起」と称している。この突起は、アイロン掛けをするには非常に不都合であり、対象の生地を傷付けかねない。また同器種にみられる、蓋の全体形状や、鏤孔の形や配置は、所謂香炉(無柄)によく見られる。従ってこの器種は有柄香炉であると述べてきた。



図3 有蓋有柄香炉とその自名器

近年、この点について決定的根拠となる資料が紹介されており注目される。中国国家博物館所蔵の「龍首柄銅熏爐」がそれで、柄の上面に「上林宮銅熏爐」の銘がある(高2021)。

2-D 東晋期における熨斗副葬習俗の変化

調査報告「鎮江東晋墓」には37基の東晋墓が掲載されている(鎮江博物館・劉1983)。熨斗は11号墓(鎮江諫壁粮山5号墓)と1号墓(鎮江燕子山3号墓)で出土している。後者は、図も写真も公表されていない。注目されるのは、全37基中、熨斗が出土した2基は、共に東晋前期墓(建武元年[317]~咸康八年[342])／調査墓数13基)であったことである。東晋中期墓(調査墓数12基)と東晋後期墓(調査墓数12基)からは全く出土していない。これは、各種銅器の副葬が、後代より相対的に多くみられる六朝前期(呉・西晋期)の名残と、その後の衰退というコンテクストで理解することが可能であろう。

3 中国出土熨斗の型式変遷(五) —南朝時期—

南朝最初の王朝宋の武帝(劉裕:356~422年)は、晋陵郡丹徒県京口(現・江蘇省鎮江市)の人で、北方からの移住者の子孫であった。軍人として度重なる大功を挙げ、永初元年(420)六月、遂に東晋恭帝から禅譲を受け帝位に即いた。元嘉(424~453年)の治と謳われた安定期もあったが、宋朝8代で5人(少帝・文帝・前廢帝・

後廢帝・順帝)が殺され、激しい政争が繰り返された。

やがて寒門出の蕭道成が、皇族その他の反乱を鎮圧し、武將として頭角を現し、建元元年(479)、禅譲により齊を建国する。7代続いた齊(南齊)も、永明(483~493年)の治といわれた短い安定期が過ぎると、皇室の血で血を洗う殺戮劇の末、僅か24年で滅亡した。

天監元年(502)四月、禅譲により齊の梁王蕭衍(464~549年)が帝位に即く(梁・武帝)。彼はもと雍州(現・湖北襄陽)の軍団長であり、梁朝は宋齊同様に軍事政権ではあった。しかし創始者武帝の治世は、前代の殺伐とした空気を、彼一流の教養と寛容と仏教信仰により塗り替えた。しかし貨幣政策の失敗は貧富の格差を生み、流亡農民の増加、盗賊等による治安の悪化、上層階級の奢侈ブームと、社会はバランスを欠き混迷の度を深めていった。そのような時に北朝の東魏の降将・侯景の乱が勃発する(548年)。翌年、首都建康はその手に落ちた。

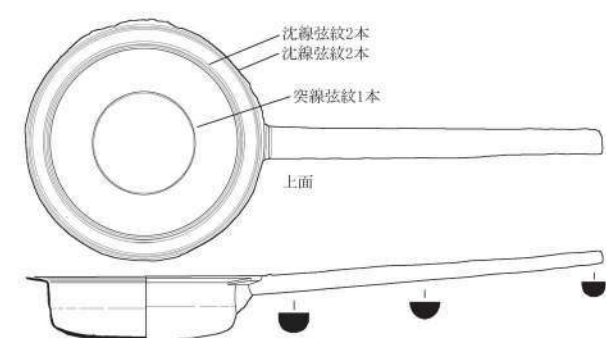
同じ頃、下層民からのし上がった陳霸先(503~559年)は広州軍府の実権を握り、北上し首都建康を攻め落とす。混乱の際を狙う北齊軍との防衛戦争の末に、永定元年(557)禅譲を受け帝位に即く(陳・武帝)。建国後も、江南の大混乱は、陳朝を認めない王琳^{りん}の軍を破るまで続いた(560年)。東の間の平和の後、北周が北朝を統一し(577年)、間もなくとって代わった隋は大挙南下し陳に攻め寄せ、終に南朝は潰えることになる(589年)。

南朝の熨斗は現段階では、窖藏出土例が非常に目を引く。戦乱・社会の混乱を避けての埋納という歴史的背景が容易に類推され非常に興味深い。

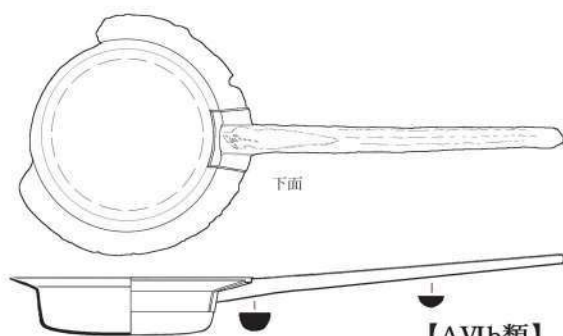
3-A 研究史

南朝の熨斗の型式的位置づけについては、毛利光俊彦が独自の分類で「B II 2 (B I 2の誤記)は梁及び新羅・皇南大塚北墳、百済・武寧王陵の6世紀前半代」と述べる(毛利光1991)。B I類は、柄頭が「方形」の「中実」柄で、2は「補強の方形突帯をつける」ものである。

筆者は「南朝期にVI類が出現する」こと、つまり接続部に「平板を貼り付けたような厚みを有する」属性に言及し、「山東省南部」で実見した出土地不明の資料に「V・VI類の折衷式」が存在することを指摘した(江1999)。補強のため実際に板状部材を貼り付けたものは確認していないため「貼り付けたような」であり、折衷式とは接続部あたりの口縁下面に、口縁幅いっぱい横長の平板を貼り付けたような厚みをもたせ、その更に下に補強を意図した球面状の膨らみを具えた属性を有する型式である(図4①)。東晋期の普及型式は接続部V類であり、そこから新たな属性VI類が生み出される過程または型式組成の推移を視覚的に如実に示す資料といえる



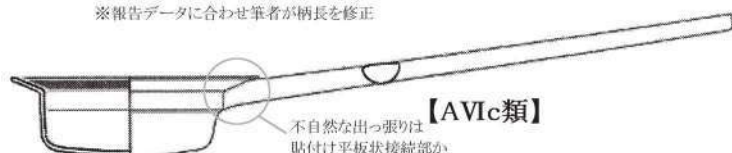
①〔参考資料〕出土地不明 【AVb類・AVIb類の折衷型式】
※筆者実測図



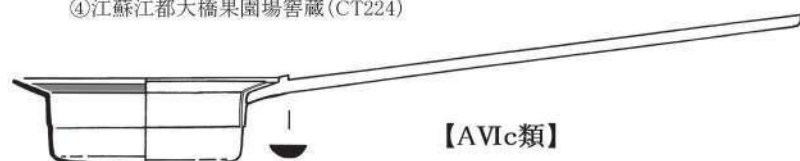
②浙江諸暨牌頭水下張3号墓
※下面図は筆者略測図、側面図は筆者加筆修正



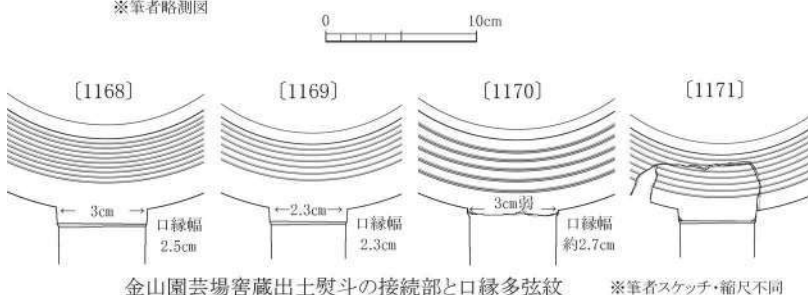
③江蘇江都大橋果園場窖藏(CT225)
※報告データに合わせ筆者が柄長を修正



④江蘇江都大橋果園場窖藏(CT224)



⑤江蘇鎮江金山園芸場窖藏
※筆者略測図



※筆者スケッチ・縮尺不同

図4 南朝時期の熨斗と参考資料

だろう。また火皿c類の「深めのタイプは南朝以降唐代へと続く新形式」とも指摘している(江1999)。ただ熨斗には大小もあるため、火皿断面の縦横比で捉える必要もあるだろう。

3-B 南朝時期の熨斗(図4)

出現期から東晋時期に至るまで、熨斗が発見された遺跡で最も多いのは墳墓であろう。しかし熨斗は、銅鏡などと比較すると、明らかに副葬率が低い副葬品といえる。更にいうと、漢墓や西晋墓では比較的発見されているが、南朝墓での発見例は極めて少ない。このことは、熨斗の副葬が、習俗としては、相対的にあまり顕著ではない時期であったことを意味すると思われる。より厳密にいうと南朝期は、東晋中後期に引き続き、青銅器の副葬習俗が呉・西晋期よりも低調で、陶磁製品を主とした副葬品組成の簡略化と定式化が顕著な時期でもあった(熨斗の陶磁製明器も、ほとんど見られない)。それらの要因が、必然的に実用の青銅製熨斗の副葬率を下げたと考えられる。

一方、南朝期の熨斗の出土遺跡として、逆に注目されるのが、金属器が主に埋納された窖藏(穴倉)である。墳墓では多くの場合、1基に1点の副葬が普通であるが、該期の窖藏では、4点・5点といった纏まった数の熨斗が出土している点が特徴的である。

●AVIb類〔柄頭A類(無飾)/接続部VI類(平板状)/火皿b1類・分離5弦紋〕

①浙江諸暨牌頭水下張3号墓【南朝前期】口径16.6cm(図4②/陳元甫2004/浙江省文物考古研究所・諸暨市博物館2006)

該墓は、浙江省の省都杭州から南へ60km余りに位置する諸暨市の牌頭鎮水下張村で発見された。2004年の概報では東晋墓、後には南朝前期の劉宋墓と報告されている。そこで年代の検証であるが、熨斗が出土した3号墓の近辺で見つかった2号墓では、「永初年宣」



図5 諸暨牌頭水下張3号墓の副葬品と比較資料

(永初は劉宋420～422年)と型押しされた紀年墓磚が見つかっている(図5①)。主体部はともに長方形墓室有羨道墓で、墓壁と床面の磚の積み方・敷き方が非常に類似している。また副葬品では、青磁虎子は、嵊州市の劉宋・元嘉二十五年(448)墓のものと比べ上下にやや詰まった感があるが比較的近い。盤口壺の口縁形態や全体のプロポーションは、3号墓のものは2号墓の2点の盤口壺のそれぞれの属性を折衷したような特徴を有していて、年代的に非常に近いと思われる。広くとらえて東晋晚期～劉宋期とみて間違いなさだろう。

以上により3号墓の熨斗は、これまで明確な資料がなかった南朝前期頃の空白を埋める重要な資料であることが確認できた。さて当該熨斗は、全体に錆が進行し脆くなっている。柄頭は欠損しており、柄の残長は21cmで、先細タイプである(柄幅は接続部側2cm、柄頭側1.4cm)。柄断面形は平べったい半円形で、これは南朝熨斗の一つの特徴と考えられる。火皿部は、直腹で平底だがわずかに丸いと報告される。腹部は確かに直線的であるが、中ほどに段が巡り、底部はかなり丸味を帯びる。腹部と底部の境界は稜線を形成しない。b類の範疇である。

本例で特に注目されるのは、口縁下面から火皿腹部にかけての貼付け平板状の接続部属性が、東晋晚期～南朝前期にすでに存在する事実である。ただ接続部上面は、口縁端より柄が若干低く段差があること、柄側への口縁の張り出しが無いことも指摘しておく。型式的にも時代的にも、先述のV・VI類折衷型と、後述のA VI c類との間にちょうど位置づけられる熨斗型式といえよう。なお口縁部の多弦紋属性であるが、本例では外折口縁上の内よりに沈線3弦紋、間隔をおいて外よりに沈線2弦紋が薄っすら確認できる。「分離型多弦紋」と呼び、A VI c類に常見の「密集型多弦紋」と区別しておく。

●A VI c類〔柄頭A類(無飾)／接続部VI類(平板状)／火皿c類〕

②江蘇江都大橋果園場窖藏 5点【南朝後期】口径17cm(図4③④)／夏根林2010／賀雲翱ほか2013)

③江蘇鎮江金山園芸場窖藏 4点【梁・太清二年〔548〕朱書熨斗】口径17.4cm(図4⑤)／劉興1985／江1999)

以下②を大橋窖藏、③を金山窖藏と略称する。

大橋窖藏は1993年、現・揚州市江都区の果樹園で発見された楕円形土坑で、2回の発掘で47点もの青銅器が出土した。盃・洗・碗・盤・唾壺・杯・組合せ式灯臺・鏝斗・熨斗など9種の日常生活用器が埋納されていた。



図6 江都大橋窖藏と鎮江金山窖藏の出土遺物

本窖藏の年代は、後述の金山窖藏(梁548)と非常に近いと考えられる。両者の出土遺物には型式的にほぼ同じものがみられるのである。銅圈足杯(図6①②)と、銅唾壺(図6③④)はその代表例と言ってよい。これらの型式からも南朝中期の後半から南朝後期とみてまず問題ないだろう。

熨斗は全5点(CT223・CT224・CT225・CT226・CT227)出土し、同一型式だが大小は異なるという。

以下、報告された個別熨斗のデータを、口径／高さ／柄長／口径＋柄長／重さ、の順で列挙・比較する。

CT223 [17cm／5.7cm／32.5cm／49.5cm／890g]

CT224 [15.6cm／4.8cm／32.4cm／48cm／1000g]

CT225 [16.1cm／5.4cm／29.6cm／45.7cm／1000g]

CT226 [16cm／6.4cm／28cm／44cm／500g]

CT227 [17cm／5.1cm／28.3cm／45.3cm／1250gか]

熨斗の大きさは、口径で比較するのが確実である⁽⁸⁾。2点ある17cmは非常に大きい部類で、最少の15.6cmは標準やや大き目といったサイズ感である。便宜的に口径＋柄長を全長の目安とすると、大きいもので50cm弱、小さくても44cmで、漢～東晋までの熨斗全長と比較すると突出して大きい⁽⁹⁾。この一回りも二回りも大きい熨斗の存在が、南朝熨斗の中に認められる一つの特徴的属性と言えるだろう。

次に大橋熨斗の型式であるが、CT225(図4③)とCT224(図4④)だけ実測図が公表されている。しかし正確性に欠け、不明瞭な点があり、推定により型式分類せざるを得ない。③④は同型式との報告であるが、腹部

の傾斜や接続部が全く違う。柄の上に口縁がオーバーハングしている③、口縁と柄が一体の④、筆者は④が正しいと考える。しかし④には貼付け平板状接続部の表現が無い。正確には、それに相当するかもしれない盛り上がりはみえる。トレース段階で落ちたのかもしれない。逆に③にはそれらしい表現が認められる。また口縁上面には密集した弦紋がめぐる（密集型多弦紋）。両図それぞれの情報をすり合わせると、推定であるがA VI c 類が浮かび上がる。

最後に金山窖蔵の熨斗である。図4⑤上は筆者による略測図である（江1999）。本窖蔵からは13点の銅器が出土しており、熨斗は4点出土している（資料番号1168・1169・1170・1171）。実見により確認できたことも加え整理しておく。

1168が最大で、朱書紀年が内底にある。報告の「口径7.4」は17.4の誤り。柄長35.1cmは柄上面での計測値と思われ、口径と合算した全長は52.5cm。非常に大きい。火皿を水平に置いたとき、柄頭の高さは11cmほどになる。本来の柄の角度と思われる。重さは1100g。報告にある他3点の重さは1000g（恐らく1169）、750g、700gである。

火皿部は、1168・1169・1170では腹部がかなり垂直に近く、急激に屈曲して底部に移行する明確な火皿c類である。その点1171は相対的に緩やかに屈曲しており、b類とc類の中間的な特徴を持つ。また4点ともに腹部中央付近には段がめぐる。

口縁部上面にはいずれも沈線による密集型多弦紋が施されている。基本的に内側からつめて配置している。従って口縁上面の外側には無紋の部分ができる。その幅は沈線の太さや密集具合によりまちまちである。1168は最も密集しており9本、1169は6本、1170は5本、1171は7本めぐる（図4⑤下）。

接続部は4点すべてがVI類である。このことは南朝後期の熨斗型式においてVI類属性が極めて大きな位置を占めていた可能性を示している。該期においてかなり普及していた属性と言えるかもしれない。また口縁端の柄側への長方形の張り出しは、1170以外3点には明確に認められる（図4⑤下）。1170のものは小さく、摩滅している。

なお柄長の、全長に対する割合が南朝後期の熨斗では極めて長くなっていることも新属性として注目される。⁽¹⁰⁾

4 補論 —山西臨汾瓦窯坡出土銅斗は最古の熨斗か—

2005年、山西省の南西部に位置する臨汾市の臨汾瓦窯坡墓地で、盗掘にともなう緊急調査が行われ、17基の墳墓が発見された。11基から大量の青銅器が出土している（山西省考古研究所ほか2017）。うち30号墓（春秋中期）



図7 最古の熨斗説がでた山西臨汾瓦窯坡出土銅斗

から、刻紋銅器として最古段階のものともいわれる「銅斗」が出土した（図7）。該墓と29号墓は、夫婦異穴合葬とみられており、副葬品組成は30号墓の墓主が女性であることを示している。

最近この銅斗を、最古の銅熨斗とみる新聞記事を目にした（唐晋 2023）。熨斗起源については、早くても前漢中後期として既に詳述しているため（江2023）、少なからず驚いた。

当該記事によると論拠は、被葬者が女性であろうこと、桶型斗身の底板が平らなため均等に圧力をかけられること、前端がU字形の柄が「省力」つまり労力を省けること（？）などである。どれも論拠として挙げられるほどのものではない。そこで当該資料の熨斗説の妥当性について、私見を述べておきたい。

①現在、自名により確実におさえられる前漢熨斗と、器形的にも構造的にも全く系譜関係が無い。

②器身外壁に、鏤孔柄は溶接されている。火皿部と柄部を一鑄とする例が多くみられる中国古代熨斗に比べ耐久性は相当に低いと考えられる。

③円形の器底は、図7写真（右）のように筒形器壁の内側に取り付けられているため、アイロンがけすると、周囲の器壁下端が強く対象物にあたりやすい。滑らかな動きを阻害する構造であり、アイロンがけに不向きである。

以上により、最古熨斗説は成立しないと考える。

5 まとめ

最後に本稿の検討結果を整理し、東晋・南朝時期の熨斗について考察する。

5-A 東晋時期の熨斗 —型式組成の集約—

東晋の熨斗は、西晋の熨斗型式を引き継いだ。当然ではあるが、一方で「主に後漢～三国時代の中原を中心として、宮廷貴族文化を背景に生み出された」（江1999）銅製熨斗（熨斗と挿柄台のセット）は、東晋墓では確認されていないようである。西晋の首都洛陽と周辺地域でよくみられた、その陶製模型明器の副葬も、北方からの移住者により東晋に持ち込まれることはほぼ無かったと言えそうだ。今後、東晋初期墓から発見される可能性は否定はできないが、既調査墓数からみて可能性は低

そうである。

いずれにせよこの時期アイロン文化の中には、次代に継承された要素と、そうでない要素があったわけである。

また実用品の青銅製熨斗の東晋墓での発見は、東晋時代が西晋時代のほぼ倍の期間であるにも関わらず、決して多くはない。該期の熨斗の副葬は、相対的に西晋期よりも意識されていなかったと思われる。しかも出土例が東晋前期に集中しており、中期以降は副葬習俗がいったん低調となっていたと思われる。

東晋の熨斗型式は、多様性を留めていた西晋期からうってかわって、概ねA類は飾り気のないA V b類に集約されていったようである。一方、B類はA類にも増して急速に衰退したとみられる。ただし辺疆地域では残存例が確認できる。

西晋末東晋初頭の戦乱と、それに伴う社会の混乱が、宮廷や首都圏はもとより、広く一定以上の身分の人々が積極的に使用していた身嗜みの道具の必要性を、一時的に消し去り、その後激減させたことが上記変化の歴史的背景であり契機と推測される。

5-B 南朝時期の熨斗 —新型式の成立と窖蔵埋納—

南朝熨斗の大きな特徴は、2つの属性、「多弦紋」口縁⁽¹²⁾と「貼付け平板状」接続部である。

そもそも沈線による弦紋は、西晋期頃から幾らか見られるようになり、多弦紋口縁は、南朝前期までは諸暨例のように、口縁上面の内よりと外よりに離れてめぐる分離型多弦紋がよくみられた。また多くの場合弦紋をそなえていたとしても本数は多くはなかった。それが、厳密にはまだ言えないが、恐らく南朝中期頃を境に、新たな属性として密集型多弦紋が盛行するようになる。多弦紋口縁は、分離型多弦紋から密集型多弦紋へ移行した可能性が高い。

百濟武寧王陵、大阪高井田山古墳などの出土熨斗は、紛れもなくこの密集型多弦紋を有する熨斗である。これまで漠然とA VI c類の密集型多弦紋タイプを「南朝の熨斗」「南朝型式の熨斗」と捉えがちであったが、南朝前期にはA VI b類も存在しており、両型式の変遷についても今後より詳細に検討していく必要があるだろう。

弦紋は長期にわたって熨斗の属性として継承され発展した。分離型多弦紋から密集型多弦紋への推移は南朝時期に突然おとずれた。しかし一方で、分離型多弦紋でありながら弦紋本数が7本と多い江蘇南京長崗村5号墓(呉後期／南京市博物館2002)のような例も既にあらわれていたのである。弦紋に対する執拗なまでのこだわりはどこからくるのか。この属性の出現・変遷の背景については今後の課題としておきたい。

一方、もう一つの新属性である接続部VI類は、南朝初頭にはすでに、口縁下面から腹部中央にわたる「貼付け平板状」のデザインを確立させていたと考えられる。よって先行する時期(少なくとも東晋の後期)には口縁下面のみの貼付け平板状接続部がつくられていた可能性がある。

南朝墓では、実用品の青銅製熨斗の副葬は稀で、模型明器としての陶磁製熨斗もほとんど知られていない。これは、生前の理想的生活の墳墓内でのリアルな再現が重視されなくなり、儀礼空間化が進み、副葬習俗の形式化と簡略化が顕著になった結果と読み解くことができるだろう。一方で、複数の熨斗が埋納された、複数の銅器窖蔵が発見されている。このことは南朝期の政治・社会の不安定さを非常に象徴的に示しており、金山窖蔵の熨斗内底に朱書された「太清二年(548)三月十六日」は、北朝の東魏の將軍侯景が、梁に降伏し帰順してきた翌年である。太清元年(547)、梁の武帝は降将侯景を河南王に封じたが、結果東魏は侯景討伐の軍をおこし、両国の戦争へと発展した。梁軍の度重なる敗北と劣勢、梁軍司令官蕭淵明は捕虜となり、侯景も軍勢を失い逃げるほかなかった。梁と東魏の和平交渉は侯景の立場を危うくし、危機感にかられた彼は太清二年(548)八月、寿春(安徽省)で挙兵する。侯景の乱(548～552年)である。朱書の太清二年は、この激動の時代の真っ只中にある。青銅製家財道具の所有者は、それらを埋めて隠す必要性を常日頃ひしひしと感じていたのであろう。

挿図出典

図1～図7の各資料の出典は、本文中の該当資料に言及した箇所に明示している。文末の参考文献・発掘報告等と合わせてご参照いただきたい。一部資料は、比較の便を考慮し、左右を反転した。特に図中あるいは以下に注記が無い場合、調査報告または論文に掲載された実測図・写真を、筆者がレイアウトして作成したものである。

なお図中の、筆者の調査スケッチや略測図は次の通り。図1は、①象山7号墓出土熨斗の接続部側面・下面の図は筆者スケッチ、⑥鄂州焦化車間53号墓出土熨斗は筆者スケッチ、図3の南京象山7号墓・香炉は報告写真の筆者トレース、図4の①出土地不明資料は筆者実測図、②諸暨牌頭水下張3号墓出土熨斗の下面図は筆者略測図、側面図は筆者が報告図面を大幅に加筆修正、③江都大橋窖蔵出土熨斗は柄の長さのみ報告文に合わせて筆者修正、⑤金山園芸場窖蔵出土熨斗の実測図は江1999に掲載した、筆者による略測図、同窖蔵出土の4点の熨斗の接続部周辺図は筆者スケッチである。

謝辞

東晋～南朝時代の熨斗の現地調査にあたり、以下の方々から多大なるご助力を賜った。ここにあらためて記して感謝の意を表したい。王志高・賀中香・胡継根・呉桂兵・呉蝶・宿白・陳振裕・黎毓馨(敬称略・五十音順)。

参考文献 (50音順)

- 賀雲翱・翟忠華・夏根林・岡村秀典・広川守・向井佑介 2013「三至六世紀東西文化交流の見證：南朝銅器の科技考古研究」『南方文物』2013年第1期。
- 高晋南 2021「中国国家博物館藏三件六朝青銅器初探」『中国国家博物館館刊』2021年第8期。
- 江介也 1994「江南地域六朝墓における副葬品配置 ―埋葬空間の機能構成―」森浩一編『同志社大学考古学シリーズⅥ 考古学と信仰』同志社大学考古学シリーズ刊行会。
- 江介也 1999「古代東アジアの熨斗」『文化学年報』第48輯。
- 江介也 2001「東アジアにおける複室墓の分布と変遷―三～六世紀を中心に―」『文化史学』第57号。
- 江介也 2002「西寧市青海省磚瓦廠墓の基礎的考察 ―東晋十六国期における広域文化動態―」『中国・青海省におけるシルクロードの研究』なら・シルクロード学術センター。
- 江介也 2005「魏晋南北朝墓の分類と地域性・文化圏―東アジアにおける墓制諸要素の動態把握のための基礎作業として―」『東亜考古論壇』創刊号(財忠清文化財研究院)。
- 江介也 2007「古代東アジアの熨斗と環状バネ鉢 ―編年と伝播・受容形態―」『日韓古墳・三国時代の年代観Ⅱ』韓国・釜山大学校博物館。
- 江介也 2022「中国大陸の古代熨斗(一)―熨斗型式(属性)の相違の意味を読み解く―」『天理参考館報』第35号。
- 江介也 2023「中国大陸の古代熨斗(二)―新器種誕生、前漢～後漢時期―」『天理参考館報』第36号。
- 江介也 2024「中国大陸の古代熨斗(三)―地域性と甌人熨斗の明器化、三国～西晋時期―」『天理参考館報』第37号。
- 呉小平 2009「六朝青銅容器的考古学研究」『考古学報』2009年第2期。
- 周錫保 1984『中国古代服飾史』中国戲劇出版社。
- 朱希祖 1935『六朝陵墓調査報告』中央古物保管委員会調査報告第1輯。
- 沈從文 1995『中国古代の服飾研究 増補版』京都書院。
- 杉本正年 1984『東洋服装史論攷 中世編』文化出版局。
- 張科・樊瑗玲 2024「六朝青瓷盤口壺生産分区研究」『東南文化』2024年第6期。
- 唐晋 2023「春秋銅熨斗：来自2600年前的“熨帖”」『山西晚報』2023年12月5日。
- 董文珍 2019「浅析古代金属熨斗的演变」『文物鑑定与鑑賞』2019年第17期(半月刊)。
- 南普恒・王曉毅・陳小三・潜偉 2020「山西隰県瓦窯坡 M30出土刻紋銅斗的制作工藝」『考古』2020年第7期。
- 林已奈夫編 1976『漢代の文物』京都大学人文科学研究所。
- 馬小青 2003「一件珍罕の東漢青銅支架刻度熨斗」『文物春秋』2003年第2期。
- 毛利光俊彦 1991「銅灯・熨斗の系譜」『古墳時代の研究 第8巻 古墳Ⅱ副葬品』雄山閣 200～201頁。
- 毛利光俊彦 2004「雑器 熨斗」『古代東アジアの金属製容器Ⅰ(中国編)』奈良文化財研究所。

- 姚遷・古兵 1981『南朝陵墓石刻』文物出版社。
- 李漢祥 2005「新羅の熨斗の副葬方式と用途」『東亜考古論壇』創刊号(財忠清文化財研究院)。
- 李智 2016「中国古代熨斗發展述略」『收藏快报』2016年2月16日。

発掘報告・概報・図録など (50音順)

- 夏根林 2010「江蘇江都大橋窖藏青銅器」『東南文化』2010年第1期。
- 広東省文物考古研究所・広東韶関市曲江區馬壩人遺址博物館 2008「広東韶関市小茶山墓群発掘簡報」『南方文物』2008年第2期。
- 江西省文物考古研究所・南昌市博物館 2001「南昌火車站東晋墓群群発掘簡報」『文物』2001年第2期。
- 山西省考古研究所・山西大学歴史文化学院・臨汾市文物局・隰県文物旅游局 2017「山西隰県瓦窯坡墓地的兩座春秋時期墓葬」『考古』2017年第5期。
- 山東省文物考古研究所・臨汾市文化局 2005「山東臨沂洗硯池晋墓」『文物』2005年第7期。
- 浙江省文物考古研究所・諸暨市博物館 2006「浙江諸暨牌頭六朝墓的発掘」『東南文化』2006年第3期。
- 肇慶市文化局 1978「広東肇慶晋墓」『文物資料叢刊』2。
- 陳元甫 2004「諸暨牌頭発掘一批六朝墓葬」『浙江文物』2004年第5期。
- 鎮江博物館・劉建国 1983「鎮江東晋墓」『文物資料叢刊』8。
- 南京市博物館 1972「南京象山5号、6号、7号墓清理簡報」『文物』1972年第11期。
- 南京市博物館 2002「南京長崗村五号墓発掘簡報」『文物』2002年第7期。
- 南京市博物館 2004『六朝風采』文物出版社。
- 南京市博物館・南京市玄武区文化局 1998「江蘇南京市富貴山六朝墓地発掘簡報」『考古』1998年第8期。
- 南京大学歴史系考古專業・湖北省文物考古研究所・鄂州市博物館 2007『鄂城六朝墓』科学出版社。
- 揚州博物館 1988「江蘇邗江甘泉六里東晋墓」『東南文化』第3輯。
- 劉興 1985「江蘇梁太清二年窖藏銅器」『考古』1985年第6期。

注

- (1) 熨斗型式は、江2022、18～21頁参照のこと。基本的に江1999の分類に基づくものであるが、一部加筆している。
- (2) 接続部Ⅴ類は「球面状もしくは円筒状」を呈した、円形を意識して補強が行われた型式である。江1999の180頁、江2022の21頁参照のこと。
- (3) 柄上面の口縁との境目を上から見てか、それとも特に何も無いことをいうのであろうか。
- (4) 基部は柄と火皿の接続部のこと。突起について具体的説明は無い。
- (5) 柄断面が半円と報告されるものに、上下の厚みに対する意識の違いがあることは、江1999の型式分類で図示している。いずれも広い意味で半円形タイプと捉えられるが、特に厚みを強く意識したタイプを後に「近逆三角形」タイプと呼称している。江2007、306頁。
- (6) 外折口縁は直線的で若干傾くⅠ類、上面は素面である。
- (7) 江1994、536頁。東晋南朝代には「空間機能の認識が統一されていき、一変して儀式空間的色彩が強くなり、「供献儀式形態」が定まるほか、模型明器の種類の減少と固定化」が起こ

ている。

- (8) 柄長は実測図が無ければ、上面と下面どちらで計測したかわからないが、口径は基本的に火皿口縁端で測るのが普通だからである。
- (9) 魏晉南北朝歴代熨斗の法量は、江1999掲載の表1参照のこと。
- (10) 口径の全長に対する比率については、拙論で既に論じている。江1999, 表1及び189頁, 参照のこと。
- (11) 熨人熨斗がこの時期に廃れた歴史的背景は、まずは戦乱にあると思われるが、便利で有用であれば定番セットとして、北来貴族たちは南方で使い続けたであろう。使用が長く続かなかった理由の一つは、加熱した熨斗の、挿柄台への差し込みと取り外しが、思いのほか不便と認識されたことにあるのではないかと筆者は推測している。江2024, 52頁「熨人は何故消えたか」参照のこと。
- (12) 沈線による多弦紋属性については既発表拙論で以下のように整理している。「沈線紋は、南京柳塘村西晋墓例に二本、鳳台農林局西晋墓例と北齐庫狄廻洛墓例に三本、山東省南部例（未報告）と肇慶披雲楼東晋墓例に四本、南京長崗村吳末西晋墓例に七本、鎮江金山園芸場梁代窖藏例に九本あるのが認められる」。江1999, 187頁。

天理市城法裏古墳の発掘調査

藤 原 郁 代

1 発掘調査の記録と経緯

当館は、1964年に天理市樺本町にあった表題の古墳の発掘調査を行った。そのため調査時に現場で作成した図面と出土遺物を保管しているが、調査直後に簡単な報告⁽¹⁾をしたのみで、詳細は未公表のままであった。本稿は、図面と出土遺物を用いて古墳の詳細を明らかにし、調査機関の責を果たして古墳の位置づけを行うことを目的とする。

保管している図面には墳丘測量図と石室の実測図があり、出土遺物は鉄製品と土器を合わせて約50点である。そのほか、調査終了後に天理警察署に提出した埋蔵物発見届の控えを保管しているが、調査日誌と調査の正式な記録写真は見当たらない。調査時の写真は、調査補助員が見学者が個人的に撮影した35mmのモノクロ写真が13カットあるのみだが、石室の概要を知ることができる(文末写真)。

なお古墳名の「城法裏(しきのりうら)」とは、この古墳が土地の所有者である天理教城法大教会の裏手にあったことから付けられた名称である。

埋蔵物発見届は以下のとおりである。

次の通り埋蔵物を発見しましたのでお届けします

1. 埋蔵物の名称及び数量

須恵器 皿 2

須恵器 皿破片 若干

鉄鏃 10

鉄製利器断片 若干

2. 発見者

住所 (発見者の自宅住所)

名前 近江昌司 (発見者の生年月日)

職業 天理大学附属天理参考館員

3. 発見した土地の所有者

住所 天理市樺本町

所有者 天理教城法大教会

4. 発見年月日

昭和39年5月29日

5. 発見場所

奈良県天理市樺本町2525-6所在の古墳

6. 発見の原因

前記古墳の発掘調査(文化財保護委員会許可地文記第725号に拠る)に際して発見

7. 発見した土地等の所有権を取得した年月日

昭和35年11月30日

以上

埋蔵物発見届の提出者である近江昌司は、その年の『日本考古学年報』で報告を行った。古墳の所在地は埋蔵物発見届の発見場所と番地まで同じであり、届には記されていない事柄を要約すると以下のようになる。

調査期日 5月20日～6月4日

調査者 天理大学附属天理参考館

主題の古墳は東大寺山古墳の南方200mに存在する。土取工事中に偶然発見されたもので、そのため西、南の両側は10m以上の崖になっている。墳丘はほとんど認められず、外部施設は何等検出されなかった。主体部は南側に開口した片袖式の横穴式石室で、天井石は全く欠失し、羨道もわずかに残っている程度であった。玄室は長さ3.45m、幅1.85m、側壁はやや内傾した積石が4～5段まで残っていた。羨道は幅約1.70m。床面は羨道、玄室ともに40cm前後の石を平らに敷きつめている。排水その他の設備はみられなかった。

遺物は須恵器蓋坏8、同壺破片1、土師器小片若干、柳葉式鉄鏃若干、L字形鉄製小金具3が玄室の床面に散乱した状態で検出された。

表1は城法裏古墳に関連する当時の出来事である。天理教城法大教会は1960年に教会建設のために周辺一帯の土地を取得しており、翌1961～62年に、取得した土地⁽²⁾にある東大寺山古墳を天理参考館が発掘したことから、1964年の土取工事中に見つかったこの古墳も、天理参考館に発掘調査を依頼したものと思われる。

2 周辺の遺跡

城法裏古墳がある天理市樺本町周辺は、古代には有力氏族のワニ氏が本拠地としていたと考えられる地域である。約500m北側の和爾町には、弥生時代から古墳時代にかけての集落遺跡である和爾森本遺跡や和爾遺跡があ

表1 関連年表

年	出来事／書名	古墳						
1958	天理市史 史料集	9北高塚	10南高塚	11後高塚	12横穴式石室 東南開口			
1960	天理教城法大教会土地取得							
1961～62	東大寺山古墳発掘調査							
1963	天理教城法大教会仮神殿建設							
1964	5.20～6.4 城法裏古墳発掘調査							
1964	日本考古学年報17 昭和39年度 「奈良県天理市城法裏古墳」							
1968	全国遺跡地図（奈良県）	498北高塚	497南高塚	496後高塚		495		
1969	天理教城法大教会神殿着工							
1973	奈良県遺跡地図 第1分冊	13東大寺山 (北高塚)		24後高塚			22消滅	23
1977	改訂天理市史 史料編別冊	6北高塚		7後高塚	8円墳？ 横穴 式石室 埴輪		4消滅	5消滅
1983	奈良県遺跡地図 第1分冊改訂	13東大寺山 (北高塚)		24後高塚			22消滅	23
2016	天理市文化財・遺跡分布地図	改訂天理市史 史料編別冊（1977）と同じ位置に印 文字の記載はなし						
2025	奈良県遺跡地図 Web	東大寺山 (北高塚)		後高塚	横穴式石室		消滅（位置 が異なる）	消滅（位置 が異なる）

り、流路や井戸、儀礼用の特殊な建物であった可能性が高い四面庇付掘立柱建物が見つかった。また2つの遺跡の周辺には古墳時代前期の円墳である上殿古墳と後期の前方後円墳である野田古墳があり、中期後半から後期の群集墳である寺山古墳群と和爾古墳群が広がっていて、和爾氏の生活域と墓域が明らかになりつつある地域である。

城法裏古墳が存在した丘陵では、古墳時代前期後半以降、大型前方後円墳の赤土山古墳・東大寺山古墳・和爾下神社古墳が相次いで築かれた。その3基の大型前方後円墳の東側には、小型前方後円墳と円墳と無封土墳からなる東大寺山古墳群がある。1969年に円墳と無封土墳24基の発掘調査が行われて、横穴式石室を埋葬主体とする後期の群集墳であることが判明した。そこでこの群集墳

は、東大寺山古墳群（後期古墳群）と表記される。

3 古墳の位置

本稿の主題である城法裏古墳は、3基の大型前方後円墳中最大の東大寺山古墳の後円部南側に存在した古墳で、東大寺山古墳群（後期古墳群）の約300m東側にあたるが、遺跡地図に明確に記載されてはいない。

そこでまず、その辺りの古墳はどのように遺跡地図に記載されてきたのかをたどる（表1・図2）。発掘調査より前の1958年に刊行された『天理市史』史料集では北高塚（のちの東大寺山古墳）・南高塚・後高塚の3基の古墳が南北に並び、後高塚の南東に12として名称はなく「横穴式石室／東南開口」と記される古墳が1基記載されるのみである。1964年に見つかった城法裏古墳は当然記載されていない。

城法裏古墳の発掘調査が行われ、『日本考古学年報』で報告された後の1968年に刊行された『全国遺跡地図（奈良県）』⁽⁵⁾では、北高塚・南高塚・後高塚の3基の古墳の位置が変わっており、後高塚の北側に495として名称のない1基の古墳が記載される。『天理市史 史料集』の12「横穴式石室／東南開口」と記された古墳との関係は不明である。城法大教会は497の南高塚と499の和爾下神社古墳の間にあたるが、古墳の記載はない。

1973年に刊行された『奈良県遺跡地図』第1分冊では後高塚北側の古墳と南高塚の記載がなくなり、東大寺山（北高塚）と後高塚の西側、城法大教会の建物東側に隣接して、22・23として名称のない2基の古墳が南北に並び、南側の22は消滅したと記載される。この地図は、1972年12月から1973年3月にかけて行われた遺跡の分布調査に基づくので、22・23は現地での聞き取りか、『日本考古学年報』の報告を根拠に、城法大教会の建物付近



図1 城法裏古墳周辺の遺跡（註7⑤奈良県遺跡地図webに遺跡名を加筆）

に記されたのであろう。その後、位置は少し変わるがこの2基は記載され続けている⁽⁷⁾。ただ、古墳の名称はないので、2基のどちらかが城法裏古墳を示すのかどうかは不明である。

では城法裏古墳は実際はどこにあったのだろうか。

埋蔵物発見届と『日本考古学年報』の報告にある樺本町2525-6の土地は、城法大教会の建物に含まれる。大教会は広いので、地番はこれだけでなく、ほかの多くの地番も含まれる。埋蔵物発見届では主な地番をひとつだけ記載したのであろう。

また『日本考古学年報』には「東大寺山古墳の南方200m」とあるが、東大寺山古墳後円部の埋葬施設の辺りから200mを測ると大教会の敷地より南に大きく越えてしまう。北側の前方部端から測れば、大教会の建物辺りとなる。建物は北側が入り口になっており、西に奈良盆地を一望できる高所にあるので、「城法裏」は、建物の東側ということになる。

測量図(図3)には三角点や建物などの定点が記載されていないので、地図上で位置が確定できない。描かれる等高線は標高110.0mから115.5mまでで、南に張り出しつつ東西に走る。左下の大きく挟れている所に石室があったと思われ、内部の平坦地は標高113.5mである。

掘削前の標高が110.0mから115.5mの辺りで、南向きの斜面であり、現在は城法大教会の建物東側という条件を満たす場所は、やはり『奈良県遺跡地図』第1分冊の22・23の辺りが妥当な位置となる。これ以上は古墳があった場所を定めることができない。

4 墳 丘

土取工事中に発見されたと『日本考古学年報』にあるとおり、墳丘の遠景写真でもすでに元の地形は大きく変わっていて、丘陵の掘削中に石室が姿を現した様子がわかる。石室側壁面に残る最上段の石で、当時の地表面から50cm～1m下に埋まっていたようである。また測量図でも墳丘を読み取ることはできない。

なお、写真では石室の手前側はすでに削り取られており、さらに調査終了後も大がかりな掘削が続けられたが、ほかの古墳や遺物の発見は具体的には伝わっていない。

なお測量図と石室実測図を統合するための情報も記載されていない。『日本考古学年報』の「西、南の両側は10m以上の崖になっている」という記述と墳丘の遠景写真、そして「主体部は南側に開口した横穴式石室」という記述と側壁実測図に「西壁」「東壁」と題がついていることから、石室は概ね図3の格子柄で表した辺りにあったのだらうと思われる。



①全国遺跡地図(奈良県) 1968



②奈良県遺跡地図 第1分冊 1973



③改訂天理市史 史料編別冊 1977



④天理市文化財・遺跡分布地図 2016



⑤奈良県遺跡地図Web 2025現在

図2 城法裏古墳周辺の遺跡地図(①～③と⑤には遺跡名を加筆)

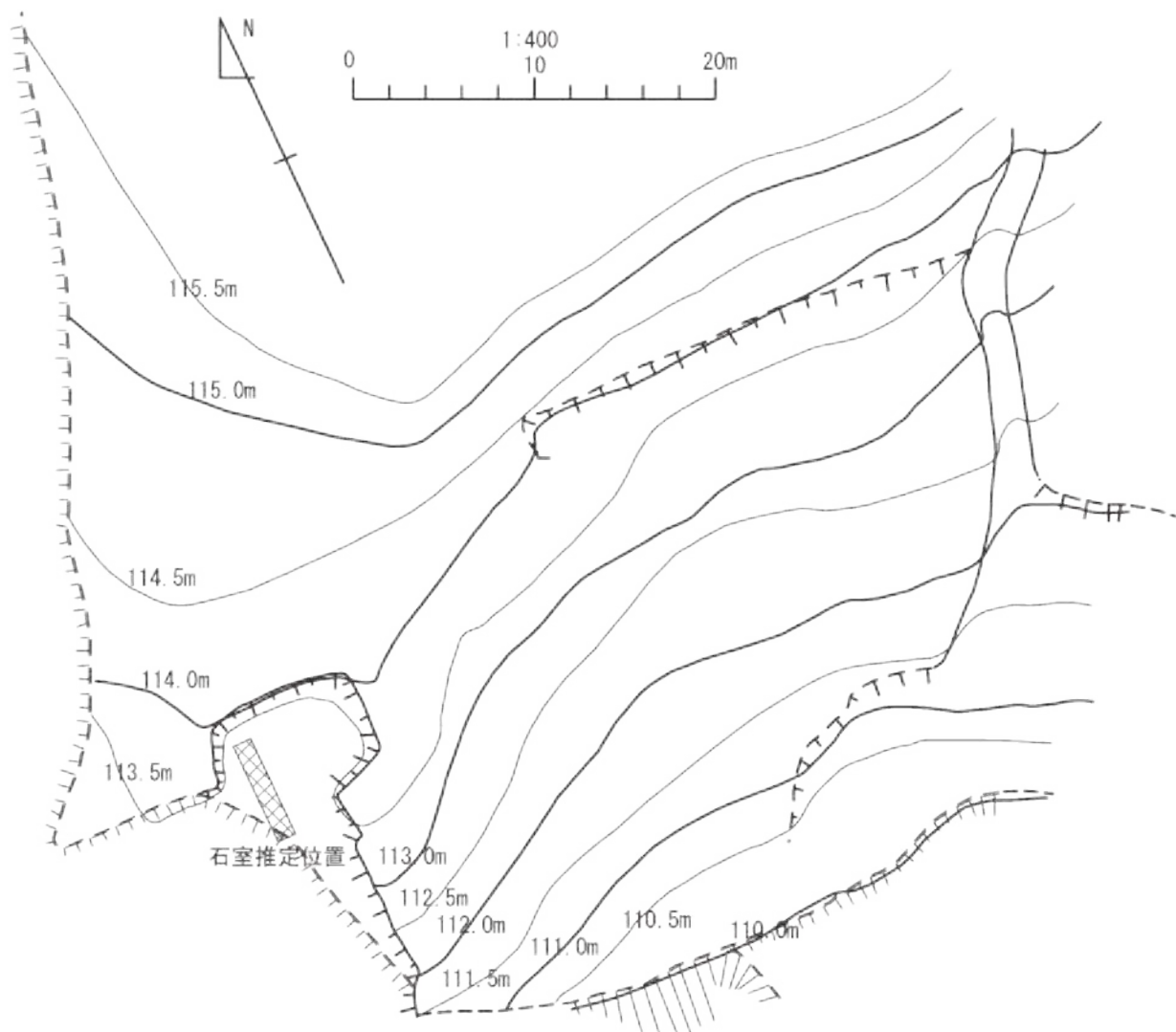


図3 周辺地形測量図

5 石室

石室の実測図（図4）には絶対高が記載されていない。測量図の等高線から、石室床面の標高はおおよそ113.5mだったと考えられる。

石室は天井の全てと側壁の大半の石材が失われていた。玄室は南西の角が破壊されていたが、長さ3.5m、幅1.7mだったことはわかる。羨道はすでに大きく破壊された後であり、左（東）側壁側の約2.2mしか残っていなかった。壁体は約15～60cmの大小様々な自然石を積み上げており、奥壁と左側壁の約60cm四方の石が最も大きい。

奥壁はほぼ垂直で、最上部までの高さは約1.5mであった。最も大きい石を床面から40cmの位置に積んでいたりと、目地は見だしにくい。

左側壁は奥壁から1mの辺りまでは高さ1.4mほどが残っていたが、それより玄門側は石材の大半が失われ、

高さ50cm程度しか残っていなかった。奥壁から1.5mの辺りから玄門までは大きい石を最下段に据えるが、そのほかの部分では大小の石を不規則に積み上げていた。

右（西）側壁は奥壁から約1.5mしか残っておらず、奥壁寄りの最も高いところで高さは約1mであった。

玄門では左側のみ袖石が残っていた。袖幅は約40cmである。袖石は、羨道側では幅が60cmを超えるので大型の石材であろうが、地表に出ている高さは40cm程度である。なお、『日本考古学年報』の報告では片袖式としているが、左側同様に右側も袖幅が40cmあったとしても、羨道は幅約1m確保されるので、『日本考古学年報』で片袖と報告した理由は不明である。

床面はほぼ水平で、長径40cm程度の石を敷き詰め、隙間に5cm程度の石を詰めていた。玄室内では、土器と鉄製品が床面に散らばった状態で出土した。

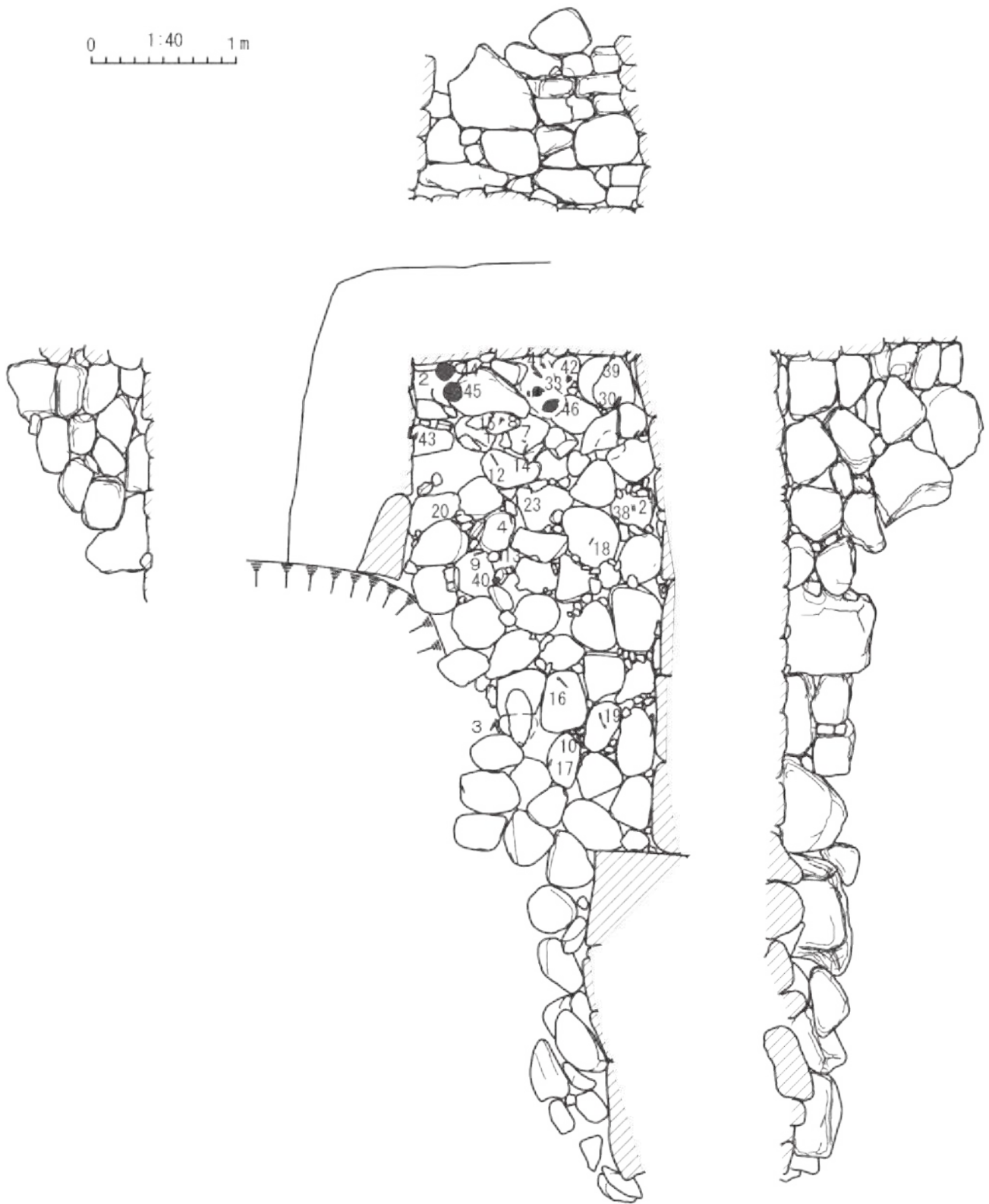


図4 石室

羨道は、左側壁が玄門から約2.2mの間、1石だけ残っていた。床面では玄室同様の大きさの石が見いだされたが、写真を見ると床面は荒れていて凹凸が大きく、元の状態だったかどうか定かでない。

なお、奥壁と右側壁の裏側では、石材の約50cm外側で

墓壙を検出した。

6 遺物の出土状況

床面実測図には出土した遺物と番号が書き込まれており、鉄製品の多くは現在遺物に付随する番号と照合する

ことができるが、大半の土器には番号が付されていない。本稿では番号を付け直し、図4の床面と表2に記載した。図4の41～43は原図に番号が書き込まれており、土器片に見えるが、該当する土器が確定できない。一方44～46はいずれも原図では番号が書かれていないが、44と45は完形の土器に、46は一部破損した土器に見えるので、本稿で番号を加えた。

石室内に破片が散らばった状態で出土しており、どの遺物も原位置ではなかったが、土器、鉄鏃、鏃は玄室の奥壁寄りから出土したのに対して、釘は玄室の南北ほぼいっばいに広がって出土した傾向はある。南北両端の釘の距離は約2m30cmであった。

7 出土遺物

出土遺物は、土器が約30点と鉄製品が25点現存する(図5)。

1と2は長頸両刃鏃、3と4は形式不明の長頸鏃である。1はほぼ全体が残っており、鏃身長2.4cm、頸長6.5cm、茎長2.7cmで残存長11.6cm。鏃身は両刃造で、鏃身関は直角関、頸関は棘関で矢柄の木質と樹皮巻が確認できる。2は茎端を欠損しており、鏃身長1.6cm、頸長8.6cm、茎残長1.9cmで残存長12.1cm。鏃身は両刃造で、鏃身関はナデ関、頸関は台形関で矢柄の木質と樹皮巻が確認できる。4は頸部から茎部の破片で残存長8.7cm、頸関は角関である。

5は直径約0.5cmの棒で、一端は湾曲し、緩く屈曲して他端はまっすぐに近い。鉸具の輪金か。6は直径約0.9cmの棒が環形に曲がるもので、端部は半球形である。環は外径約5cm、内径約3cmに復元できる。馬具の何か、または棺座金具の輪金具か。

7と8は鏃である。7は幅0.8cmの鉄板を用いる。渡りは5.3cm、爪は先端を欠損するが、残存長3.0cm、屈曲部は直角に曲がる。片方の爪内面には、木目が直交する方向の木質が残る。8は幅0.5cmの鉄板を用いる。爪は2.7cmで屈曲部は直角に曲がる。爪の両面に木目が直交する方向の木質が残る。

9～23は釘である。断面形は長方形と正方形の2種類がある。太さは、大半は断面の1辺が約0.6cm、16と21は1辺が約1cmと、2種類が認められる。頭部端が残っているのは9～11の3点だけであるが、3点とも形状が異なる。9は先端が薄くなり、直角に曲がる。10は先端が広がって幅1.2cmとなる。11は先端が湾曲して薄く広がり、幅1cmとなる。14・16・21には木質が残る。21の木目は、向かい合う2面では釘の軸方向と平行で、残りの2面では約10度斜めになっている。

図4床面の38は木質が付着した鉄製品であるが、小片のため図化できなかった。

須恵器坏蓋は9点を図化できた。いずれも口縁部と天井部の境は丸く、口縁端部は、29だけが内面に鈍い凹線がめぐる以外は丸く収める。いずれも天井部には外面の約1/2に回転ヘラ削りを施し、内面は回転ナデを施した後中央付近に仕上げナデを施す。27は天井部にヘラ記号が刻まれる。28と31は同一個体の可能性がある。坏身は3点を図化できた。いずれも底部は外面約1/2に回転ヘラ削りを施し、内面は回転ナデの後中央付近に仕上げナデを施す。口縁部は内傾して立ち上がり、端部は丸く収める。32・33・35には、それぞれ同一個体と思われる破片がある。これらの坏のセット関係はわからない。

36は口径8.0cmに復元できる須恵器短頸壺である。37は須恵器小片なので定かではないが、台付長頸壺の脚端かと考えられる。

須恵器はほかに坏蓋破片が1点と蓋か身かわからない坏破片が1点ある。形状は図化したものと同様である。須恵器坏は、大半が6世紀後半の年代を示す。

図4床面の39と40はいずれも土師器で、39は坏、40は壺である。土師器はほかに坏を含む破片が12点と後世の皿が1点あるが、いずれも小片で図化できなかった。

土器は30と33以外には番号が書き込まれていないが、何点かは図4床面から推測することができる。須恵器坏蓋の24と25は完形である。図4床面の44と45は完形の土器だと思われるので、須恵器24と25のそれぞれどちらかであろう。さらに須恵器坏蓋の26は残存率が2/3であり、須恵器坏身33と同じ番号の書き込みがある3点の破片のうち1点と接合した。図4床面の46は一部破損していて、4点の土器片である33の近くから出土しているので、須恵器26は図4床面の46の可能性が高い。46が一部破損している形は、26の残存率が2/3であることとも齟齬を来さない。

さらに、須恵器24から26には番号の書き込みはないが、「城法」とは書き込まれているので、床面から出土して、出土状況が描かれた可能性は高いと考えられる。

8 まとめ

ここまで検証、報告した内容から、城法裏古墳についてまとめておく。

城法裏古墳は天理市樺本町、東大寺山古墳の南側丘陵の標高約113mの位置にあった古墳で、墳丘規模は不明。埋葬主体は南向きの横穴式石室で、玄室は長さ3.5m、幅1.7mで高さは1.5m以上、羨道は長さ2.2m以上、床面の標高は約113.5mであった。釘と鏃が出土している

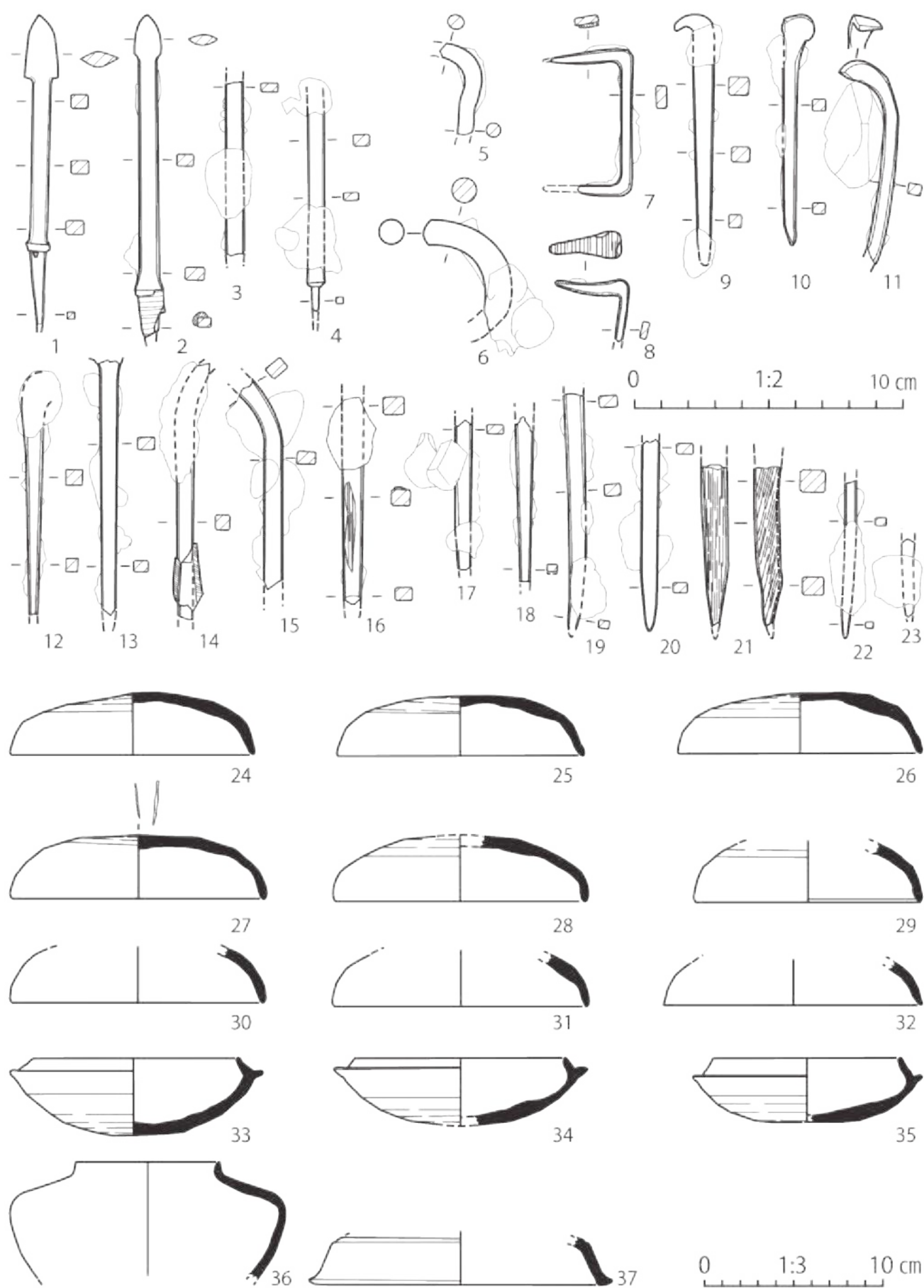


图5 出土遗物

ことから、棺は釘付式箱形木棺⁽⁸⁾だったと考えられる。出土遺物は土器と鉄製品がある。須恵器は坏、短頸壺と台付長頸壺の脚端らしき破片があり、6世紀後半の年代を示す。土師器は坏と壺がある。鉄製品は鉄鏃・鏃・鉸具らしきもの・環状鉄製品・釘がある。鉄鏃は長頸鏃で、4本中2本は両刃ではあるが形は不揃いである。鉸具らしきものと環状鉄製品は馬具、または環状鉄製品は棺座金具の可能性がある。鏃は渡りが5.3cmの小型品である。釘は15本出土した。太さは2種類あり、頭部の形は不揃いである。

須恵器の型式と鉄製品の種類と数量から、この古墳で行われた埋葬は6世紀後半の一度と考えて良いであろう。

東側にある東大寺山古墳群（後期古墳群）で調査された24基は、大半の石室は破壊されていて、石材の抜き取り穴から石室の大きさを推定せざるを得ない状態であったが、横穴式石室には全長6mや8mの大型石室と、全長2mに満たない小型石室があったことと、6世紀初頭から6世紀末ないし7世紀初頭にかけて築造が続いたことが報告されている。副葬品は、全長8mの大型石室があり、盟主的な被葬者が想定される6号墳から、須恵器・馬具・耳環・玉が出土した。そして全長6mの石室があった4号墳からは須恵器器台と壺、鉄鏃・馬具が出土した。

城法裏古墳は、東大寺山古墳群（後期古墳群）の西のいずれとも言える位置に単独に近い状況で築かれた古墳である。石室は、羨道が破壊されていても残存長が5.7mあったので、東大寺山古墳群（後期古墳群）の分類では大型石室ということになる。また鉄鏃と馬具が副葬されていたとすると、周辺古墳群の中ではある程度の立場にあった被葬者が想定できる。しかし丘陵の最高所ではなく斜面に築かれており、鉄鏃と釘は形が不揃いであった。高位といえるほどの人ではなかったのであろう。

本稿では、未報告であった城法裏古墳の位置を推定し、墳丘と石室と出土遺物の内容を報告して、古墳の時期と被葬者について検討を行った。

遺跡地図で東大寺山古墳の南側に記載される小古墳は、いずれも詳細が不明であり、記載がなくなったり位置が変わったりしている。そのなかの一古墳の内容を明らかにしたことで、今後和爾地域の後期古墳を考える際の手がかりになれば幸いである。

注

- (1) 近江昌司 1964「奈良県天理市城法裏古墳」『日本考古学年報』昭和39年度 日本考古学協会
- (2) 東大寺山古墳研究会ほか 2010『東大寺山古墳の研究』真陽社
- (3) 末永雅雄・山田良三・西谷真治 1969「東大寺山古墳群の

調査」『奈良県観光』第154号

- (4) 天理市役所 1958『天理市史』史料集
- (5) 文化財保護委員会 1968『全国遺跡地図（奈良県）』
- (6) 奈良県教育委員会 1973『奈良県遺跡地図』第1分冊
- (7) 図2①～③と⑤はそれぞれ以下に遺跡名を加筆
①註5文献
②註6文献
③天理市役所 1977『改訂天理市史』史料編別冊
④天理市教育委員会 2016『天理市文化財・遺跡分布地図 天理市内の指定文化財』
⑤奈良県 奈良県遺跡地図 Web <https://www.kashikoken.jp/IsekimapLL/index.html?Xc=135.83786&Yc=34.62178&Z=15&OP=80&ID=08D-0013>
- (8) 岡林孝作 2015『古墳時代木棺の展開過程における鏃の基礎的研究』平成24年度～26年度科学研究費助成事業 基盤研究(C) 研究成果報告書



墳丘遠景



羨道から奥壁



奥壁から羨道



左側壁と床面



左側壁奥壁側



袖石と羨道



右側壁外側から（奥右端が袖石）



奥壁裏墓壇



右側壁裏墓壇

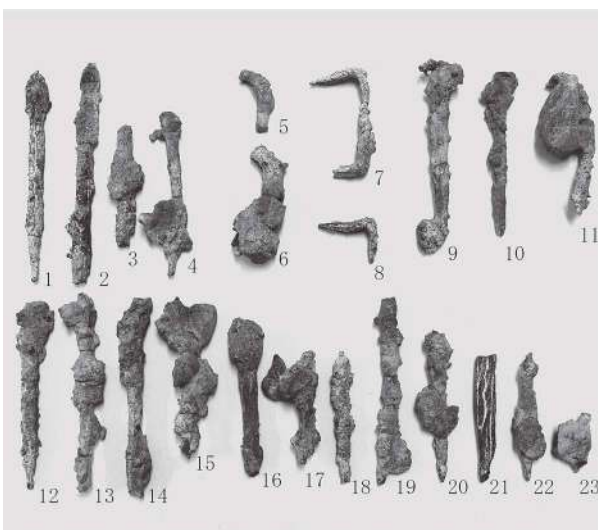


写真 墳丘・石室と出土遺物

表2 出土遺物一覧

図版	器種	残存長	残存率	断面形	備考
1	長頸鎌	11.5	茎端欠	長方形	両刃
2	長頸鎌	12.1	茎端欠	長方形	両刃。茎に樺卷が遺存。
3	長頸鎌	6.5	頸部片	長方形	
4	長頸鎌	8.7	両端欠	長方形	小石が銹着
5	鉸具	3.4	破片	円形	湾曲した破片。断面が円形なので釘ではなく鉸具と思われる。
6	環状品	4.6	破片	円形	直径約1cmの円形鉄材を環状に曲げる。環の直径は約5cm。端部は半球形である。馬具か、環座金具か。
7	鏃	爪3.0 渡り5.3 断面0.8×0.3	爪端欠		渡りはまっすぐで爪との境は直角に曲がる。片方の爪内面屈曲部側に柁目の木質遺存。渡り内面の木質は不明瞭
8	鏃	爪2.7 渡り2.3 幅0.9	破片		爪はわずかに湾曲し、渡りとの境は直角に曲がる。爪内外面に柁目の木質遺存
9	釘	9.8	完形	正方形	頭部は曲がる
10	釘	8.6	完形	正方形	頭部はたたいて広げる
11	釘	7.7	先端欠	正方形	頭部はたたいて広げる。幅1cm。全体に曲がる。
12	釘	9.0	先端欠	正方形	頭部は幅を増しつつ曲がるが銹のため形は不明瞭
13	釘	9.6	両端欠	長方形	銹と付着物が多く不明瞭であるが頭部はたたいて広げられると思われる。
14	釘	9.5	両端欠	正方形	頭部側が曲がる。曲がる方向の両面に本体と直交する方向の木質遺存。
15	釘	7.7	両端欠	長方形	頭部側が曲がる。小石が銹着
16	釘	7.8	両端欠	正方形	ほかの釘より太い。所々に木質遺存
17	釘	5.5	先端 寄りの破片	長方形	小石が銹着
18	釘	6.2	両端欠・縦に割れる		
19	釘	8.7	頭部欠	長方形	
20	釘	7.2	頭部側欠	長方形	
21	釘	6.0	両端欠	正方形	銹のために全体が膨らんでいるので断面形が大きめになっているが、その分を考慮してもほかの釘より太い。遺存する木質の方向が、対する面ごとに本体と平行、斜光するので、材に対して斜めに打ち込んだことが分かる。
22	釘	5.5	先端片	長方形	
23	釘	2.8	先端片		
38	不明	0.5	小片		木質遺存。小片

図版	器種	残存高	口径	残存率	色調	胎土	焼成	調整	備考
24	須恵器坏蓋	3.5	13.4	完形	N6/ 灰	密	良好	(外) 回転ナデ・回転ケズリ (内) 回転ナデ・仕上げナデ	
25	須恵器坏蓋	3.4	13.5	完形	N5/ 灰	密	良好	(外) 回転ナデ・回転ケズリ (内) 回転ナデ・仕上げナデ	
26	須恵器坏蓋	3.3	13.5	2/3	N6/ 灰	密	良好	(外) 回転ナデ (内) 回転ナデ	灰降着 33の1片と接合
27	須恵器坏蓋	3.5	13.8	1/2	5Y7/1灰白	密	良好	(外) 回転ナデ・回転ケズリ (内) 回転ナデ・仕上げナデ	灰降着 外面にヘラ記号
28	須恵器坏蓋	3.6	14.0	1/3	(外) N3/ 暗灰 (内) N5/ 灰	密	良好	(外) 回転ナデ (内) 回転ナデ	31と同一個体か
29	須恵器坏蓋	3.3	12.5	破片(反転復元)	(外) N4/ 灰 (内) N6/ 灰	密	良好	(外) 回転ナデ・回転ケズリ (内) 回転ナデ	
30	須恵器坏蓋	3.0	14.0	破片(反転復元)	(外) N3/ 暗灰 (内) N5/ 灰 (断) 7.5R3/3暗赤褐	密	良好	(外) 回転ナデ (内) 回転ナデ	外面一部に自然釉
31	須恵器坏蓋	2.9	14.1	破片(反転復元)	N4/ 灰	密	良好	(外) 回転ナデ (内) 回転ナデ	28と同一個体か
32	須恵器坏蓋	2.4	14.2	破片	N6/ 灰	密	良好	(外) 回転ナデ (内) 回転ナデ	同一個体と思われる破片が1点ある
33	須恵器坏身	4.2	11.4	破片(反転復元)	N5/ 灰 (断) 7.5R3/4暗赤	密	良好	(外) 回転ナデ・回転ケズリ (内) 回転ナデ	灰降着。同一個体と思われる破片が1点ある
34	須恵器坏身	3.8	11.8	1/5(反転復元)	N4/ 灰 (断) 7.5R3/3暗赤褐	密	良好	(外) 回転ナデ・回転ケズリ (内) 回転ナデ	
35	須恵器坏身	3.6	10.0	破片(反転復元)	N6/ 灰	密	良好	(外) 回転ナデ・回転ケズリ (内) 回転ナデ	灰降着。同一個体と思われる破片が1点ある
36	須恵器短頸壺	6.5	8.0	1/8(反転復元)	N5/ 灰 (断) 7.5R/2/1赤黒	密	良好	(外) 回転ナデ (内) 回転ナデ	外面一部に自然釉
37	須恵器台付長頸壺か	2.6	15.6	破片(反転復元)	(外) 7.5YR5/1褐灰 (内) N4/ 灰	密	良好	(外) 回転ナデ (内) 回転ナデ	灰降着
39	土師器坏			破片	2.5YR6/8	密	良好	磨減	小片
40	土師器壺			破片	5YR5/6明赤褐	密	良好	(外) ヨコナデ	頸部片 小片
41	土器3片								遺物なし
42	土器1片								遺物なし
43	土器2片								遺物なし
44	須恵器坏?			完形					玄室北端
45	須恵器坏?			完形					44の南
46	須恵器坏?			2/3					33の南
	土師器坏			破片	2.5YR6/8	密	良好	磨減	小片
	土師器皿			破片	5YR6/6橙	密	良好	口縁部ヨコナデ、ナデ	古代以降 小片

伝ペルー・ボリビア出土館蔵金属製品の基礎的調査 — 類例調査と蛍光X線分析 —

荒田 恵・青木 智史（奈良教育大学）

1. はじめに

当館は、ペルーおよびボリビアから出土したとされる金属製品43点を所蔵している。しかし、これまで十分な調査が行われず、これらの資料価値を正しく評価することができなかった。とりわけペルーの金製品については、贋作⁽¹⁾が大量につくられ流通しているだけでなく、現地の博物館に展示されている可能性が指摘されている（大貫2001：56）。このような状況を考慮すると、当館所蔵の金製品に贋作が含まれている可能性は否定できなかった。

しかし2024年に奈良国立博物館開館130年・天理大学創立100周年記念特別展「世界探検の旅—美と驚異の遺産—」の開催が決定すると、これらの資料を出品することの是非を検討することになり、基礎的な調査を実施することになった。

本稿ではまず、データベースをもとに伝ペルー・ボリビア出土館蔵金属製品の概要を把握し、次に類例調査を行いそれらの真贋を推定した。そしてこの結果の妥当性を検証するために蛍光X線分析を実施し、総合的な分析に基づいて館蔵資料の位置づけを試みた。

2. 伝ペルー・ボリビア出土館蔵金属製品の概要

当館所蔵の43点の金属製品は、24点がペルーで、15点がボリビア出土とされている。後者にはボリビア西部の町ソラタから出土した8点と、タリハ市で出土した4点が含まれる。これらとは別に出土地不詳の資料が4点ある。

また、肉眼観察に基づいて材質を推定した結果、金製品は20点、金製品と緑色の石を組み合わせたものは2点、銀製品は18点、銅製品は5点であることを確認した。材質や形態から、大半が装身具であると推定されたが、なかには用途が特定できない資料も含まれていた。そのため類例調査とともにタイプ分類を行った。

3. 類例調査とそれに基づくタイプ分類

古来、アンデスの冶金は2つの地域を中心に発展したと言われる。一つはペルー北部からエクアドルにかけての北アンデスで、もう一つはペルーとボリビアの高原地帯、アルゼンチン北西部そしてチリ北部を含む南アンデスである（Lechtman1979：2）。当館所蔵の金属製品は

ペルーあるいはボリビアから出土したとされていたが、その形態的特徴からほぼ全てが南アンデスのものであると推定された。そこで、ティワナク文化⁽³⁾やインカ帝国⁽⁴⁾の金属製品を対象に類例調査を行った。その結果、インカ帝国期のボリビアで製作された金属製品のなかに、館蔵資料の類例を多数確認することができた（Cuesta D et al.1982, Fernández 2016, Torres et al. 1997）。これらの類例に基づくと、当該資料は、頭飾り、胸飾り、垂れ飾り、腹部飾り、打出し加工飾り板、飾り板、トゥブ（留ピン）、ひげ抜き、鉢形金属製品、金属製の板、トゥミ（儀礼用ナイフ）の11タイプに分類できた（表1）。以下に、それぞれのタイプの特徴および類例について詳しく述べる。

1) 頭飾り

資料1（図1）と資料2（図2）は、4本の羽根飾りをつけた人物の頭部を象っている。これらの類例はボリビアで4点確認されており、ティティカカ湖沿岸に起源をもつことが明らかにされている（Fernández M. 2016：112-113）。推定年代は1430年から1550年でインカ帝国期とされている。したがって、資料1と2は同じ時期にティティカカ湖沿岸で製作された可能性が高い。一方で、相違点も見られる。目や鼻が表現されない類例とは異なり、資料1と2には目や鼻などが裏面から打ち出されている。とりわけ資料1の目、鼻、そして口は明瞭な浅浮き彫りで表現されている。一方、資料2の浅浮き彫りは不鮮明で、目は確認できるが、鼻はほとんど識別できない。なお資料1につけられた2つの緑色の石は現代における後補であると推定される。

幾何学図形を組み合わせた資料3（図3）の類例もボリビアで確認されているが、推定年代は1450年から1550年と若干新しい（Fernández M. 2016：110）。全体の形は類似しているが、方形部分の中央に目と鼻が打ち出されている類例とは異なり、顔の表現はみられない。このように相違点はあるが、形態的特徴から同年代にボリビアで製作されたと推定した（Fernández M. 2016：110）。

これら頭飾りに分類できるものは、形態は多様であるが、下側の中央部分に穴を4カ所あけるという共通点が見られる。4つの穴は方形の角にくるように配置され、

表1：伝ペルー・ボリビア出土金属製品一覧

資料 番号	登録番号	試料番号	登録資料名	類例調査に 基づくタイプ	長さ/高さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	径/口径 (mm)		材質 (推定)	出土地 (伝)
1	66-1357	Sample01	黄金製人面形飾り板	頭飾り (人面形)	182	170	0.5	-	103.0	金	ペルー
2	66-1356	Sample02	黄金製人面形飾り板		178	162	0.5	-	95.6	金	ペルー
3	66-1364	Sample06	黄金製飾り板	頭飾り	105	119	0.1	-	17.6	金	ペルー
4	66-1340	Sample27	銀製装飾品	胸飾り	150	112	2	-	231.4	銀	ボリビア
5	66-1339	Sample28	銀製装飾品		200	160	1.5	-	291.9	銀	ボリビア／タリハ
6	66-1341	Sample26	銀製装飾品	垂れ飾り	95	100	1.5	-	45.9	銀	ボリビア
7	66-1358	Sample14	黄金製带状物残欠	腹部飾り	19	12	0.2	-	38.3	金	ペルー
8	66-1359	Sample15	黄金製带状物残欠		23	9.3	<0.1	-	17.2	金	ペルー
9	66-1360	-	黄金製带状物残欠		95	8	0.5	-	10.6	金	ペルー
10	66-1361	-	黄金製带状物残欠		40	2.3	0.1	-	1.5	金	ペルー
11	66-1362	-	黄金製带状物残欠		128	5.3	<0.1	-	5.7	金	ペルー
12	66-1363	Sample08	黄金製点線文細帯	腹部飾り (打出し加工)	310	305	0.1	-	16.2	金	ペルー
13	66-1365	Sample07	黄金製浮出紋円形飾り板	打出し加工飾り板 (円形)	-	-	0.1	72	5.9	金	ペルー
14	66-1369	-	黄金製円形飾り板	飾り板 (円形)	-	-	<0.1	40	2.2	金	ペルー
15	66-1370	Sample16	黄金製円形飾り板		-	-	<0.1	38	2.1	金	ボリビア／ソラタ
16	66-1371	Sample17	黄金製円形飾り板		-	-	<0.1	39	2.2	金	ボリビア／ソラタ
17	66-1372	-	黄金製円形飾り板		-	-	<0.1	39	2.0	金	ボリビア／ソラタ
18	66-1373	Sample18	黄金製円形飾り板	飾り板 (方形)	27	27	0.1	-	1.5	金	ボリビア／ソラタ
19	66-1374	Sample19	黄金製円形飾り板		27	26	0.1	-	1.7	金	ボリビア／ソラタ
20	66-1348	Sample20	銀製円形飾り板	飾り板 (円形)	-	-	<0.1	38	1.6	銀	ペルー
21	66-1344	Sample21	銀製円形飾り板		-	-	<0.1	38	1.9	銀	ペルー
22	66-1343	Sample22	銀製円形飾り板		-	-	0.1	40	2.5	銀	ペルー
23	66-1345	-	銀製円形飾り板		-	-	0.1	39	1.7	銀	ペルー
24	66-1346	-	銀製円形飾り板		-	-	<0.1	38	1.6	銀	ペルー
25	66-1347	-	銀製円形飾り板		-	-	<0.1	39	1.7	銀	ペルー
26	66-1349	-	銀製円形飾り板		-	-	0.1	38	2.1	銀	ペルー
27	66-1350	-	銀製円形飾り板		-	-	0.1	38	1.7	銀	ペルー
28	66-1351	-	銀製円形飾り板		-	-	0.1	40	1.8	銀	ペルー
29	66-1352	-	銀製円形飾り板		-	-	<0.1	38	1.9	銀	ペルー
30	66-1353	-	銀製円形飾り板		-	-	<0.1	40	1.9	銀	ペルー
31	66-1354	-	銀製円形飾り板		-	-	0.1	39	1.7	銀	ペルー
32	66-1368	Sample05	黄金製人頭像意匠柄頭ピン	トupp (留ピン)	91	22	1	-	3.6	金	ボリビア／ソラタ
33	66-1191	Sample11	青銅製匙形ピン		81	22	2.5	-	5.4	銅	未詳
34	66-1198	Sample12	人物像装飾柄頭の青銅鑄造製ピン		633	129	4.9	3.9	4.7	銅	未詳
35	66-1203	Sample13	鳥像装飾柄頭の青銅製ピン		67	9	4.5	-	4.3	銅	ボリビア
36	66-1355	Sample09	銀板製小型垂飾り	ひげ抜き	22	14	-	-	1.1	銅	ペルー
37	66-1337	Sample23	銀製装飾品	鉢形金属製品	50	-	0.5	120	35.8	銀	ボリビア／タリハ
38	66-1338	Sample24	銀製装飾品		50	-	0.5	130	35.2	銀	ボリビア／タリハ
39	66-1342	Sample25	銀製装飾品	金属製の板 (円形)	-	-	1	185	93.1	銀	未詳
40	66-1181	Sample10	獣頭装飾柄の青銅製ナイフ	トゥミ (儀礼用ナイフ)	96	97	16	-	54.2	青銅	未詳
41	66-1367	Sample03	黄金製垂飾り付き緑玉連珠首飾り	-	460	-	-	-	38.2	金、石	ボリビア／ソラタ
42	66-1366	Sample04	黄金製小杯形垂飾り付き緑玉青銅管玉連珠腕飾り	-	195	-	-	-	36.4	金、石	ボリビア／ソラタ
43	66-1375	破片5点	黄金製飾り具残欠		-	-	-	-	1.8	金	ボリビア／タリハ

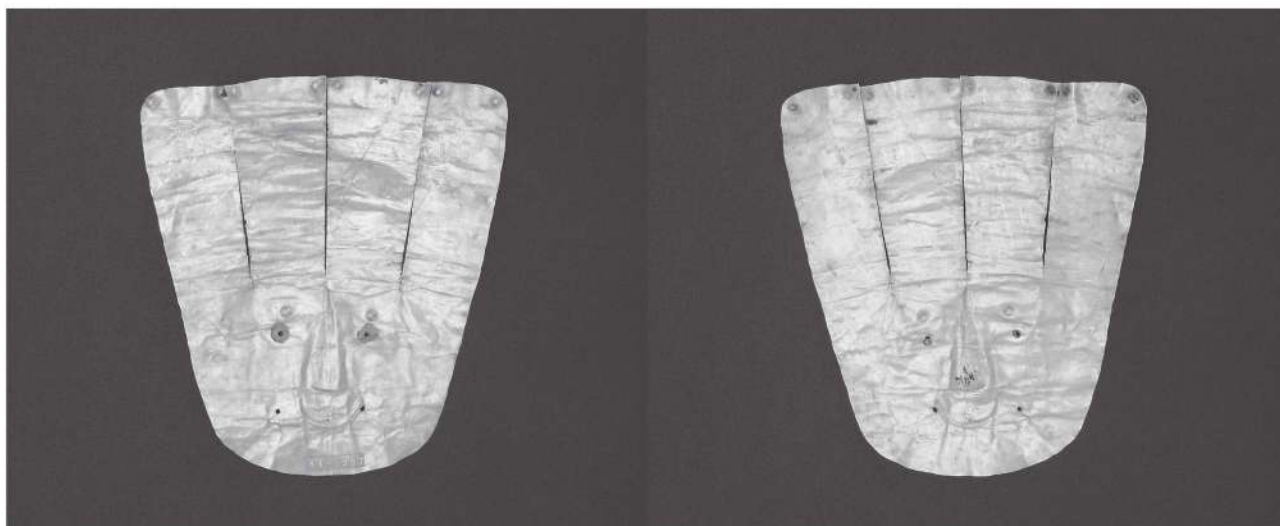


図1：資料1／Sample01 金製頭飾り（人面形） 左：表面 右：裏面



図2：資料2／Sample02 金製頭飾り（人面形）



図3：資料3／Sample06 金製頭飾り

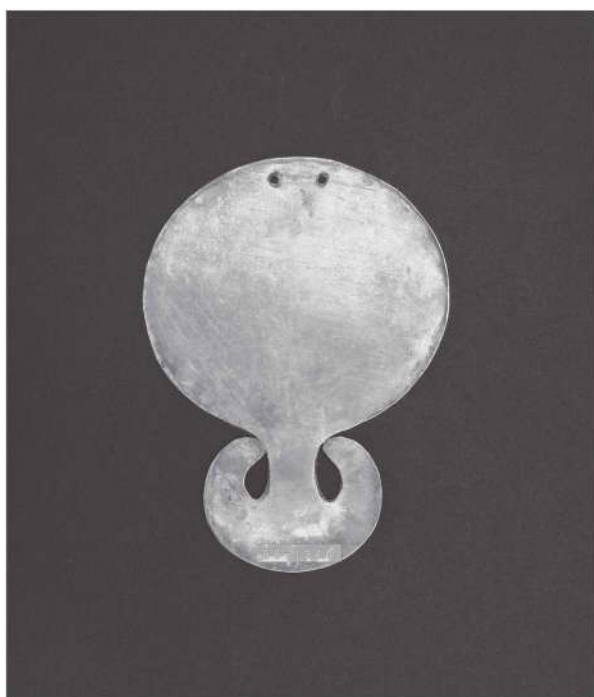


図4：資料4／Sample27 銀製胸飾り

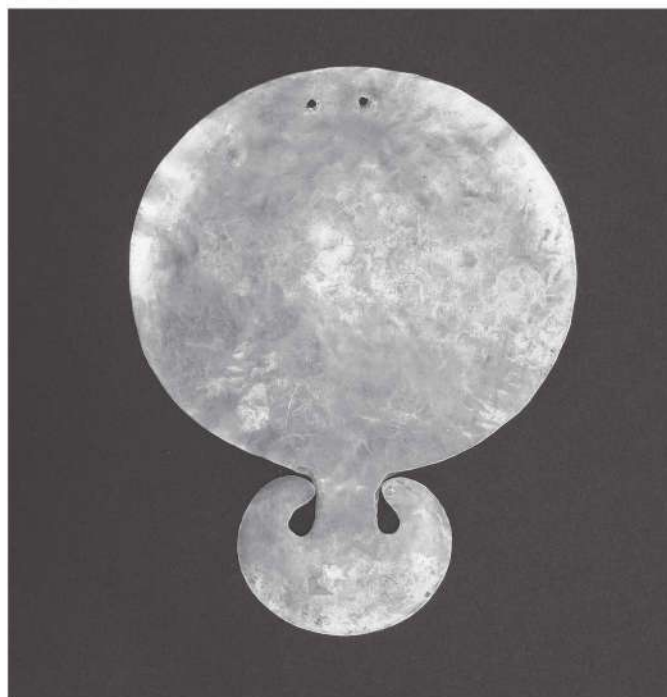


図5：資料5／Sample28 銀製胸飾り



図6：資料6／Sample26 銀製垂れ飾り



図7：資料7／Sample14 金製腰飾り（ベルト）

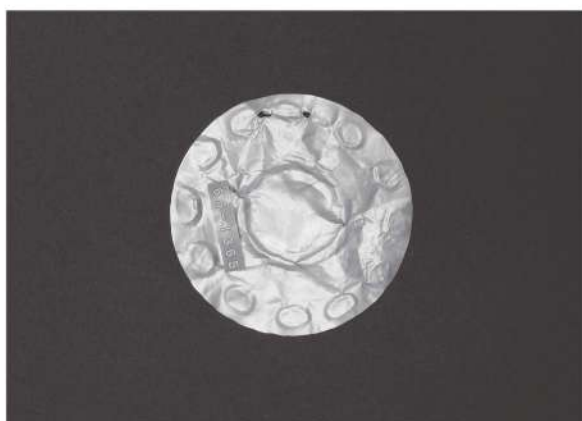


図8：資料13／Sample07 打出加工飾り板（円形）

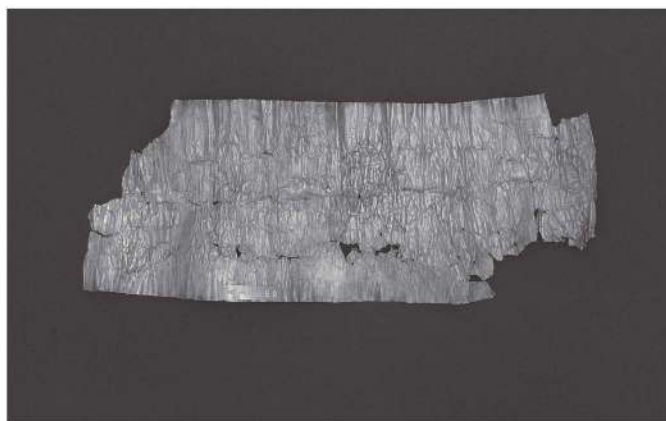


図9：資料8／Sample15 金製腰飾り（ベルト）

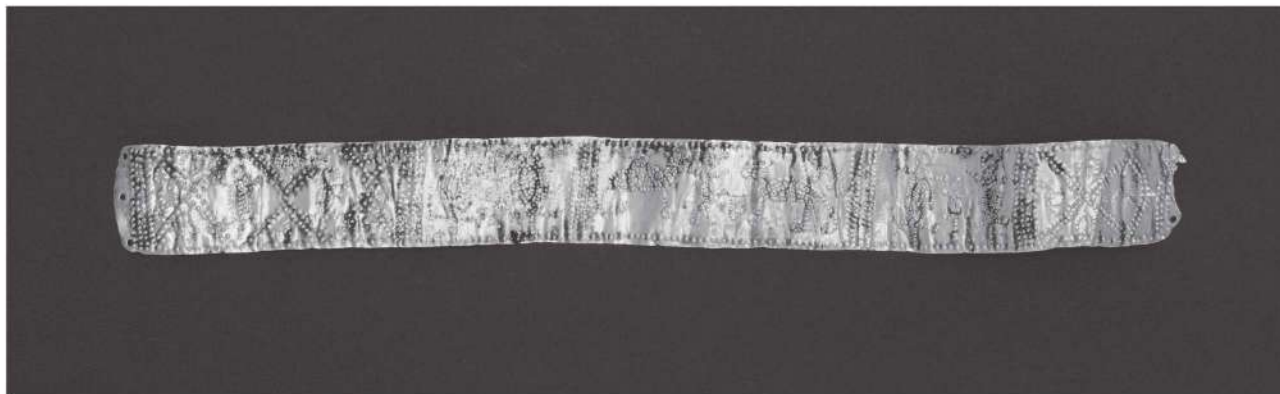


図10：資料12／Sample08 打出加工金製腰飾り（ベルト）



図11：金製飾り板（円形）
左：資料15／Sample16 右：資料16／Sample17

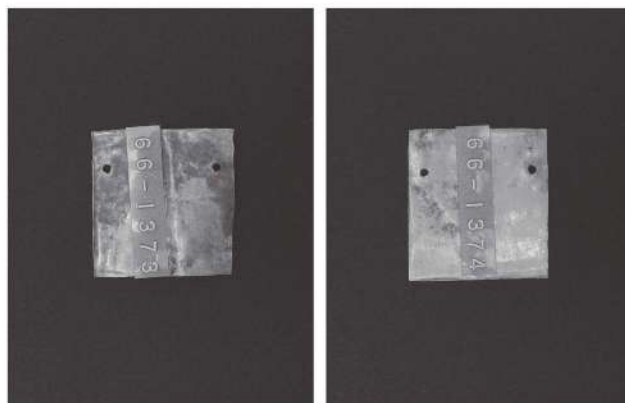


図12：金製飾り板（方形）
左：資料18／Sample18 右：資料19／Sample19



図13：金製飾り板（円形）
左：資料20／Sample20 中央：資料21／Sample21 右：資料22／Sample22



図14：金製トップ（留ピン）
資料32／Sample05

図15：銅製トップ（留ピン）
左：資料33／Sample11 中央：資料34／Sample 12 右：資料35／Sample13



図16：
銅製ひげ抜き
資料36／Sample09



図17：鉢形銀製品
上：資料37／Sample23 下：資料38／Sample24



図18：資料39／Sample25 銀製円形板



図19：資料40／Sample10 青銅製トゥミ



図20：資料41／Sample03 変造品



図21：資料42／Sample04 変造品

ここに糸を通して鉢巻状の織物に頭飾りを縫い付けて着用したと推定されている (Fernández M. 2016 : 113)。

2) 胸飾り

資料4 (図4) と資料5 (図5) は円に三日月あるいはナイフ形を組み合わせ、上端部に穴を2つあけている。同じ形をした類例はティティカカ湖沿岸のプーノに起源をもつとされ、推定年代は1440年から1532年のインカ帝国期である (Torres D. P. et al. 1997 : 24)。したがって資料4と5は同時期にプーノで製作された可能性が高い。なお穴の位置と数から、衣服に縫い付けられた胸飾りであると推定される。

3) 垂れ飾り

このタイプに該当するのは資料6 (図6) のみである。三日月あるいはナイフ形と渦巻文を組み合わせ、上端部に穴を1つあけていることから、垂れ飾りであると推定される。類例は確認できず、地域および時期を推定することはできない。

4) 腹部飾り

両端部に穴を複数あけて上衣の腹部に縫い付けた飾りで、ベルトのように腰全体には巻かない。資料7～11 (図7, 9) は軽くたたいて細かい襞のような凹凸をつけており、ボリビアで推定年代1430年から1550年のインカ帝国期の類例が確認されている (Cuesta D. et al. 1982 : 221 (171), Fernández M. 2016 : 116)。一方の資料12は、裏から打出した点文で人や動物などを表している。類例は確認できないが、資料7～11と同時代、同地域のものと推定される。

5) 打出し加工飾り板

このタイプに該当するのは資料13 (図8) のみである。類例とは断定できないが、形態や加工技術が類似するインカ帝国期の資料を確認できた (Cuesta D. et al. 1982 : 221 (183))。上端部に穴を2つあけていることから、垂れ飾り、あるいは衣服に縫い付けられた飾りであったと推定される。中央には円を、縁辺部には連続する楕円文を打ち出している。

6) 飾り板

資料14～31が該当し、資料18と19 (図12) は方形を、それ以外は円形を呈す。端部に穴をあける点は共通しているが、その個数はそれぞれ異なる。資料14～17 (図11) は上端部に2つ、下端部に1つ穴をあけるが、資料18と19は上端部の左右に1つずつ、資料20～31 (図13) は上端部に1つ穴をあけている。これらの類例は紀元後100年頃から850年頃にかけてペルー北海岸で栄えたモチェ文化でも確認でき (Alva et al. 1993 : 66 Fig.62, 157 Fig.169), 衣服や大型の装身具等に付けられた飾り

であると考えられる。また、上端部に穴を2つあける類例 (Alva et al. 1993 : 95 Fig.97, Cuesta D. et al. 1982 : 219 (167)) のように首飾りのパーツであった可能性も考えられる。モチエ文化に該当する可能性は否定できないが、インカ帝国期で同様の資料が確認できることから、後者の時代に製作されたと推定される。

7) トップ (留ピン)

トップは古代アンデスの女性たちの衣服を留めるピンであると同時に、装身具でもある。針に装飾部分を組み合わせる。装飾部分はシンプルな幾何学形を呈すものから動物などを象ったものまで幅広いデザインがあり、多くの場合、骨製あるいは金属製である。資料32 (図14) は金製、資料33~35 (図15) は銀製であるが、類例は確認できないことから地域および時期は推定できない。

8) ひげ抜き

形態はさまざまであるが、二枚貝のような構造をしている。館蔵資料のうち資料36 (図16) のみが該当し、半球形に形づくった2つのパーツを蝶番で連結している。

ひげ抜きは男性が頬ひげを引き抜くために使用されたと考えられているが、女性の脱毛用にも使用されたことが指摘されている。墓に副葬される事例が多く、金や銀でつくられ装飾が施される場合もある (Fernández M. 2016 : 155)。同じ形態の類例が確認できないことから、地域および時期の推定は難しい。

9) 鉢形金属製品

このタイプに該当する資料37と38 (図17) は銀製で丸底である。そのため、底部からの立ち上がりは緩やかである。一方、推定年代1450年から1530年のボリビアの類例 (Fernández M. 2016 : 196-205) には金製と銀製のものがある。それらの底部はほぼ平坦で、側壁が垂直に立ち上がる。さらに類例の直径は両資料の約2分の1であるという相違点が見られる。しかし、口縁部の両端に穴を2つずつあける点が共通していることから、資料37と38は類例と同地域および同時代であると推定した。

なお類例については、口縁端部に穴があげられていることを根拠に、液体を入れる容器ではなかったと考えられている。そしてその用途については、笏杖の先端飾り、槍や笏杖の下端部に取り付ける金具、あるいは糸で同じものを複数連ねてミイラ包み用の大きな首飾りにした等の説がある (Fernández M. 2016 : 196-205) が、実際のところよくわかっていない。

10) 金属製の板

このタイプに該当するのは資料39 (図18) のみであり、類例は確認できない。一方で、先述の鉢形金属製品は型を当てながら敲いて成形したと推定されることから、そ

の素材として用いられた可能性がある。いずれにしても、地域および時期を推定することはできない。

11) トゥミ

このタイプに該当するのは資料40 (図19) のみである。柄の端部には、荷駄獣として使用されたラクダ科動物のリヤマの頭部が象られ、先端には半月形の刃部を持つ。類例の報告例は多く (Cuesta D. et al. 1982 : 226 (289), Fernández M. 2016 : 212), 類例同様、1450年から1530年頃のインカ帝国期にクスコで製作された青銅製品であると推定される。なお資料40の刃部は研がれていないことから、人間や動物の供犠には用いられず、装飾品あるいは副葬品であった可能性が高い。

なお上記のタイプには含まれない資料は、以下の2つに分けられた。

12) 金属製品の破片

どのような製品であったかは特定できないが、それらの破片5点を資料43としてまとめた。これらは全て金製である。

13) 変造品

資料41 (図20) と資料42 (図21) は、金製の飾り板と円錐台あるいは縦長の釣鐘草の形をした垂れ飾り、珪孔雀石あるいは孔雀石と推定される緑色の石製の玉類を連ねた装身具である。このように異素材を組み合わせた類例は確認できなかった。したがって両資料は盗掘および遺跡の表面採集などで得られた資料を組み合わせで別の装飾品につくり変えたと推定される。なお本稿の定義においては贋作に含められる。

上述の11タイプに分類した資料のうち、類例が確認できた7タイプは、クスコ、プーノを含めたティティカカ湖沿岸、そしてボリビアの資料であり、時期はいずれもインカ帝国期に該当した。おそらくこれらの資料は真作である可能性が極めて高い。一方、類例が確認できなかった4タイプについても、同地域の同時代の資料であり、かつ真作である可能性が高いと推定された。また贋作に含められる (12) 変造品も、使用されている金製品や石製玉製品は真正性が高いと考えられた。そこで、これら類例調査で得られた結果の妥当性を検証するために、X線蛍光分析装置を用いた材質分析を実施した。

4. 可搬型蛍光X線分析装置を用いた材質分析

分析に使用した蛍光X線分析装置は奈良教育大学が所有するOLYMPUS製ハンドヘルド蛍光X線分析装置

DELTA DP-2000 Premiumである。測定条件は、励起用 X 線ターゲットが Rh、管電圧は40 kV（軽元素測定時は8 kV）、管電流は100 μ A（軽元素測定時は200 μ A）、測定部径は3 mm、計測時間は90秒である。測定は2024年9月13日および10月18日に当館内収蔵庫前室にて大気雰囲気下で、装置を三脚に固定し資料表面から1 mm程度離れた状態で非接触かつ非破壊で実施した。分析対象としたのは、Sample01からSample28の計28資料（資料1～8、12、13、15、16、18～22、32～42⁽⁵⁾）で、全ての資料で金属部分を複数回、Sample01（図1）、Sample03（図20）およびSample04（図22）については緑色を呈する石材部分についても分析を実施した。石材部分の測定条件は、管電圧は40 kV（軽元素測定時は10 kV）、管電流は100 μ A（軽元素測定時は200 μ A）、計測時間は180秒で実施した。また、Sample27（図4）については別素材と考えられる金属製の紐が伴われており（図24）、その部分についても分析を実施している。測定析箇所は計113箇所である。なお、金属標準試料との比較により主要金属元素（Fe, Cu, Zn, Ag, Sn, Au, Pb）について半定量分析を行った。

4-1. 蛍光 X 線分析結果について

蛍光 X 線分析で明らかとなった定性分析結果は表2に示した。表3は各資料の金属主要元素（Fe, Cu, Zn, Ag, Sn, Au, Pb）の半定量分析結果を示す。なお、表3の金属部分の半定量分析結果は資料ごとの平均値である。また、蛍光 X 線スペクトルは図26～図57に示している。分析の結果、金の含有量が最も多い Au-Ag-Cu 合金製の14点（Sample01～08、14～19）、銀が最も多く金を僅かに含む Au-Ag-Cu 合金製の5点（Sample20～24）、金を含まない Ag-Cu 合金製の5点（Sample09、25～28）、Cu-Sn 合金（青銅）製の2点（Sample10、13）、銅製の1点（Sample11）、そして Cu-Zn 合金（黄銅〔真鍮〕）製の1点（Sample12）であることが明らかとなった。

金の含有量が最も多い Au-Ag-Cu 合金製の14点の資料について、平方ユークリッド距離によるワード法を用いたクラスター分析を Au-Ag-Cu の3成分比で実施して分類してみると、Au の含有量が90 %を超える群（Sample01、04、16、17／図1、21、11）と、Cu が4～6 %程度含まれる群（Sample05、06、07、14、15／図14、3、8、7、9）と、これら以外の群（Sample02、03、08、18、19／図2、20、10、12）の3群に分かれる。古代アンデスにおいて、金は砂金として産出される自然金をそのまま利用することが一般的であり、これまで冶金考古学の知見から生産地の近傍の砂金鉱床が利用されたと考えて

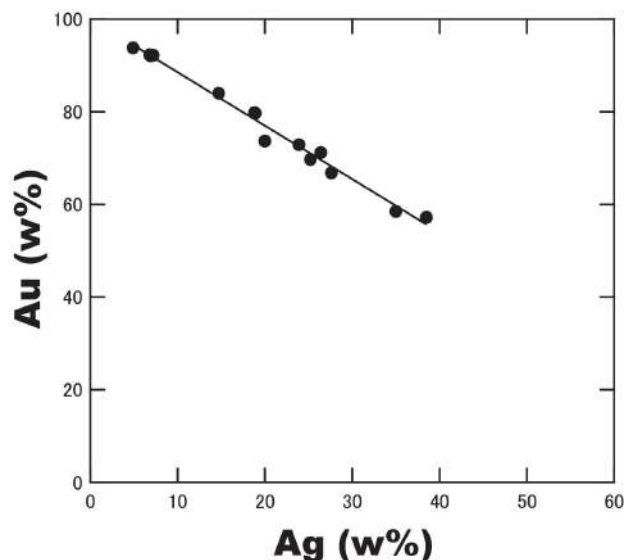


図22. 金 (Au) と銀 (Ag) の含有量相関図

大過ない。また、先述のように自然金には基本的に銀が含まれており、分析対象とした資料についても同様であると考えられる。図22には14点の資料に含まれる金 (Au) と銀 (Ag) の含有量の相関図を示したが、両者の間には強い相関関係が認められる。これらの資料に含まれる金と銀の成分比は、自然金の成分比を反映していると考えて良いだろう。一方で、金 (Au) と銀 (Ag) と銅 (Cu) の含有量には、非常に弱い相関関係しか認められないことが注目される。このことは、もともと自然金に含まれる銅に加えて、合金化する際に銅が添加された可能性を強く示唆している。また、自然金に銅が3 %以上含まれることは極めて希であるが、今回の分析結果の中には銅 (Cu) が4～6 %程度含まれる群が存在している。このことも銅が添加されて Au-Ag-Cu 合金が作られていることを示唆しており（Lechtman 2007 : 318）、冶金技術を考える上で興味深い結果である。また、自然金に元々含まれる銀の含有量推定に用いられる $Ag/(Ag+Au)$ % 値の結果は、古代アンデスで利用された既知の自然金鉱床と概ね調和的であるが、Sample05（図14）およびSample06（図3）の $Ag/(Ag+Au)$ % 値は30 %を超える値となっており、意図的に銀が添加された可能性も考える必要がある。ただし、ボリビアやチリなどには銀含有量が30 %に達する金鉱床の存在が知られており（Plaza et al. 2021）、当該資料の推定製作地がボリビア周辺であることも併せて考えると現時点では自然金と考えるのが妥当であろう。

銀が最も多く金を僅かに含む Au-Ag-Cu 合金製の5点については、銅 (Cu) を30 %以上含む群（Sample20、21／図13、資料20と21）とそれ以外の群（Sample22～

24／図13, 資料22および図17) に大別できる。少なくとも前者は、意図的に銅と銀を混合して合金化したものと考えられ、後者についても Sample22 (図13, 資料22) については12 %程度の銅を含むことから意図的に銅を加えて作られた合金と判断される。Sample23と Sample24 (図17) については銅 (Cu) の含有量は4 %前後でありもともと銀に含まれていた銅である可能性も存在するが、現時点では研究の蓄積が不十分であり判断することは難しい。金 (Au) についてはごく僅かな含有量であるため銀鉱石等に当初から含まれる夾雑物と考えることも可能であり、これらの5点に関しては Au-Ag-Cu 合金ではなく Ag-Cu 合金とする方が合理的とも考えられる。

金を含まない Ag-Cu 合金製の資料は5点あり、40 %以上の銅 (Cu) を含む Sample09 (図16) と95 %前後の高純度の銀 (Ag) に数%程度の銅 (Cu) を含む Sample

25～28 (図18, 6, 4, 5) の群に分類することができる。これらの資料は、今回測定対象とした資料の中ではやや鉛 (Pb) の含有量が多い傾向があり、前述の銀が最も多く金を僅かに含む Au-Ag-Cu 合金とは原料供給源が異なる可能性が高い。Sample09に関しては、明らかに銅と銀を混合した Ag-Cu 合金であり、他の4資料と由来が異なっている可能性がある。前述の銀が最も多く金を僅かに含む Au-Ag-Cu 合金製の5点と金を含まない Ag-Cu 合金製の資料5点の分析結果は、いずれもインカ帝国期の金属製品として妥当な分析結果である。

分析対象中、Cu-Sn 合金 (青銅) 製と判断される資料は、Sample10 (図19) および Sample13 (図15, 資料35) の2点である。いずれも銅 (Cu) が70～75 %程度、スズ (Sn) が20～25 %程度となっている。一般的な青

表2. 蛍光X線分析結果

試料番号	測定対象	検出元素
Sample 01	金属部	(Al), Si, S, (Fe), (Cu), Ag, Au , (Pb)
	石材部	Al, Si , (K), Ca, (Ti), Fe, Cu , Zn, (Ag), (Sr), (Sb), Au
Sample 02	金属部	Si, S, (Ti), (Fe), Cu, Ag , Au
Sample 03	金属部	Si, S, (Ti), (Fe), Cu, Ag , Au
	石材部	Al, Si , (K), Ca , (Ti), Fe, Cu , (Ag), (Sr), (Au)
Sample 04	金属部	Al, Si, S, (Ti), Fe, Cu, Ag, Au
	石材部	Al , Si , K, Ca, (Ti), (Fe), Cu , (Sr)
Sample 05	金属部	Al, Si, K, (Ti), (Fe), Cu, (Zn), Ag , Au , (Pb), (Bi)
Sample 06	金属部	Al, Si, K, (Ti), (Fe), Cu, (Zn), Ag , Au , (Pb), (Bi)
Sample 07	金属部	Si, S, (Ti), Fe, Cu, Ag , Au
Sample 08	金属部	Si, S, (Ti), Fe, Cu, Ag , Au
Sample 09	金属部	Si, (Ca), (Fe), Cu , (Zn), Ag , (Pb)
Sample 10	金属部	Al, Si, S, Ca, (Ti), Fe, Cu , (Zn), Sn , (Pb)
Sample 11	金属部	Al, Si, S, K, (Ti), (Fe), Cu , (Zn)
Sample 12	金属部	Al, Si, (Ca), (Ti), (Cr), Fe, Cu , Zn , Sn, Pb
Sample 13	金属部	Al, Si, S, Ca, (Ti), (Mn), Fe, Cu , (Zn), Sn , (Sb), (Pb)
Sample 14	金属部	Si, S, (Ti), (Fe), Cu, Ag , Au
Sample 15	金属部	Al, Si, S, (Ti), Fe, Cu, Ag , Au , (Sb), (Pb)
Sample 16	金属部	Al, Si, S, (Ti), (Fe), Cu, Ag, Au
Sample 17	金属部	Si, S, (Ti), (Fe), (Cu), Ag, Au
Sample 18	金属部	Al, Si, S, (Ti), (Fe), Cu, Ag , Au
Sample 19	金属部	Al, Si, S, (Ti), (Fe), Cu, Ag , Au
Sample 20	金属部	Si, S, (Ca), (Fe), Cu , (Zn), Ag , (Au), (Pb)
Sample 21	金属部	(Si), S , Cu , (Zn), Ag , (Au), (Pb)
Sample 22	金属部	(Si), S , Cu , Ag , (Au), (Pb)
Sample 23	金属部	(Al), Si, S, (Fe), Cu, Ag , (Au), (Pb)
Sample 24	金属部	(Al), Si, S, (Fe), Cu, (Zn), Ag , (Au), (Pb)
Sample 25	金属部	(Al), Si, S, (Ca), (Fe), Cu, Ag , Pb
Sample 26	金属部	(Al), Si, (S), (Fe), Cu, Ag , Pb, (Bi)
Sample 27	金属部	(Al), Si, S, (Fe), Cu, Ag , (Pb), (Bi)
	紐部	Al , Si, (S), P, Ca, (Ti), (Fe), Cu, (Zn), Ag , (Pb)
Sample 28	金属部	(Al), Si, (S), (Ca), (Fe), (Cu), Ag , (Sb), (Pb), (Bi)

※: 検出元素のうち、多い成分を**太文字**、少ない成分を () で表す

表3. 金属部の半定量分析結果 (w%)

試料番号	Fe	Cu	Zn	Ag	Sn	Au	Pb
Sample 01	0.2	0.4	-	7.2	-	92.2	-
Sample 02	0.1	1.2	-	14.7	-	84.0	-
Sample 03	0.2	2.9	-	23.9	-	72.9	-
Sample 04	0.1	1.2	-	4.9	-	93.8	-
Sample 05	0.1	6.1	0.3	35.0	-	58.5	-
Sample 06	0.1	4.1	0.1	38.5	-	57.2	-
Sample 07	0.1	6.3	-	20.0	-	73.7	-
Sample 08	0.2	2.2	-	26.4	-	71.2	-
Sample 09	0.3	42.0	0.1	57.0	-	-	0.6
Sample 10	2.4	75.6	0.5	-	21.5	-	-
Sample 11	0.2	99.6	0.2	-	-	-	-
Sample 12	0.9	75.3	18.8	-	2.4	-	2.6
Sample 13	4.7	69.8	0.2	-	25.3	-	-
Sample 14	0.2	5.0	-	25.2	-	69.7	-
Sample 15	0.6	5.0	-	27.6	-	66.8	-
Sample 16	0.2	0.7	-	6.8	-	92.3	-
Sample 17	0.2	0.8	-	6.9	-	92.1	-
Sample 18	0.1	1.3	-	18.9	-	79.7	-
Sample 19	0.1	1.3	-	18.8	-	79.8	-
Sample 20	-	31.1	0.1	68.2	-	0.4	0.2
Sample 21	-	32.5	0.1	66.8	-	0.4	0.2
Sample 22	-	12.1	-	87.2	-	0.4	0.3
Sample 23	0.1	4.1	-	95.6	-	0.1	0.1
Sample 24	0.1	3.4	<0.1	96.3	-	0.1	0.1
Sample 25	0.1	2.9	-	96.2	-	-	0.8
Sample 26	0.1	3.9	-	95.1	-	-	0.9
Sample 27	0.2	5.4	<0.1	94.2	-	-	0.2
Sample 28	0.4	1.8	-	97.3	-	-	0.5

※: - は検出限界以下

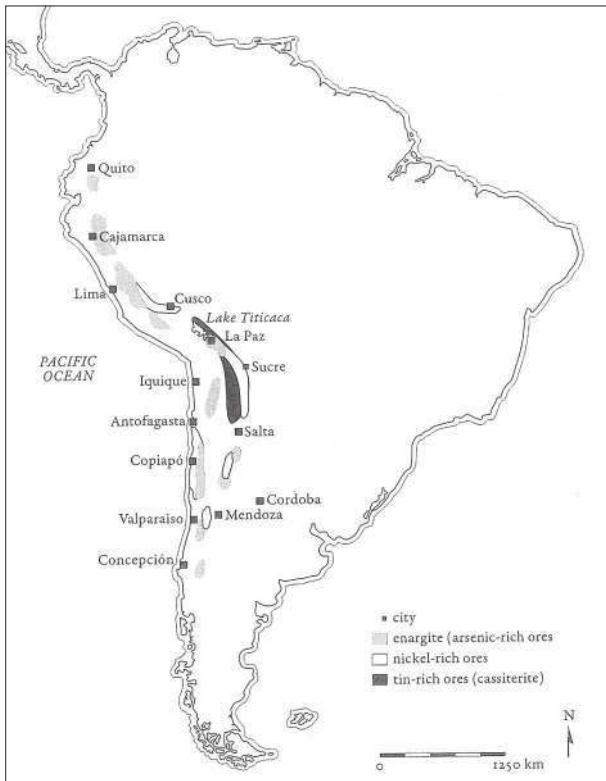


図23：アンデスのヒ素、ニッケル、錫鉱床分布図
(Lechtman 2007 : 333 Fig.14.)

銅よりもスズの含有量が多く、当初は白銀色に近い色調を呈していたと推定される。また、この2点は測定対象の中で最も鉄 (Fe) の含有量が多く、原料に鉄を比較的多く含む鉱石が用いられていた可能性がある。ヘザー・レヒトマン (Heather Lechtman) がすでに論じているように、アンデス文明における青銅には大別すると3つの種類が存在し、一つはヒ素青銅、もう一つはヒ素ニッケル青銅、そしてスズ青銅である (Lechtman 2007 : 332-333)。これは原料となる鉱石の産出地 (図23) によって比較的明瞭に生産地域が異なっており、スズ青銅は中期ホライズン／ワリ期 (紀元後600年頃～1000年頃) にアンデス南中央部からアルゼンチン北西部にかけて生産され、インカ帝国期に広く用いられるようになったと考えられている (González, 2004, Lechtman 2007 : 332-333)。Sample10の推定製作地はスズ鉱石産地から離れたクスコであるが、後述する都クスコにおける集中生産体制やインカ帝国期の青銅製品であることを踏まえると、ややスズが多い特徴はあるものの妥当な分析結果と考えられる。

Sample11 (図15, 資料33) はほぼ純銅と言って良く、アルミニウム (Al) やケイ素 (Si) などの夾雑物あるいは表面付着物以外は鉄 (Fe) と亜鉛 (Zn) が僅かに含まれるのみである。インカ帝国期において銅製の金属器



図24：資料4／Sample27
銀製胸飾り (金属紐付き)

は比較的多く認められる。

Cu-Zn 合金 (黄銅 [真鍮]) 製であることが明らかとなった Sample12 (図15, 資料34) については、まず疑われるのは現代の贋作の可能性である。表2および表3の結果を見てみると、夾雑物として多様な元素が含まれていることがわかる。特に鉄 (Fe)、スズ (Sn)、鉛 (Pb) を多く含むことは注目される。このことは現代の工業的な Cu-Zn 合金が用いられたものではないことを示唆しており、現代の贋作の可能性は低いといえる。なお、博物館に所蔵されている古代アンデスの金属製品の中にはモチエ文化やインカ帝国期と推定されている金属製品に亜鉛 (Zn) を含む Cu-Zn 合金例が報告されている (Fernández-Murillo, 2016) が、発掘調査で出土した資料の中に現時点で Cu-Zn 合金製品を確認することはできない。先スペイン期の南北アメリカ大陸における Cu-Zn 合金の利用については不明な点が多く、確実に Cu-Zn 合金の存在が認められるのはスペイン征服以降の植民地時代になってからである。Sample12についてはスペイン征服以降の製品である可能性を念頭に慎重な検討が必要であろう。半定量分析で亜鉛 (Zn) の含有量が18.8%と評価されており、イエローブラス (亜鉛が30%程度) よりもゴールドブラス (亜鉛が15%程度) に近い比率となっている。色調としては明るい金色を呈していたと考えられる。

以上、今回調査した28点の金属資料の蛍光X線分析結果は、Sample12については慎重な検討が今後必要と考えられるが、それ以外の27点の資料についてはインカ帝国期の金属製品として合理的な分析結果となっている。次項では主として Au-Ag-Cu 合金について先行研究と比較検討を行い、本分析結果の実効性を論じることしたい。

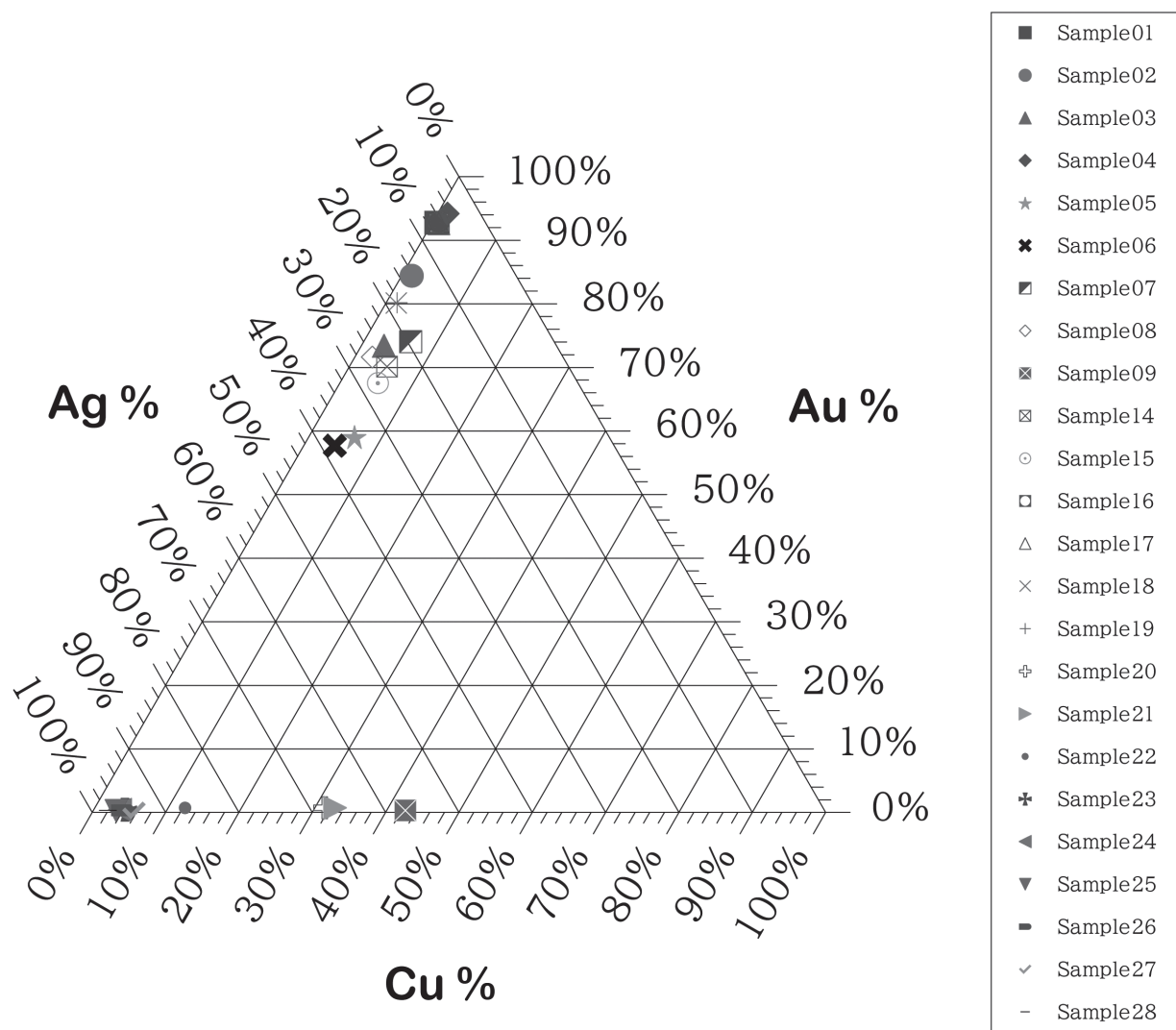


図25. 分析結果から作成したAu-Ag-Cu三角図

なお、Sample27に付属していた金属紐（図24）は、表2に示すようにアルミニウム（Al）が主要成分となっている。ともに主要成分として評価される銀（Ag）については、測定時に資料本体の成分が影響した可能性が高く、アルミニウムを主成分とする素材が用いられていると考えるのが妥当であろう。このことから少なくとも当該部分は現代の後補であると考えるのが妥当であり、研究を行う上で留意する必要がある。また、バネッサ・ムロス（Vanessa Muros）らが論じるように、先スペイン期には南アメリカ大陸には金属糸製造技術は存在しなかったと考えられており（Muros et al. 2007）、その点からも当該部分は後補と判断される。

最後に、Sample01（図1）、Sample03（図20）、およびSample04（図21）に用いられた石材について見てみると、定性分析結果にバラツキはあるものの主要成分としてアルミニウム（Al）、ケイ素（Si）と銅（Cu）が

共通することが注目される。特にSiとCuは含有量が非常に多い。ペルー・ボリビア地域で想定される緑色を呈する石材としては、ヒスイ（jadeite： $\text{NaAlSi}_2\text{O}_6$ ）や孔雀石（malachite： $\text{Cu}_2(\text{CO}_3)(\text{OH})_2$ ）、プロシャン銅鉱（brochantite： $\text{Cu}_4\text{SO}_4(\text{OH})_6$ ）、そして珪孔雀石（chrysocolla： $(\text{Cu,Al})_2\text{H}_2\text{Si}_2\text{O}_5(\text{OH})_4 \cdot n\text{H}_2\text{O}$ ）等が代表的なものであるが、Al、Si、Cuが主成分であることを踏まえると珪孔雀石が用いられていると考えるのが妥当である。

4-2. Au-Ag-Cu 三角図を用いた分析結果の考察

古代アンデスにおける冶金文化は、一般に銅（Cu）、銀（Ag）、金（Au）の3種類の金属の利用が中心となり、天然に産する自然金（基本的に銀を含む合金）以外は銅とその他の物質との合金が主となることはレヒトマンが指摘するとおりである（Lechtman 1980, 2007：314）。

このため、一般に古代アンデスにおける金属製品の研究には銅 (Cu)、銀 (Ag)、金 (Au) の3種類の金属の成分比を用いた三角図が利用されることが多い。Au-Ag-Cu 三角図は原材料の成分比の特徴や合金技術の特徴が反映されることから、各文化圏や時代ごとに三角図にある程度まとまった分布域を示すことが知られている。そこで、本稿でも銅製、Cu-Sn 合金製および Cu-Zn 合金製と評価された試料番号10~13以外の23点について Au-Ag-Cu 三角図を作成し検討を行うこととした。

作成した Au-Ag-Cu 三角図は図25に示す。金の含有量が最も多い Au-Ag-Cu 合金製の14資料の分析結果は、先行研究で示されるティワナク文化やインカ帝国期、またボリビア地域の金属製品の分析結果と調和的なものとなっている (例えば, Plaza et al. 2022)。一方で、ナスカ文化やランバイエケ (シカン) 文化の金属製品とは明確に異なった分布を示しており、Au-Ag-Cu 三角図においても当該資料群がインカ帝国期の製品であることを強く支持する結果となっている。レヒトマンが指摘しているように、インカ帝国では都のクスコにアンデス各地の冶金の中心地から鍛冶職人が集められた。とりわけ際立っていたのはチャン・チャン⁽⁸⁾であるが、他にもパチャカマック⁽⁹⁾、ワンカベリカ⁽¹⁰⁾、イカ⁽¹¹⁾、チンチャ⁽¹²⁾、そしておそらく、南アンデスの高原地帯の錫の産地も含まれていた (Lechtman 2007 : 320, ロストウォロフスキ2003 : 98, 119, 227)。このように、インカ帝国はその版図に組み込んでいった地域の冶金技術を導入して継承したのである。そしてティワナク文化の領域についても同様であったと考えられる。このことは、今回測定対象となった資料の分析結果がインカ帝国期の金属製品が示す分布域に比べて狭い領域に集中しており、ティワナク文化の金属製品の Au-Ag-Cu 三角図分析結果とも調和的であることとも関連する可能性がある。分析対象となった資料の推定製作地はティティカカ湖沿岸およびボリビア周辺と考えられ、かつてティワナク文化が展開していた領域と重なる。古代アンデスにおける自然金の供給源は、基本的に近傍の砂金鉱床と考えられ、同地域においてはインカ帝国期においてもその供給源を利用していた可能性が高い。よって、本研究によって示唆される Au-Ag-Cu 合金利用のプレ・インカ期からの連続性により、インカ帝国における金属資源の利用とその供給源との関係については、都クスコにおける集中生産体制と併行して各地域でも在地の生産体制が維持されていた可能性が強く示唆される。

5. まとめ

類例調査および蛍光X線分析装置を用いた材質分析により、伝ペルー・ボリビア出土館蔵金属製品は、クスコで製作された可能性が残されているトゥミ (図19)、および植民地時代に製作された可能性が示唆される黄銅 (真鍮) 製のトゥプ (図15, 資料34) を除いて、インカ帝国期に南アンデスの高原地帯のティティカカ湖沿岸およびボリビア周辺で製作された可能性が高いことが明らかになった。そしてこの分析結果は、これらの資料はほぼすべて真作であり、贋作の範疇に含まれる変造品についても、使用されている石製玉製品や金製飾りは真正性の高い資料であることを示唆している。

インカ帝国では、金は太陽の汗、銀は月の涙と表現され、金と銀、あるいはそれらと銅との合金の相続は、インカ王の子孫であるインカ王族だけに許された特権であった (アートン2024 : 379)。したがって、伝ペルー・ボリビア出土館蔵金属製品はティティカカ湖沿岸およびボリビア周辺に領地を持っていたインカ王族によって相続され、当該地域ではインカ帝国による支配以前の生産体制が維持されていた可能性が指摘できるのである。

註

- (1) 本稿における贋作は、古美術マーケットで売買して利益を得るために制作されたものと定義する。その場合、本物の金ではないという科学的レベルでの贋作と、本物の金であったとしても、現代において真作を模倣して制作された贋作を含み、後者には利益目的のために制作するという悪しき意図が作用している。
- (2) 一般に、アンデス山脈が連なる地域をアンデス地方と言い、コロンビア共和国からチリ共和国北部までを含む (恒川他2013)。
- (3) 紀元後550年頃から1150年頃まで、海拔3850mのティティカカ湖南東部の高地高原に位置するティワナク遺跡を中心に、ボリビアからペルー南高地、さらにチリ北部にまで影響を及ぼした宗教国家であったと考えられている。
- (4) ペルー南高地のクスコに都を建設し、15世紀半ばから16世紀前半にかけて、わずか1世紀あまりでアンデス一帯を支配下に治めた。最終的にコロンビア南部からチリ中部までの南北4000km、そしてボリビアやアルゼンチン北西部までがその版図に含められた。
- (5) Sample 番号と資料番号の対応については表1を参照。
- (6) ペルー南海岸のカニエテ川からヤウカ川以南まで、南北400km以上に影響を及ぼした。ナスカ・グランデ川流域を中心に、紀元後100年頃から650年頃にかけて栄えた。
- (7) ペルー北海岸北部のランバイエケ地方で紀元後700年頃から800年頃にかけて興った文化。ラ・レチェ川中流域に位置するシカン遺跡を中心に短期間で勢力を拡大し、南で興ったチムー王国に征服される1375年頃まで栄えた。最盛期中期シカン (紀元後950年頃~1100年頃) には巨大なピラミッド型神殿が多数築かれ、黒色土器が大量に生産された。また、金、銀、

合金の生産に加えてヒ素青銅を大量に生産し、エクアドルやコロンビアまで交易品として運ばれた。

- (8) ペルー北海岸のモチェ川河口に位置するチムー王国の都。チャン・チャンの建設は紀元後850年頃から900年頃にかけて始まり、チムー王国はこの都を中心に、10世紀初頭からインカ帝国に征服される1470年頃まで繁栄した。1130年頃から1200年頃にかけて王国は拡大し、最終的にエクアドル国境に近いトゥンベスから中央海岸のチヨン谷まで、南北1300kmに及ぶ範囲を影響下に収めた。最盛期のチャン・チャンには1万人ほどの工芸職人が集められ、そこで金属製品や黒色磨研土器、そして木製品や貝製品がつくられ、織物も織られた(関2021:244)。
- (9) ペルー中央海岸のルリン谷の北端に位置する祭祀遺跡。太平洋に面して巨大な祭祀遺跡が築かれた。形成期末からインカ帝国期まで長期にわたって利用されたことが確認されている(関・青山 2005:151)。地方王国期(紀元後1000年頃～1470年頃)にはイチマ王国の首であった(関2021:257)。
- (10) ペルー中央高地南部に位置し、ワンカベリカ地方では水銀朱が産出される。
- (11) ペルー南海岸の地域。チンチャの南、ナスカの北に位置する。
- (12) ペルー南海岸北部に位置し、地方王国期にチンチャ、あるいはイカ・チンチャと呼ばれる首長制社会が成立していた。チンチャには6千人の商人がいたという記録が残されており、現在のエクアドル共和国のプエルト・ビエホおよびマンタまで銅を持って行き、スポンディルス貝と交換して帰る交易が行われていた(マリア・ロストウォロフスキ2003:222)。

参考文献

- Alva, Walter and Christopher B. Donnan 1993 *Royal Tombs of Sipán*. Flowe Museum of Cultural History, University of California, Los Angeles
- Cuesta D., Mariano y Salvador Rovira Llorens 1982 *Museo de America; Los Trabajos en Metal en el area Andina*, Ministerio de Cultura de España, Madrid
- Fernández-M., María Soledad 2016 *Alianzas de metal; La colección de minería y metales del Museo Nacional de Etnografía y Folklore, según la cadena de producción*, Musef Editores, La Paz.
- González, Luis R. 2004 *Bronces sin nombre: La metalurgia prehispánica en el noroeste argentino*. Ediciones Fundacion CEPPA, Buenos Aires.
- Lechtman, Heather 1979 Issues in Andean Metallurgy. In Benson, Elizabeth P.(ed.), *Pre-Columbian Metallurgy of South America: A Conference at Dumbarton Oaks October 18th and 19th, 1975*, Harvard University Press, Washington, D.C., 1-40.
- Lechtman, Heather 1980 The Central Andes-Metallurgy Without Iron. In Theodore Wertime and James Muhly(eds.), *The Coming of the Age of Iron*, Yale University Press, New Haven, Conn, 267-334.
- Lechtman, Heather 1988 Traditions and Styles in Central Andean Metalworking. In Maddin, Robert(ed.), *The Beginning of the Use of the Metals and Alloys*, MIT Press, Cambridge, Mass, 344-378.
- Lechtman, Heather 2007 The Inka, and Andean metallurgical-tradition. In Richard Burger L., Craig Morris, and Ramiro Matos Mendieta(eds.), *Variations in the expression of Inka power: A Symposium at Dumbarton Oaks 18 and 19 October 1997*, Harvard University Press, Washington, D.C. 313-355.
- Muros, Vanessa, Sebastian K. T. S. Wärmländer, David A. Scott and Johanna Maria Theile 2007 Characterization of 17th-19th Century Metal Threads from the Colonial Andes, *Journal of the American Institute for Conservation*, Vol. 46, No. 3(Fall - Winter, 2007), Published By: Taylor & Francis, Ltd. 229-244.
- Plaza, María Teresa 2018 *Gold and silver technological traditions in San Pedro de Atacama (northern Chile). during the Middle Period (AD 400-1000)*, University College London, Ph.D. thesis.
- Plaza, María Teresa, Calonge, Valentina Figueroa Larre and Marcos Martinón Torres 2022 Technology, life histories and circulation of gold objects during the Middle Period(AD 400-1000): A perspective from the Atacama Desert, Chile. *Archaeological and Anthropological Sciences* 14, Springer Science+Business Media.
- Plaza, María Teresa and Marcos Martinón-Torres 2021 Technology, Use and Reuse of Gold during the Middle Period: The Case of Casa Parroquial, Atacama Desert, Chile. *Cambridge Archaeological Journal*, Volume 31, pp.613-637, University of Cambridge Press.
- Torres D. P., Jose y Victoria Mujica 1997 *Plata y Plateros del Peru, Patronato Plata del Peru*, Lima
- Vanessa Muros, Sebastian K. T. S. Wärmländer, David A. Scott and Johanna Maria Theile 2007 Characterization of 17th-19th Century Metal Threads from the Colonial Andes. *Journal of the American Institute for Conservation*, Vol. 46, No. 3(Fall - Winter, 2007), 229-244, Taylor & Francis, Ltd.
- 磯貝友紀, 近藤由紀, 寺田鮎美, 山崎和佳子 2001 「揺れ動く「真」と「贋」西野嘉章編『東京大学総合研究博物館特別展示 東京大学コレクションⅫ 真贋のはざま—デュシャンから遺伝子まで』, 8-29頁, 東京大学総合研究博物館
- 大貫良夫 2001 「アンデスにおける模造と捏造—真贋鑑定から本物再発見へ」西野嘉章編『東京大学総合研究博物館特別展示 東京大学コレクションⅫ 真贋のはざま—デュシャンから遺伝子まで』, 54-62頁, 東京大学総合研究博物館
- ゲイリー・アートン／アドリアナ・フォン・ハーゲン編, 大平秀一監訳, 岡本年正・森下壽典訳 2024 『インカ百科事典』 柊風舎
- 関雄二 2021 『アンデスの考古学 新版』 同成社
- 関雄二, 青山和夫編著 2005 『岩波 アメリカ大陸古代文明事典』 岩波書店
- 関雄二監修 山本睦・松本雄一編 2022 『アンデス文明ハンドブック』 臨川書店
- 恒川恵市, 大貫良夫, 落合一泰, 国本伊代, 松下洋, 福嶋正徳監修 2013 『新版 ラテン・アメリカを知る事典』 平凡社
- マリア・ロストウォロフスキ著, 増田義郎訳 2003 『インカ帝国の形成と崩壊』 東洋書林

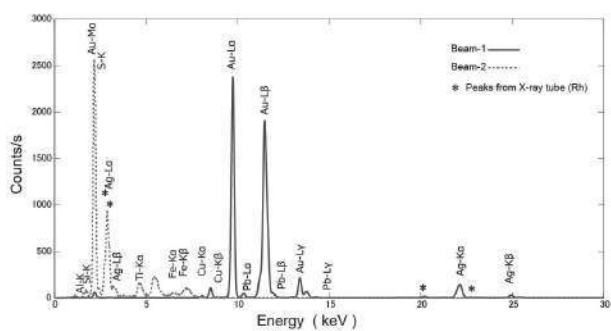


図26. Sample01 (金属部) の蛍光X線スペクトル

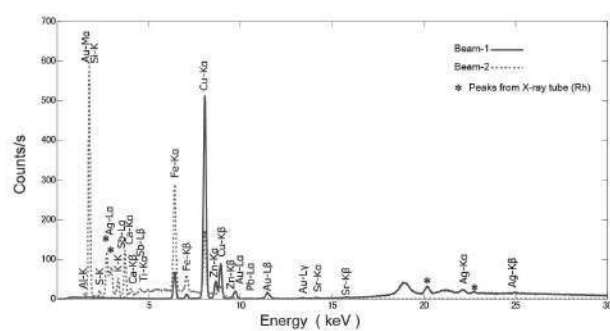


図27. Sample02 (金属部) の蛍光X線スペクトル

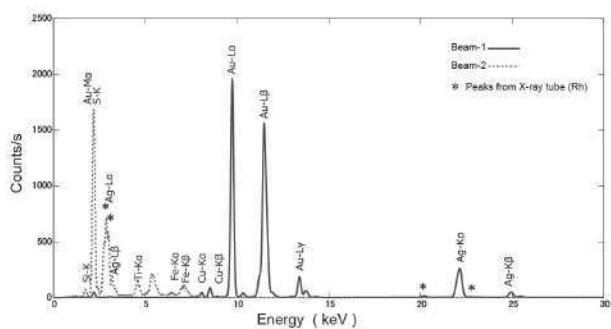


図28. Sample02 (石材部) の蛍光X線スペクトル

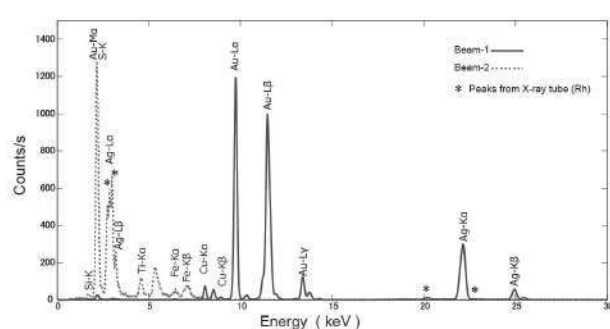


図29. Sample03 (金属部) の蛍光X線スペクトル

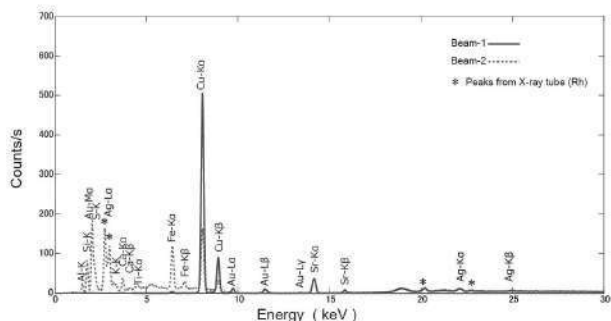


図30. Sample03 (石材部) の蛍光X線スペクトル

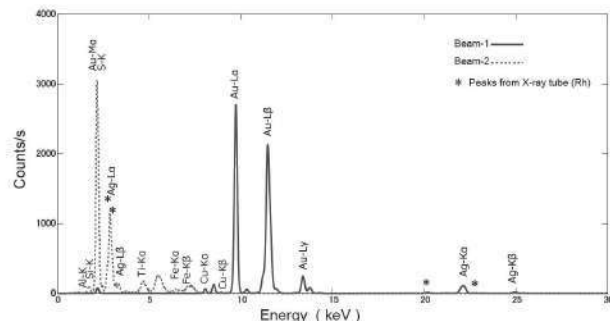


図31. Sample04 (金属部) の蛍光X線スペクトル

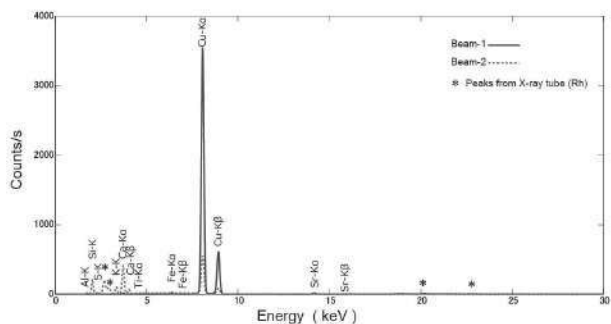


図32. Sample04 (石材部) の蛍光X線スペクトル

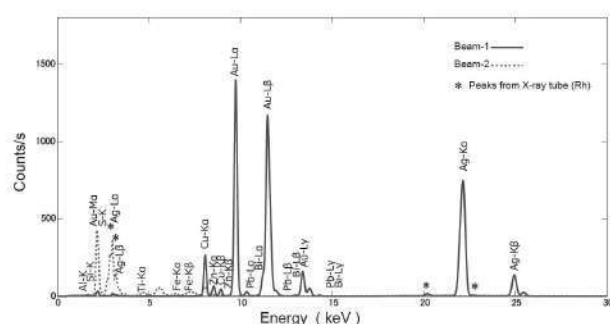


図33. Sample05 (金属部) の蛍光X線スペクトル

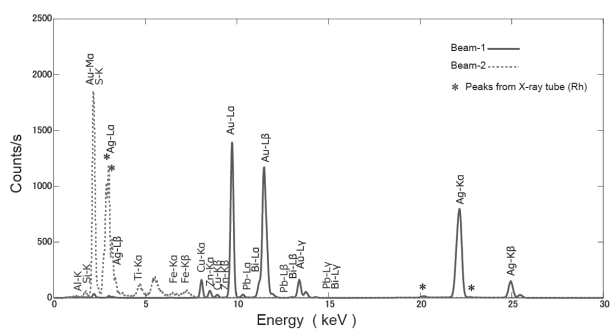


図34. Sample06 (金属部) の蛍光X線スペクトル

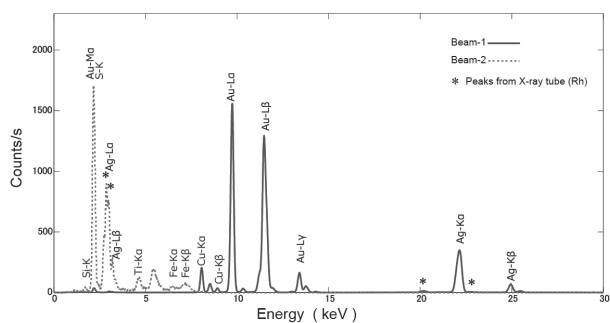


図35. Sample07 (金属部) の蛍光X線スペクトル

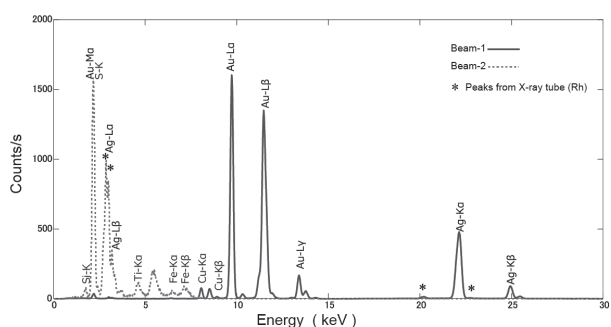


図36. Sample08 (金属部) の蛍光X線スペクトル

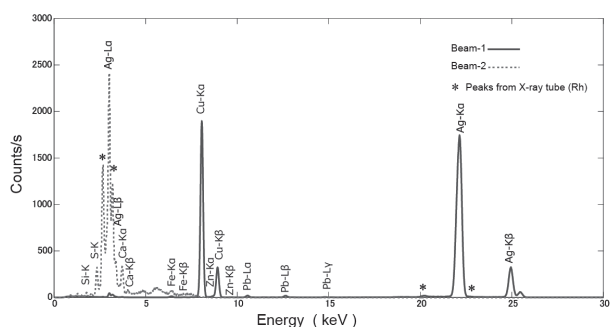


図37. Sample09 (金属部) の蛍光X線スペクトル

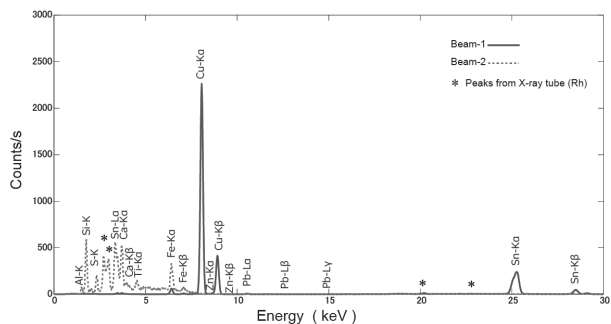


図38. Sample10 (金属部) の蛍光X線スペクトル

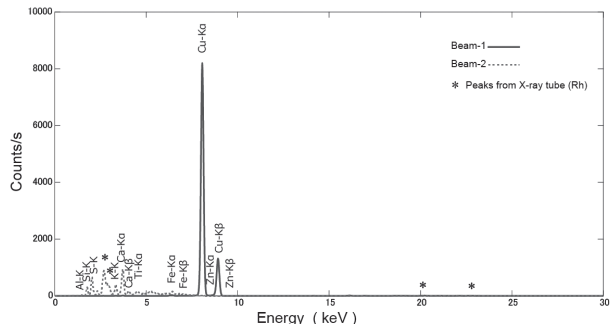


図39. Sample11 (金属部) の蛍光X線スペクトル

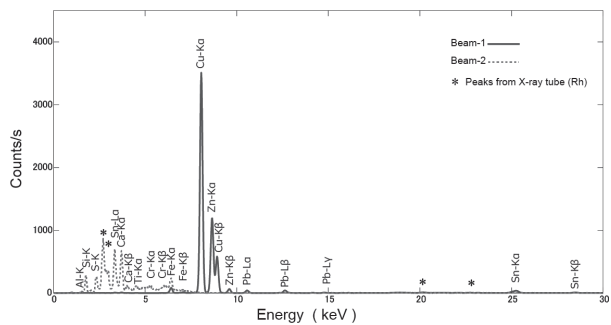


図40. Sample12 (金属部) の蛍光X線スペクトル

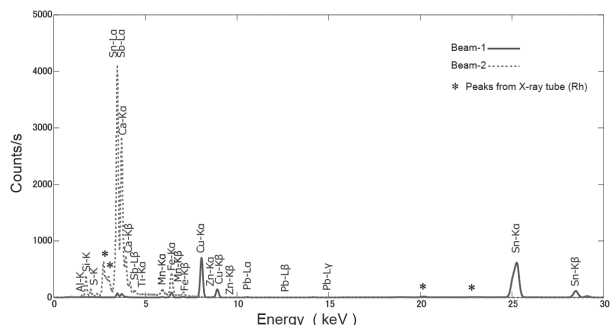


図41. Sample13 (金属部) の蛍光X線スペクトル

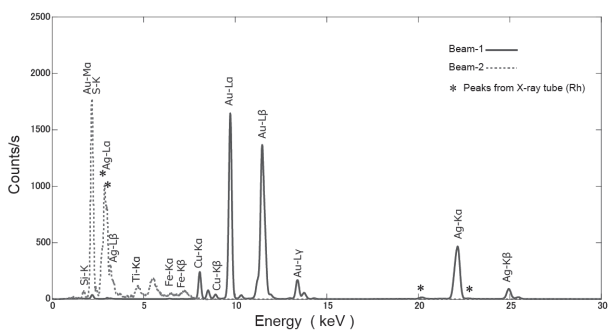


図42. Sample14 (金属部) の蛍光X線スペクトル

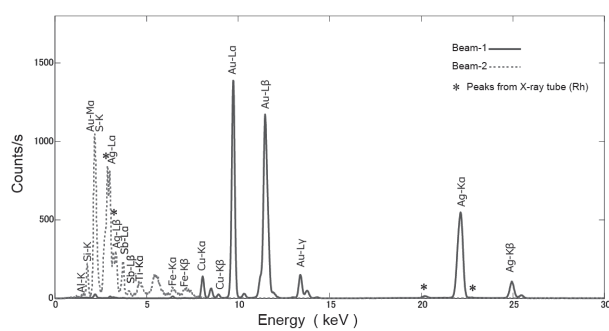


図43. Sample15 (金属部) の蛍光X線スペクトル

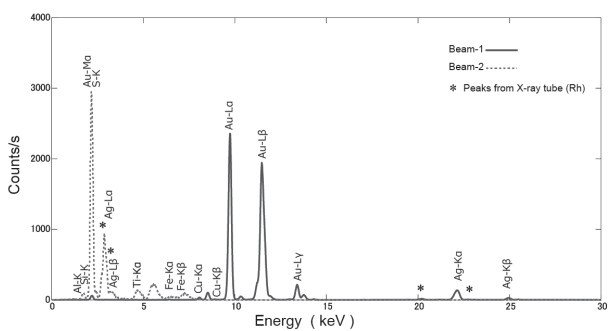


図44. Sample16 (金属部) の蛍光X線スペクトル

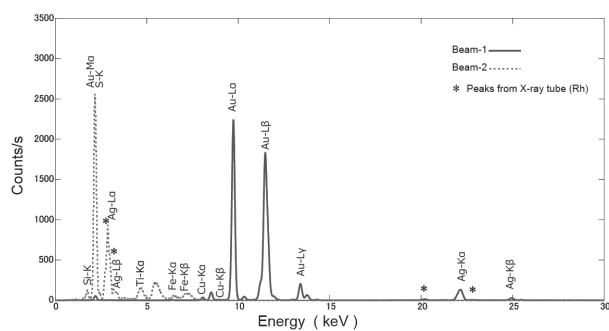


図45. Sample17 (金属部) の蛍光X線スペクトル

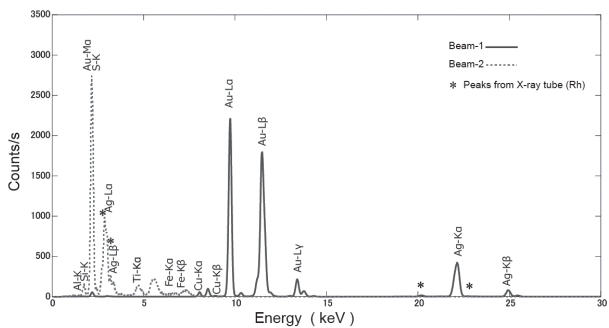


図46. Sample18 (金属部) の蛍光X線スペクトル

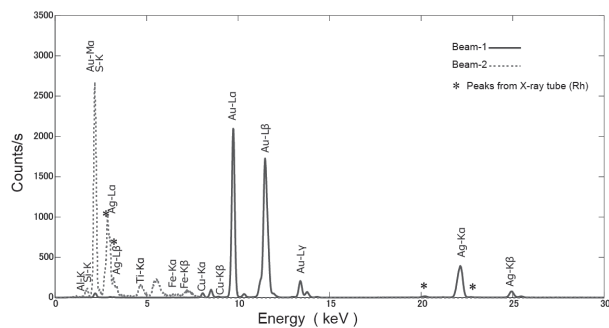


図47. Sample19 (金属部) の蛍光X線スペクトル

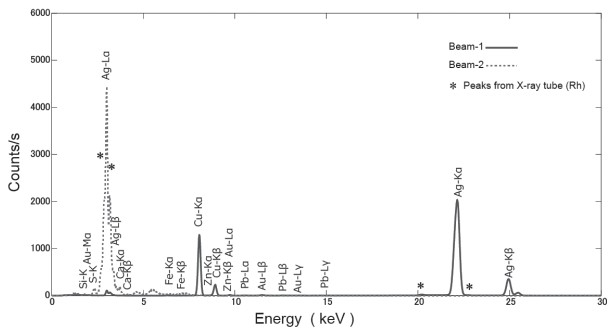


図48. Sample20 (金属部) の蛍光X線スペクトル

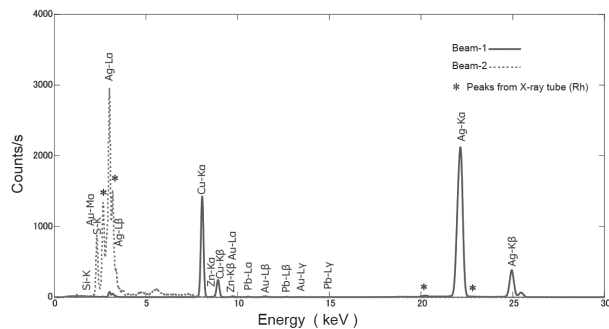


図49. Sample21 (金属部) の蛍光X線スペクトル

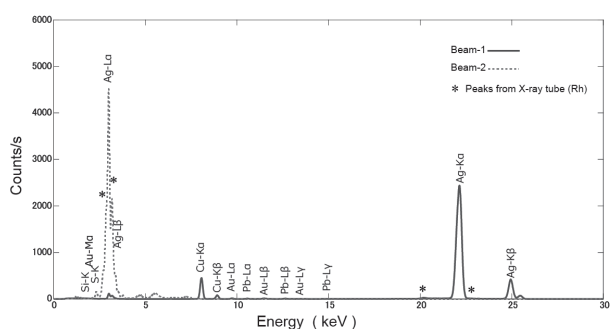


図50. Sample22 (金属部) の蛍光X線スペクトル

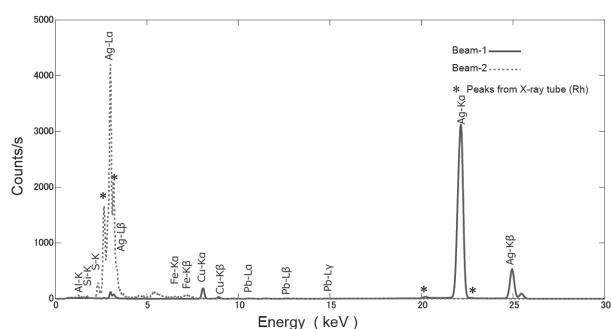


図51. Sample23 (金属部) の蛍光X線スペクトル

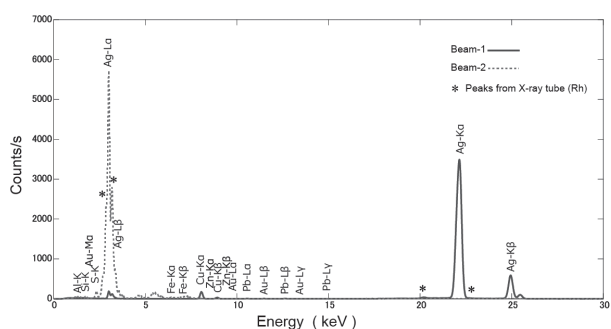


図52. Sample24 (金属部) の蛍光X線スペクトル

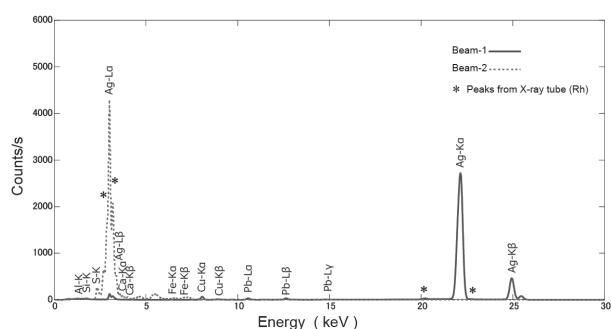


図53. Sample25 (金属部) の蛍光X線スペクトル

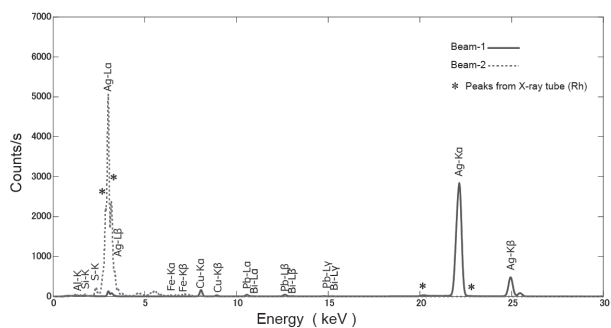


図54. Sample26 (金属部) の蛍光X線スペクトル

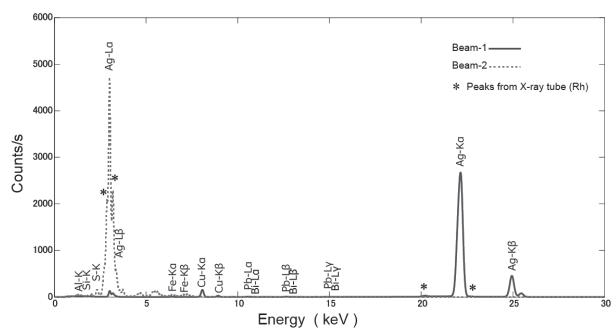


図55. Sample27 (金属部) の蛍光X線スペクトル

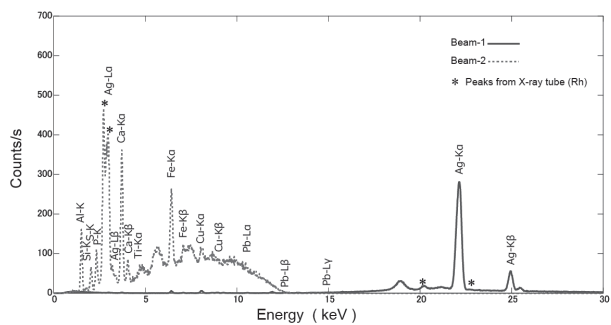


図56. Sample27 (紐部) の蛍光X線スペクトル

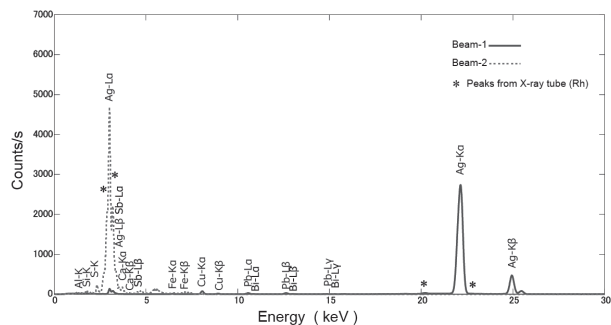


図57. Sample28 (金属部) の蛍光X線スペクトル

